

フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド

(毎月決算型)B(為替ヘッジなし)
(資産成長型)D(為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／債券
2025.02.20

本書は、「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド(毎月決算型)B(為替ヘッジなし)」の投資信託説明書(請求目論見書)及び「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド(資産成長型)D(為替ヘッジなし)」の投資信託説明書(請求目論見書)で構成されており、それぞれで運用管理費用(信託報酬)は異なります。

設定・運用は

フィデリティ投信株式会社

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

FICR2502-011-S



本ページは白紙となります。

フィデリティ・ USハイ・イールド・ ファンド

(毎月決算型)B(為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／債券
2025.02.20

設定・運用は

フィデリティ投信株式会社

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

FICR2502-006-S



FidelityTM
INTERNATIONAL

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行なうフィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年8月20日に関東財務局長に提出し、2024年8月21日にその届出の効力が生じております。
2. ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
3. お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。
4. 課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名	フィデリティ投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 コルビー・ペンゾーン
本店の所在の場所	東京都港区六本木七丁目7番7号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
2 投資方針	12
3 投資リスク	25
4 手数料等及び税金	29
5 運用状況	34
第2 管理及び運営	45
1 申込（販売）手続等	45
2 換金（解約）手続等	46
3 資産管理等の概要	48
4 受益者の権利等	51
第3 ファンドの経理状況	53
1 財務諸表	56
2 ファンドの現況	99
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	100
第三部 委託会社等の情報	102
第1 委託会社等の概況	102
1 委託会社等の概況	102
2 事業の内容及び営業の概況	103
3 委託会社等の経理状況	104
4 利害関係人との取引制限	132
5 その他	132
＜添付＞ 投資信託約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）Ｂ（為替ヘッジなし）（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

6 兆円* を上限とします。

* 受益権 1 口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額

※ 上記の金額には、申込手数料ならびにこれに対する消費税相当額および地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*¹ とします。

*¹ 「基準価額」とは、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日*² における受益権総口数で除して得た、受益権 1 口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、1 万口当たりをもって表示されることがあります。

*² 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

発行価格の基準となる基準価額につきましては、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部の IP 電話からはご利用いただけません。）または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「ＵＳハイＢ」として略称で掲載されています。）

(5) 【申込手数料】

申込手数料率は3.30%*（税抜 3.00%）を超えないものとします。

なお、申込手数料率の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

* 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※ 税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

※ 「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

※ 「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、当ファンド、追加型証券投資信託「フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）A（為替ヘッジあり）」、追加型証券投資信託「フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（資産成長型）C（為替ヘッジあり）」、追加型証券投資信託「フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（資産成長型）D（為替ヘッジなし）」（注）間の乗り換え（以下「スイッチング」といいます。）によるファンドの取得申込みが可能です。

また、販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みが可能です。

スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

なお、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※ スwitchingおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（注）追加型証券投資信託「フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）A（為替ヘッジあり）」、追加型証券投資信託「フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（資産成長型）C（為替ヘッジあり）」、追加型証券投資信託「フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（資産成長型）D（為替ヘッジなし）」の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込単位の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

継続申込期間：2024年8月21日から2025年8月20日まで

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：
<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、原則として、取得申込受付日から起算して5営業日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：
<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行なうことができます。

② 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

③ ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。ただし、販売会社によっては、「累積投資コース」であっても収益分配金を自動的に再投資しない旨を取得申込者が指示することが可能な場合があります。また、「累積投資コース」を取扱う販売会社が自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービス（名称の如何を問わず、同種の性質をもつ契約を含みます。）を取扱う場合があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますので、ご注意ください。

「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間でファンドの定時定額購入サービスに関する取り決めを行なういただきます。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド債券）を主要な投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

② ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、3兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。

また、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券(ハイ・イールド債)))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券（債券（ハイ・イールド債）））…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として債券のうちハイ・イールド債に投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

(参考) ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド債券)等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

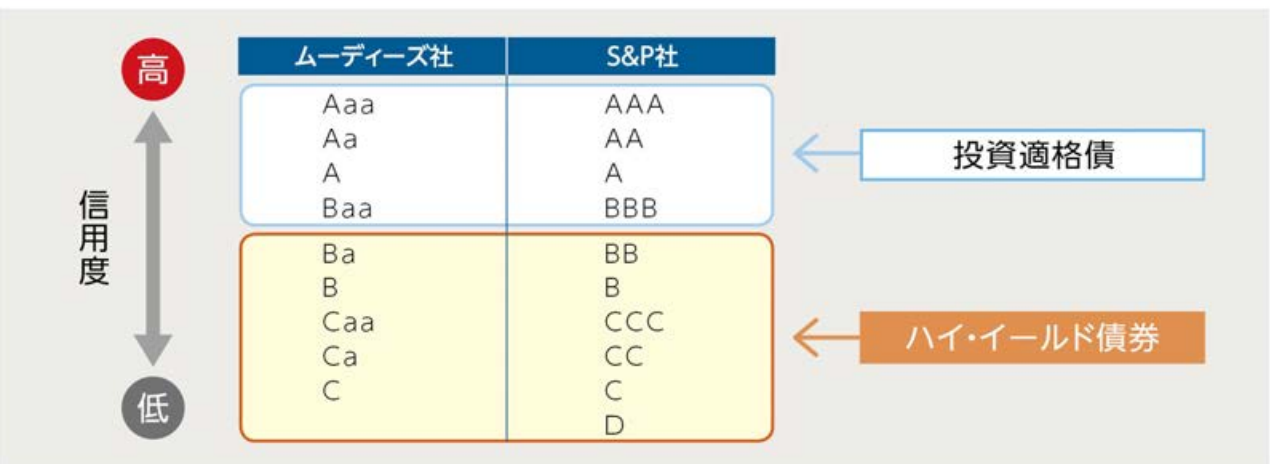
④ ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

- 米ドル建て高利回り事業債（以下「ハイ・イールド債券」といいます。）を中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。
- 格付けに関しては、主に、B a 格（ムーディーズ社）以下またはB B 格（S & P 社）以下の格付けの事業債に投資を行ない、一部、格付けを持たない債券や、米国以外の国の発行体の高利回り事業債を組入れることもあります。
- 銘柄選択に関しては、個別企業分析により判断します。
- マザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに、運用の指図に関する権限を委託します。

ハイ・イールド債券とは

米国では、ムーディーズ社やS & P 社といった格付機関が、債券の元本、利息が償還時まで、どの程度確実に支払われるかを評価しています。B a （ムーディーズ社）以下または、B B （S & P 社）以下の格付けの事業債、および格付けされていないが、それらと同等の信用力と考えられる事業債をハイ・イールド債券といいます。



米国ハイ・イールド債券の特色

- ① 米国国債に比較して、一般的に高利回りです。
- ② 米国金利動向に影響を受けますが、米国国債に比較して歴史的に金利に対する相関度は低いことが見受けられます。
- ③ 債券を発行している企業の業績や、景気動向、格付動向に大きく影響を受けます。
- ④ 米ドル建て債券ですので、為替動向の影響を受けます。

(2) 【ファンドの沿革】

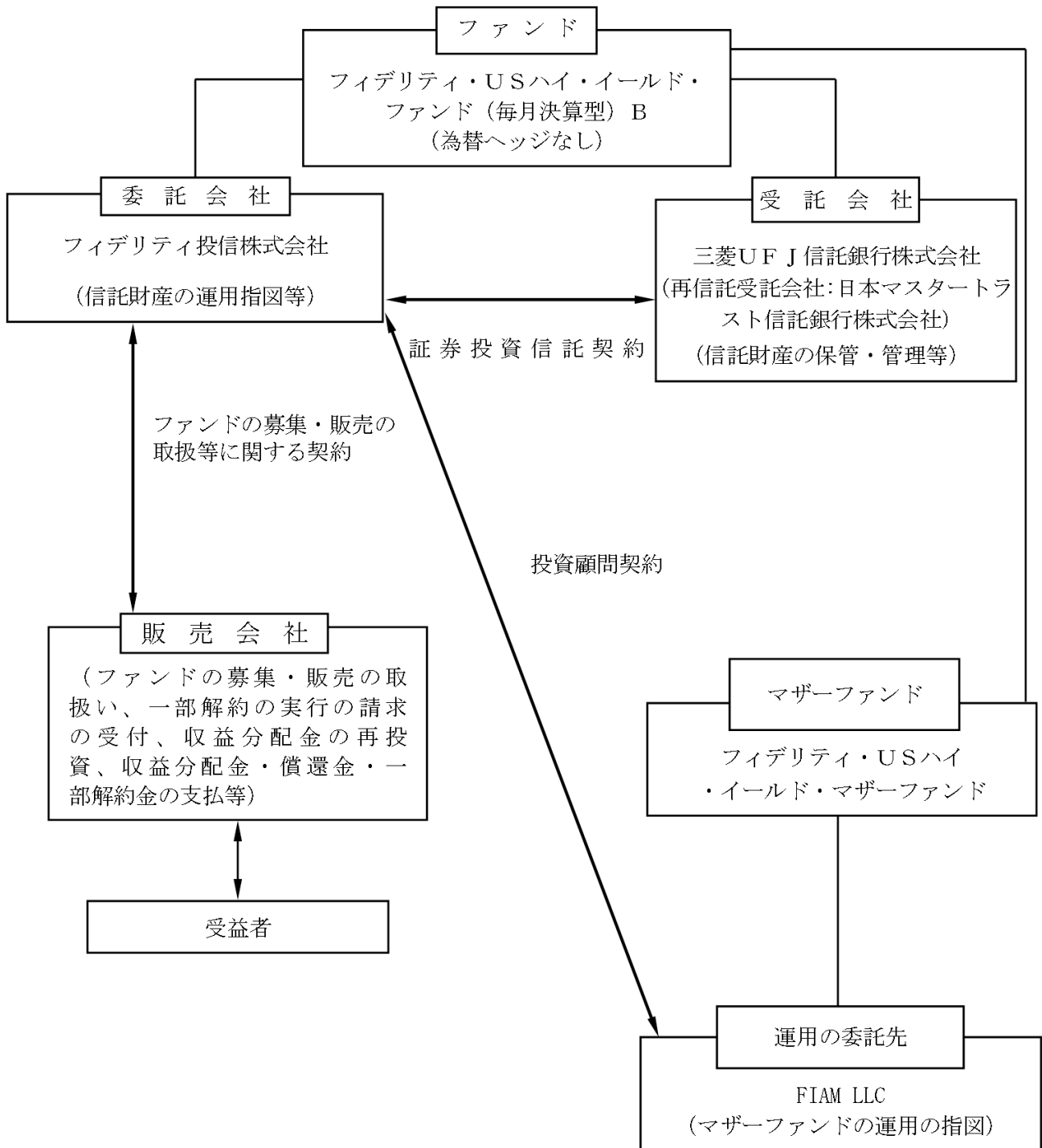
- 1998年4月1日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始
- 2003年9月26日 ファミリーファンド方式による運用に変更
- 2005年2月28日 ファンドの決算日を年1回から毎月に変更
- 2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行
- 2023年8月19日 ファンドの名称を「フィデリティ・U S ハイ・イールド・ファンド」から「フィデリティ・U S ハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（「フィデリティ・U S ハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）」）とし、その資金を主としてマザーファンド（「フィデリティ・U S ハイ・イールド・マザーファンド」）に投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先：FIAM LLC（所在地：米国）

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（参考）

FIAM LLCは、企業年金、公的年金、基金、財団、中央銀行、政府系ファンド、保険会社を含む世界各国の機関投資家を対象とした資産運用サービスに特化しています。FIAM LLCは米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

④ 委託会社の概況（2024年12月末日現在）

(a) 資本金の額 金10億円

(b) 沿革

1986年11月17日	フィデリティ投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	投資顧問業の登録
同年6月10日	投資一任業務の認可取得
1995年9月28日	社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年11月10日	投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
2007年9月30日	金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	20,000	100

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 投資態度

- (a) ファンドは主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (b) 原則として、実質外貨建資産*の為替ヘッジは行ないません。
- (c) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- (d) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- (e) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- (f) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

* 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

② ファンドのベンチマーク*1

ハイ・イールド債券の代表的な指数であるICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)*2をベンチマーク（運用目標）とし、長期的に当該インデックスを上回る運用成果をあげることがを目標とします。（ベンチマークとの連動を目指すものではありません。）

*1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。

*2 ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)は、株式会社三菱UFJ銀行が発表する換算レートをもとに委託会社が算出しています。

ICE®はICE Data Indices, LLCまたはその関連会社の登録商標です。BofA®はバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションおよびその関連会社（BofA）によってライセンス供与されたバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの登録商標であり、BofAの事前の承認なしに使用することはできません。ICE BofAはICE BofA indexを現状有姿の状態でライセンス供与しており、同インデックスに関し保証したり、同インデックスおよびそこに反映され、関連している、あるいはそこから派生しているいかなるデータに関して、その適切性、品質、正確性、適時性、完全性を保証するものではありません。またICE BofAは、それらの利用に際し責任を負うものではなく、フィデリティ投信株式会社あるいは同社の商品やサービスにつき、スポンサー提供、支持、もしくは推奨するものではありません。

This Japanese translation of the disclaimer is for informational purposes only, and the English language disclaimer, which is available upon request, controls with respect to ICE Data Indices, LLC and the ICE BofA Indices.

③ 運用方針

1. 個別企業分析にあたっては、アナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析と現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
2. 高利回り事業債の組入率は原則として高位を維持します。
3. 原則として外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
4. 長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることを目標とします。（ベンチマークとの連動を目指すものではありません。）ベンチマークの詳細については、前記「② ファンドのベンチマーク」をご参照ください。

運用にあたっては、上記 1. - 4. の方針で臨みますが、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

※ ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用方針を含みます。

（２）【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「④ その他の投資対象」 1. から 5. に定めるものに限りします。）
3. 約束手形
4. 金銭債権

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投資信託法」といいます。）施行規則第 22 条第 1 項第 1 号イからハまでに掲げるものに限りします。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

前記②にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

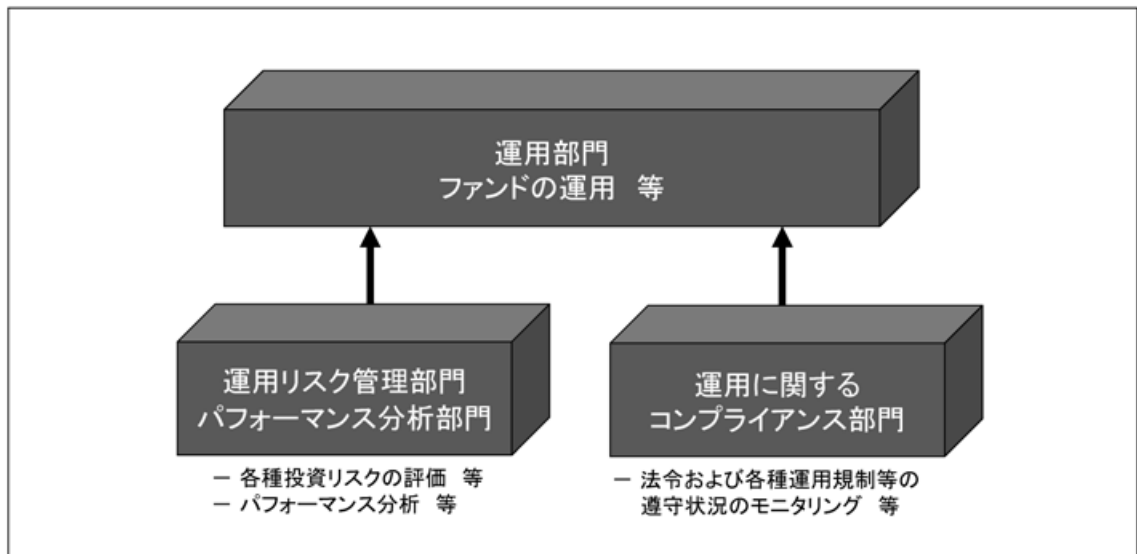
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象

1. 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。
3. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
4. 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
5. 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
6. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
7. 実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
8. 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

(3) 【運用体制】

ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに運用の指図に関する権限を委託します。



- 運用の委託先は、運用の指図に関する権限の範囲内において、ポートフォリオの構築を行ないます。
- 運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。
- 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクの評価等を行ないます。
- パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

＜ファンドの運用体制に対する管理等＞

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

*委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※上記「(3) 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則毎月22日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- （a）分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- （b）収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- （c）留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(参考)



収益分配金に関する留意事項

- 1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選好に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

- 1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



●「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約（償還）時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。

●「普通分配金」とは、個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

●「元本払戻金（特別分配金）」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

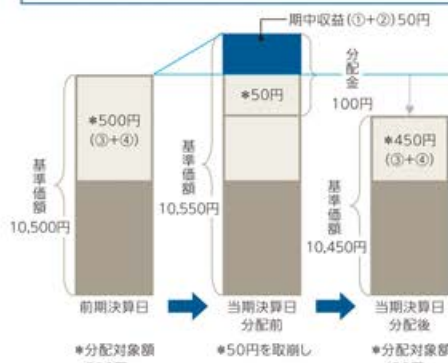
投資信託で
分配金が支払われる
イメージ



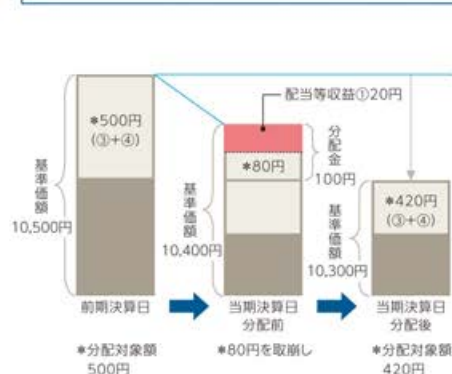
- 3 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇
当期計算期間の収益がプラスの場合



前期決算から基準価額が下落
当期計算期間の収益がマイナスの場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

② 利益の処理方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、信託財産保管費用、借入金の利息、信託事務の諸費用等（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

① ファンドの信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- (b) ハイ・イールド債券への実質投資割合*には、制限を設けません。
- (c) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (d) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (e) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）
- (f) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (g) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (h) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (i) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- (j) デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (k) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- (l) 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権に係る利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「（2）投資対象 ③ 投資対象とする金融商品」1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (m) 通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (n) 金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「（2）投資対象 ③ 投資対象とする金融商品」1. から4. に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「(2) 投資対象 ③ 投資対象とする金融商品」1. から4. に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (o) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。（マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (p) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (q) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (r) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (s) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(t) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(u) デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

＊ 上記（b）から（i）における「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する（b）から（i）に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

② 投資信託法および関係法令に基づく投資制限

(a) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

(b) デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(参考情報)

フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米ドル建て高利回り事業債（以下「ハイ・イールド債券」といいます。）を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① ハイ・イールド債券を中心に投資し、高水準の利息等収入の確保を図るとともに、値上り益の追求をめざします。
- ② Ba格（ムーディーズ社）以下またはBB格（S & P社）以下の格付けのハイ・イールド債券に投資します。なお、一部、格付けを持たない有価証券にも投資します。また、一部、米国以外の国の発行体のハイ・イールド債券にも投資します。
- ③ 個別企業の信用分析と銘柄分散を基本とした運用を行ないます。
- ④ 組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。
- ⑤ 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- ⑦ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことができます。
- ⑧ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行なうことができます。
- ⑨ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことができます。

(3) 投資制限

- ① ハイ・イールド債券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- ⑨ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■主な変動要因

<価格変動リスク>

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

<信用リスク>

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付けされた債券に比べて前述のリスクが高くなります。

<金利変動リスク>

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

<為替変動リスク>

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

■その他の変動要因

<デリバティブ（派生商品）に関するリスク>

ファンドは、ヘッジ目的の場合等に関し、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

<クーリング・オフ>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<流動性リスク>

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要性が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

<エマージング市場に関わる留意点>

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

<ベンチマークに関する留意点>

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
 - 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。
 - 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。
- *委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

※投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2020年1月～2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※2020年1月～2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複製、使用、頒布することは禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複製・転載を禁じます。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料率は3.30%＊（税抜 3.00%）を超えないものとします。

なお、申込手数料率の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

＊ 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※ 税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

※ 「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

※ 「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

一部解約にあたっては手数料はかかりません。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.738%（税抜 1.58%）の率を乗じて得た額とします。

② 上記①の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率／税抜）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.755%	0.725%	0.10%	1.58%

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

※ 税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 先物取引やオプション取引等に要する費用
- ③ 外貨建資産の保管費用
- ④ 借入金の利息
- ⑤ 信託財産に関する租税
- ⑥ 信託事務の処理に要する諸費用
- ⑦ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑧ その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑧の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑧の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年5月および11月に到来する計算期（以下「特定期間」といいます。）末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑦の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 上記（１）～（４）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ 運用・管理にかかる費用の総額について、詳しくは、後掲の「（５）課税上の取扱い（参考情報）ファンドの総経費率」をご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

１．個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「３．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

２．一部解約時および償還時の課税について

<個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

<法人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

３．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、

20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2024年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

※ 上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の 比率①	その他費用の 比率②
フィデリティ・USハイ・イールド・ ファンド(毎月決算型)B (為替ヘッジなし)	1.75%	1.73%	0.01%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間は2024年5月23日～2024年11月22日です。
※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2024年12月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	741,348,952,979	100.04
預金・その他の資産（負債控除後）	－	△275,344,803	△0.04
合計（純資産総額）		741,073,608,176	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド

(2024年12月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	25,582,991,981	2.62
	ルクセンブルグ	1,075,064,359	0.11
	小計	26,658,056,340	2.73
新株予約権証券	イギリス	238,775,577	0.02
	小計	238,775,577	0.02
社債券	アメリカ	738,994,831,294	75.73
	カナダ	30,079,057,415	3.08
	ケイマン諸島	16,443,354,499	1.69
	オランダ	11,261,608,863	1.15
	イギリス	10,484,188,100	1.07
	フランス	10,310,914,842	1.06
	ルクセンブルグ	8,870,874,033	0.91
	ジャージー	8,040,692,490	0.82
	リベリア	7,776,130,303	0.80
	パナマ	5,914,823,055	0.61
	アイルランド	4,066,617,305	0.42
	バミューダ	3,638,216,187	0.37
	オーストラリア	3,176,542,802	0.33
	イギリス領バー ジン諸島	2,284,955,577	0.23
	マルタ	1,309,948,056	0.13
	マーシャル諸島	1,179,025,578	0.12
	ノルウェー	1,032,350,144	0.11

	フィンランド	598,829,935	0.06
	ポーランド	527,047,851	0.05
	モーリシャス	241,981,787	0.02
	小計	866,231,990,116	88.77
預金・その他の資産（負債控除後）	－	82,691,490,039	8.47
合計（純資産総額）		975,820,312,072	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2024年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引（買建）	日本	394,522,893	0.04
為替予約取引（売建）	日本	50,790,881	△0.01
貸付債権	アメリカ	54,548,705,906	5.59

（注1）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（注2）貸付債権の時価については、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2024年12月30日現在）

順位	種 類	銘柄名	国・地域	数量 （口数）	帳簿価 額単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	親投資 信託受 益証券	フィデリ ティ・US ハイ・イー ルド・マ ザーファン ド	日本	114,060,704,194	6.4414	734,710,620,077	6.4996	741,348,952,979	100.04

種類別投資比率

（2024年12月30日現在）

種 類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.04

(参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄
 フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド

(2024年12月30日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
1	ECHOSTAR CORP 10.75% 11/30/29	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	141,558,849	17,135.00 24,256,118,231	16,989.16 24,049,666,030	10.750 2029/11/30	2.46
2	DPL INC 4.125% 07/01/25	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	59,058,000	15,702.21 9,273,412,504	15,584.05 9,203,629,300	4.125 2025/07/01	0.94
3	SPRINT CAP CORP 8.75% 3/15/32	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	44,955,000	19,012.91 8,547,258,024	18,892.70 8,493,214,561	8.750 2032/03/15	0.87
4	VISTRA CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 公益事業	369,930	26,354.36 9,749,272,020	22,094.58 8,173,448,867	0.000 —	0.84
5	FORD MTR CR LLC 6.95% 03/06/26	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	49,800,000	16,096.39 8,016,005,606	16,082.95 8,009,309,847	6.950 2026/03/06	0.82
6	UBER TECH INC 4.5% 08/15/29 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	48,880,000	15,303.91 7,480,553,652	15,278.13 7,467,950,755	4.500 2029/08/15	0.77
7	CHARLES SCHWAB 5.375%/VAR PERP	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	40,995,000	15,768.96 6,464,486,873	15,702.05 6,437,057,061	5.375 2049/12/31	0.66
8	ALLY 8% GLOBAL	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	34,804,000	17,619.51 6,132,294,963	17,435.07 6,068,103,203	8.000 2031/11/01	0.62
9	PG&E 4.95% 07/01/50	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	40,141,500	13,761.02 5,523,882,765	13,723.38 5,508,770,759	4.950 2050/07/01	0.56
10	UNIVISION COMM 8% 08/28 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	33,980,000	16,084.53 5,465,524,415	16,097.35 5,469,878,130	8.000 2028/08/15	0.56
11	FORD MTR CR LLC 7.35% 11/04/27	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	30,000,000	16,607.16 4,982,148,006	16,528.86 4,958,658,276	7.350 2027/11/04	0.51
12	TRANSDIGM INC 6.75% 8/28 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	29,660,000	16,088.01 4,771,704,732	15,936.64 4,726,805,941	6.750 2028/08/15	0.48
13	ALLIED UNIVER 7.875% 2/31 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	29,205,000	16,142.90 4,714,534,447	16,125.82 4,709,545,228	7.875 2031/02/15	0.48
14	CAESARS ENT 7% 02/15/30 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	28,815,000	16,280.20 4,691,140,194	16,108.26 4,641,595,205	7.000 2030/02/15	0.48
15	BOOST NEWCO BOR 7.5% 1/31 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	26,800,000	16,639.42 4,459,366,902	16,518.26 4,426,894,446	7.500 2031/01/15	0.45
16	TRANSDIGM INC 5.5% 11/15/27	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	27,775,000	15,620.27 4,338,531,381	15,481.87 4,300,088,698	5.500 2027/11/15	0.44
17	UNIVISION COMM 8.5% 5/31/31 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	27,605,000	15,563.01 4,296,169,970	15,494.84 4,277,350,101	8.500 2031/07/31	0.44
18	ECHOSTAR CORP PIK VAR 11/30/30	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	27,937,756	14,063.78 3,929,105,600	14,332.53 4,004,187,710	6.750 2030/11/30	0.41
19	CLOUD SOFT 8.25% 6/30/32 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	24,285,000	16,448.34 3,994,481,141	16,320.38 3,963,404,205	8.250 2032/06/30	0.41
	PG&E 4.55%	アメリカ・ドル	社債券					

20	07/01/30	アメリカ	—	25,676,500	15,308.66 3,930,728,187	15,297.75 3,927,925,745	4.550 2030/07/01	0.40
21	ARDONAGH F 7.75% 02/15/31 144A	アメリカ・ドル ジョージー	社債券 —	23,925,000	16,139.26 3,861,318,811	16,289.53 3,897,271,148	7.750 2031/02/15	0.40
22	ECHOST CRP CNV 3.875% 11/12/30	アメリカ・ドル アメリカ	外国新 株予約 権付社 債(CB) —	23,666,543	17,075.53 4,041,187,885	16,466.54 3,897,060,294	3.875 2030/11/30	0.40
23	PG&E CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 公益事 業	1,216,754	3,358.16 4,086,056,316	3,185.75 3,876,268,215	0.000 —	0.40
24	OCCIDENTAL PETE 7.5% 05/01/31	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	22,290,000	17,507.36 3,902,391,078	17,235.13 3,841,711,506	7.500 2031/05/01	0.39
25	SEAGATE HDD CAY 8.5% 07/15/31	アメリカ・ドル ケイマン諸島	社債券 —	22,575,000	17,092.61 3,858,657,709	16,868.00 3,807,950,738	8.500 2031/07/15	0.39
26	CAESARS ENT 6% 10/15/32 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	24,590,000	15,479.81 3,806,485,564	15,273.86 3,755,842,370	6.000 2032/10/15	0.38
27	ERO COPPER 6.5% 2/15/30 144A	アメリカ・ドル カナダ	社債券 —	24,590,000	15,462.09 3,802,129,160	15,205.05 3,738,922,409	6.500 2030/02/15	0.38
28	ANGI GROUP LL 3.875% 8/28 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	26,235,000	14,265.30 3,742,502,798	14,097.79 3,698,555,862	3.875 2028/08/15	0.38
29	ALLIANT HLDG 6.75% 10/27 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	22,620,000	15,796.32 3,573,129,696	15,671.21 3,544,827,466	6.750 2027/10/15	0.36
30	MOZART DEBT 3.875% 04/01/29 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	24,020,000	14,721.81 3,536,179,386	14,665.82 3,522,729,214	3.875 2029/04/01	0.36

(参考) マザーファンドの種類別および業種別投資比率
フィデリティ・U Sハイ・イールド・マザーファンド

(2024年12月30日現在)

種 類	国内／外国	業種／種別	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	1.08
		消費者サービス	0.11
		一般消費財・サービス流通・小売り	0.00
		生活必需品流通・小売り	0.13
		金融サービス	0.06
		電気通信サービス	0.11
		公益事業	1.23
	小計		2.73
新株予約権証券	外国	—	0.02
	小計		0.02
公社債券	外国	社債券	88.77
	小計		88.77
合計 (対純資産総額比)			91.53

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドのその他投資資産の主要なもの
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド

(2024年12月30日現在)

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	2,496,348	394,043,095	394,522,893	0.04
	アメリカ・ドル	売建	321,420	50,729,105	50,790,881	△0.01
貸付債権	アメリカ・ドル	—	365,833,089.90	54,613,040,994	54,548,705,906	5.59

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(注3) 貸付債権の時価については、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2024年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2015年5月22日 (第21特定期間)	1,167,753	1,182,604	0.5504	0.5574
2015年11月24日 (第22特定期間)	1,036,492	1,051,404	0.4866	0.4936
2016年5月23日 (第23特定期間)	821,300	835,546	0.4036	0.4106
2016年11月22日 (第24特定期間)	855,660	866,703	0.3875	0.3925
2017年5月22日 (第25特定期間)	943,684	955,875	0.3871	0.3921
2017年11月22日 (第26特定期間)	970,210	978,047	0.3714	0.3744
2018年5月22日 (第27特定期間)	786,317	793,049	0.3504	0.3534
2018年11月22日 (第28特定期間)	672,164	678,190	0.3346	0.3376
2019年5月22日 (第29特定期間)	631,712	637,484	0.3283	0.3313
2019年11月22日 (第30特定期間)	596,234	601,977	0.3114	0.3144
2020年5月22日 (第31特定期間)	508,021	513,660	0.2703	0.2733
2020年11月24日 (第32特定期間)	509,942	513,610	0.2780	0.2800
2021年5月24日 (第33特定期間)	502,836	506,238	0.2957	0.2977
2021年11月22日 (第34特定期間)	493,552	496,748	0.3088	0.3108
2022年5月23日 (第35特定期間)	465,479	468,555	0.3027	0.3047
2022年11月22日 (第36特定期間)	517,164	520,352	0.3244	0.3264
2023年5月22日 (第37特定期間)	544,572	548,076	0.3108	0.3128
2023年11月22日 (第38特定期間)	650,479	654,391	0.3326	0.3346
2024年5月22日 (第39特定期間)	722,667	726,684	0.3599	0.3619

2024年11月22日 (第40特定期間)	732, 792	736, 835	0. 3625	0. 3645
2023年12月 末日	653, 875	—	0. 3290	—
2024年 1 月 末日	678, 165	—	0. 3408	—
2024年 2 月 末日	691, 212	—	0. 3467	—
2024年 3 月 末日	702, 644	—	0. 3505	—
2024年 4 月 末日	719, 143	—	0. 3586	—
2024年 5 月 末日	722, 316	—	0. 3590	—
2024年 6 月 末日	746, 162	—	0. 3696	—
2024年 7 月 末日	713, 677	—	0. 3521	—
2024年 8 月 末日	684, 725	—	0. 3379	—
2024年 9 月 末日	684, 044	—	0. 3368	—
2024年10月 末日	730, 107	—	0. 3597	—
2024年11月 末日	716, 946	—	0. 3544	—
2024年12月 末日	741, 073	—	0. 3672	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第21特定期間（第125期～第130期計算期間合計）	0.0420
第22特定期間（第131期～第136期計算期間合計）	0.0420
第23特定期間（第137期～第142期計算期間合計）	0.0420
第24特定期間（第143期～第148期計算期間合計）	0.0400
第25特定期間（第149期～第154期計算期間合計）	0.0300
第26特定期間（第155期～第160期計算期間合計）	0.0280
第27特定期間（第161期～第166期計算期間合計）	0.0180
第28特定期間（第167期～第172期計算期間合計）	0.0180
第29特定期間（第173期～第178期計算期間合計）	0.0180
第30特定期間（第179期～第184期計算期間合計）	0.0180
第31特定期間（第185期～第190期計算期間合計）	0.0180
第32特定期間（第191期～第196期計算期間合計）	0.0130
第33特定期間（第197期～第202期計算期間合計）	0.0120
第34特定期間（第203期～第208期計算期間合計）	0.0120
第35特定期間（第209期～第214期計算期間合計）	0.0120
第36特定期間（第215期～第220期計算期間合計）	0.0120
第37特定期間（第221期～第226期計算期間合計）	0.0120
第38特定期間（第227期～第232期計算期間合計）	0.0120
第39特定期間（第233期～第238期計算期間合計）	0.0120
第40特定期間（第239期～第244期計算期間合計）	0.0120

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
第21特定期間（第125期～第130期計算期間合計）	4.8
第22特定期間（第131期～第136期計算期間合計）	△4.0
第23特定期間（第137期～第142期計算期間合計）	△8.4
第24特定期間（第143期～第148期計算期間合計）	5.9
第25特定期間（第149期～第154期計算期間合計）	7.6
第26特定期間（第155期～第160期計算期間合計）	3.2
第27特定期間（第161期～第166期計算期間合計）	△0.8
第28特定期間（第167期～第172期計算期間合計）	0.6
第29特定期間（第173期～第178期計算期間合計）	3.5
第30特定期間（第179期～第184期計算期間合計）	0.3
第31特定期間（第185期～第190期計算期間合計）	△7.4
第32特定期間（第191期～第196期計算期間合計）	7.7
第33特定期間（第197期～第202期計算期間合計）	10.7
第34特定期間（第203期～第208期計算期間合計）	8.5
第35特定期間（第209期～第214期計算期間合計）	1.9
第36特定期間（第215期～第220期計算期間合計）	11.1
第37特定期間（第221期～第226期計算期間合計）	△0.5
第38特定期間（第227期～第232期計算期間合計）	10.9
第39特定期間（第233期～第238期計算期間合計）	11.8
第40特定期間（第239期～第244期計算期間合計）	4.1

（注）収益率とは、各特定期間末の基準価額（分配付）から前特定期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前特定期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第21特定期間 (2014年11月26日～2015年5月22日)	327,810,616,892	469,025,369,868	2,121,676,046,198
第22特定期間 (2015年5月23日～2015年11月24日)	302,980,254,448	294,445,401,205	2,130,210,899,441
第23特定期間 (2015年11月25日～2016年5月23日)	210,078,726,578	305,108,865,627	2,035,180,760,392
第24特定期間 (2016年5月24日～2016年11月22日)	362,745,045,542	189,491,873,918	2,208,433,932,016
第25特定期間 (2016年11月23日～2017年5月22日)	645,461,557,367	415,757,494,279	2,438,137,995,104
第26特定期間 (2017年5月23日～2017年11月22日)	523,998,513,106	349,927,775,660	2,612,208,732,550
第27特定期間 (2017年11月23日～2018年5月22日)	114,672,021,353	482,726,574,473	2,244,154,179,430
第28特定期間 (2018年5月23日～2018年11月22日)	78,862,703,922	314,344,371,249	2,008,672,512,103
第29特定期間 (2018年11月23日～2019年5月22日)	108,220,276,501	192,738,173,450	1,924,154,615,154
第30特定期間 (2019年5月23日～2019年11月22日)	134,124,907,760	143,779,462,933	1,914,500,059,981
第31特定期間 (2019年11月23日～2020年5月22日)	122,903,625,280	157,864,730,746	1,879,538,954,515
第32特定期間 (2020年5月23日～2020年11月24日)	105,883,397,875	151,305,089,011	1,834,117,263,379
第33特定期間 (2020年11月25日～2021年5月24日)	66,811,347,003	200,183,026,213	1,700,745,584,169
第34特定期間 (2021年5月25日～2021年11月22日)	59,713,905,811	162,346,282,038	1,598,113,207,942
第35特定期間 (2021年11月23日～2022年5月23日)	50,159,824,797	110,414,942,627	1,537,858,090,112
第36特定期間 (2022年5月24日～2022年11月22日)	143,001,601,159	86,781,466,414	1,594,078,224,857
第37特定期間 (2022年11月23日～2023年5月22日)	214,992,902,529	57,127,119,129	1,751,944,008,257
第38特定期間 (2023年5月23日～2023年11月22日)	295,294,071,121	91,398,805,304	1,955,839,274,074
第39特定期間 (2023年11月23日～2024年5月22日)	181,108,059,961	128,908,356,533	2,008,038,977,502
第40特定期間 (2024年5月23日～2024年11月22日)	143,792,321,986	130,188,349,029	2,021,642,950,459

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

<参考情報>

(2024年12月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。

基準価額	3,672円
純資産総額	7,410.7億円

分配の推移

(1万口当たり/税引前)

決算期	分配金
2024年 8 月	20円
2024年 9 月	20円
2024年10月	20円
2024年11月	20円
2024年12月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	14,110円

主要な資産の状況（マザーファンド）

組入上位10銘柄						
	銘柄	クーポン	償還日	業種	格付	比率
1	エコスター	10.75%	2029/11/30	通信	B	2.5%
2	DPL	4.125%	2025/7/1	公益	BB/Ba	0.9%
3	スプリント・キャピタル・コーポレーション	8.75%	2032/3/15	通信	BBB/Baa	0.9%
4	ビストラ・コープ	—	—	エネルギー	—	0.8%
5	フォード・モーター・クレジット	6.95%	2026/3/6	自動車	BBB/Baa	0.8%
6	ウーバー・テクノロジー	4.5%	2029/8/15	サービス	BBB/Baa	0.8%
7	チャールズ・シュワブ	5.375%	2049/12/31	金融サービス	BBB/Baa	0.7%
8	アリー	8%	2031/11/1	金融サービス	BBB/Baa	0.6%
9	パシフィック・ガス&エレクトリック	4.95%	2050/7/1	公益	BBB/Baa	0.6%
10	ユニビジョン・コミュニケーションズ	8%	2028/8/15	メディア	B	0.6%

資産別組入状況		格付別組入状況(対投資債券比率)		組入上位5業種(対投資資産比率)	
債券等	93.7%	BBB/Baa	13.5%	エネルギー	13.4%
転換社債	0.7%	BB/Ba	42.2%	通信	8.5%
株式	2.7%	B	33.4%	金融サービス	8.4%
新株予約権証券(ワラント)	0.0%	CCC/Caa	9.7%	サービス	7.4%
現金・その他	2.9%	CC/Ca以下	0.3%	素材	7.3%
		格付なし	0.9%		

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。

※クーポンは、銘柄属性として発行時に定められたものを表示しております。

※債券以外の銘柄は、クーポン・償還日・格付の属性を表示していません。

※2049/12/31は、永久債を表示しております。

※業種は原則としてICE BofAの分類によります。一部弊社の判断で分類しているものが含まれます。

※格付は、S&P社もしくはムーディーズ社による格付を採用し、S&P社の格付を優先して採用しています。([「プラス/マイナス」の符号は省略しています。])なお、両社による格付のない場合は、「格付なし」に分類しています。

※債券等には、金銭債権が含まれます。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日にはお申込みの受付は行ないません。）取得申込みの受付は、原則として午後 3 時 30 分までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は 3.30%（税抜 3.00%）を超えないものとします。

※ 税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1 口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して 5 営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日を除きます。）一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時30分までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。なお、一部解約にあたっては、手数料はかかりません。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

※上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等において受益者に支払われます。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

※ 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※ 主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

公社債等：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「U S ハイ B」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

計算期間は原則として毎月23日から翌月22日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が30億口を下回った場合または信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出るにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出るにより、信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヵ月を下らないものとします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託約款の変更は行なわないこととします。信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

委託会社は監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ (<https://www.fidelity.co.jp/>) に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書（全体版）を交付したものとみなします。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(f) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(g) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「（b）信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

なお、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が委託会社の承認を得て定める解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40特定期間（2024年5月23日から2024年11月22日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月17日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 将史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）の2024年5月23日から2024年11月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）の2024年11月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）Ｂ（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第39特定期間 2024年 5 月22日現在	第40特定期間 2024年11月22日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	817,172,331	503,882,436
親投資信託受益証券	722,200,684,602	732,310,091,219
未収入金	5,747,317,220	6,035,105,062
流動資産合計	728,765,174,153	738,849,078,717
資産合計	728,765,174,153	738,849,078,717
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,016,077,955	4,043,285,900
未払解約金	1,007,677,846	896,606,049
未払受託者報酬	64,793,777	68,203,704
未払委託者報酬	958,948,110	1,009,414,960
その他未払費用	49,685,651	38,940,660
流動負債合計	6,097,183,339	6,056,451,273
負債合計	6,097,183,339	6,056,451,273
純資産の部		
元本等		
元本	2,008,038,977,502	2,021,642,950,459
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,285,370,986,688	△1,288,850,323,015
（分配準備積立金）	91,038,988,788	95,183,898,632
元本等合計	722,667,990,814	732,792,627,444
純資産合計	722,667,990,814	732,792,627,444
負債純資産合計	728,765,174,153	738,849,078,717

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第39特定期間 自 2023年11月23日 至 2024年 5月22日	第40特定期間 自 2024年 5月23日 至 2024年11月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	84,456,924,812	35,799,269,121
営業収益合計	84,456,924,812	35,799,269,121
営業費用		
受託者報酬	374,674,737	396,305,741
委託者報酬	5,545,186,938	5,865,325,708
その他費用	49,926,379	38,940,660
営業費用合計	5,969,788,054	6,300,572,109
営業利益又は営業損失（△）	78,487,136,758	29,498,697,012
経常利益又は経常損失（△）	78,487,136,758	29,498,697,012
当期純利益又は当期純損失（△）	78,487,136,758	29,498,697,012
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	290,334,720	19,677,157
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,305,359,717,068	△1,285,370,986,688
剰余金増加額又は欠損金減少額	84,953,610,672	84,128,519,609
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	84,953,610,672	84,128,519,609
剰余金減少額又は欠損金増加額	119,222,552,917	92,807,539,720
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	119,222,552,917	92,807,539,720
分配金	23,939,129,413	24,279,336,071
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,285,370,986,688	△1,288,850,323,015

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第39特定期間 2024年 5 月22日現在	第40特定期間 2024年11月22日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	1,955,839,274,074 円	2,008,038,977,502 円
期中追加設定元本額	181,108,059,961 円	143,792,321,986 円
期中一部解約元本額	128,908,356,533 円	130,188,349,029 円
2. 受益権の総数	2,008,038,977,502 口	2,021,642,950,459 口
3. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っている場合におけるその差額	1,285,370,986,688 円	1,288,850,323,015 円
4. 1口当たり純資産額	0.3599 円	0.3625 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第39特定期間 自 2023年11月23日 至 2024年 5 月22日	第40特定期間 自 2024年 5 月23日 至 2024年11月22日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.33%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 (自2023年11月23日 至2023年12月22日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額 (2,553,775,245円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (128,111,092,324円) 及び分配準備積立金 (39,822,549,480円) より分配対象収益は170,487,417,049円 (1口当たり0.086038円) であり、うち3,963,084,462円 (1口当たり0.002000円) を分配金額としております。 (自2023年12月23日 至2024年 1 月22日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額 (3,533,675,442円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (16,811,300,593円)、信託約款に規定さ	2. 分配金の計算過程 (自2024年 5 月23日 至2024年 6 月24日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額 (4,158,601,936円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (14,567,647,358円)、信託約款に規定される収益調整金 (135,676,506,448円) 及び分配準備積立金 (89,944,868,509円) より分配対象収益は244,347,624,251円 (1口当たり0.121330円) であり、うち4,027,816,623円 (1口当たり0.002000円) を分配金額としております。 (自2024年 6 月25日 至2024年 7 月22日) 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額 (2,672,022,424円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整

れる収益調整金（128,856,768,543円）及び分配準備積立金（38,071,959,752円）より分配対象収益は187,273,704,330円（1口当たり0.094291円）であり、うち3,972,229,550円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。

（自2024年1月23日 至2024年2月22日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,522,076,071円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（10,631,334,781円）、信託約款に規定される収益調整金（130,098,506,674円）及び分配準備積立金（53,716,268,923円）より分配対象収益は197,968,186,449円（1口当たり0.099416円）であり、うち3,982,631,444円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。

（自2024年2月23日 至2024年3月22日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,352,229,257円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（10,634,364,221円）、信託約款に規定される収益調整金（131,517,777,171円）及び分配準備積立金（63,360,738,720円）より分配対象収益は208,865,109,369円（1口当たり0.104423円）であり、うち4,000,366,395円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。

（自2024年3月23日 至2024年4月22日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,450,008,633円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（2,137,700,404円）、信託約款に規定される収益調整金（132,583,153,505円）及び分配準備積立金（72,535,152,940円）より分配対象収益は210,706,015,482円（1口当たり0.105228円）であり、うち4,004,739,607円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。

（自2024年4月23日 至2024年5月22日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,716,467,247円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填

金（137,736,901,968円）及び分配準備積立金（103,669,863,567円）より分配対象収益は244,078,787,959円（1口当たり0.120667円）であり、うち4,045,496,924円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。

（自2024年7月23日 至2024年8月22日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（2,786,017,923円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（138,945,910,745円）及び分配準備積立金（101,250,741,954円）より分配対象収益は242,982,670,622円（1口当たり0.120054円）であり、うち4,047,878,754円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。

（自2024年8月23日 至2024年9月24日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,307,220,370円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（140,324,352,235円）及び分配準備積立金（99,199,740,711円）より分配対象収益は242,831,313,316円（1口当たり0.119696円）であり、うち4,057,471,046円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。

（自2024年9月25日 至2024年10月22日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,409,612,701円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（141,384,604,639円）及び分配準備積立金（97,406,147,728円）より分配対象収益は242,200,365,068円（1口当たり0.119387円）であり、うち4,057,386,824円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。

（自2024年10月23日 至2024年11月22日）

計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,820,928,772円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填

した額（17,911,242,771円）、信託約款に規定される収益調整金（133,887,336,285円）及び分配準備積立金（73,427,356,725円）より分配対象収益は228,942,403,028円（1口当たり0.114013円）であり、うち4,016,077,955円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。	した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（141,930,570,488円）及び分配準備積立金（95,406,255,760円）より分配対象収益は241,157,755,020円（1口当たり0.119288円）であり、うち4,043,285,900円（1口当たり0.002000円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第39特定期間 2024年 5 月22日現在	第40特定期間 2024年11月22日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	22, 580, 362, 490	23, 243, 886, 292
合 計	22, 580, 362, 490	23, 243, 886, 292

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・USハイ・イールド・マ ザーファンド	114, 983, 998, 747	732, 310, 091, 219	
親投資信託受益証券 合計		114, 983, 998, 747	732, 310, 091, 219	
合計		114, 983, 998, 747	732, 310, 091, 219	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	2024年 5 月22日現在	2024年11月22日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	47,537,021,249	23,718,439,121
金銭信託	743,928,691	1,612,012
貸付債権	56,306,814,903	54,677,957,443
株式	25,349,521,485	28,670,651,050
新株予約権証券	687,184,490	294,516,467
社債券	792,705,508,251	853,783,813,032
派生商品評価勘定	—	2,582,231
未収入金	—	238,776,859
未収配当金	29,840,288	26,827,613
未収利息	12,233,146,653	13,179,067,445
前払費用	131,886,398	146,134,866
その他未収収益	—	412,328
流動資産合計	935,724,852,408	974,740,790,467
資産合計	935,724,852,408	974,740,790,467
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	32,960,058	322
未払金	13,976,150,174	8,944,916,296
未払解約金	7,175,980,220	8,278,365,228
流動負債合計	21,185,090,452	17,223,281,846
負債合計	21,185,090,452	17,223,281,846
純資産の部		
元本等		
元本	150,973,988,753	150,345,724,022
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	763,565,773,203	807,171,784,599
元本等合計	914,539,761,956	957,517,508,621
純資産合計	914,539,761,956	957,517,508,621
負債純資産合計	935,724,852,408	974,740,790,467

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式、新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 貸付債権の評価基準及び評価方法	貸付債権 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
3. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2024年 5 月 22 日 現在	2024年11月22日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	148,795,022,942 円	150,973,988,753 円
期中追加設定元本額	10,120,792,067 円	7,478,083,110 円
期中一部解約元本額	7,941,826,256 円	8,106,347,841 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド (毎月決算型) B (為替ヘッジなし)	119,222,247,194 円	114,983,998,747 円
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド (資産成長型) D (為替ヘッジなし)	28,314,520,137 円	32,105,669,271 円
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド (適格機関投資家専用)	2,226,212,084 円	2,094,385,529 円
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド (毎月決算型) A (為替ヘッジあり)	629,927,715 円	557,948,586 円
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド (資産成長型) C (為替ヘッジあり)	484,587,861 円	456,268,821 円
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド V A (適格機関投資家専用)	10,294,199 円	8,063,303 円
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド (隔月決算型) (為替ヘッジなし)	86,199,563 円	139,389,765 円
計	150,973,988,753 円	150,345,724,022 円
3. 受益権の総数	150,973,988,753 口	150,345,724,022 口
4. 1口当たり純資産額	6.0576 円	6.3688 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 貸付債権 重要な会計方針に係る事項に関する注記「貸付債権の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (4) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	2024年5月22日現在	2024年11月22日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	4,024,176,365	5,327,338,619
新株予約権証券	9,239,325	△291,389,057
社債券	26,122,676,794	21,092,687,912
合 計	30,156,092,484	26,128,637,474

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	2024年5月22日 現在				2024年11月22日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	6,975,940,008	—	7,008,687,822	△32,747,814	8,278,345,547	—	8,275,763,316	2,582,231
アメリカ・ドル	6,975,940,008	—	7,008,687,822	△32,747,814	8,278,345,547	—	8,275,763,316	2,582,231
買建	543,888,479	—	543,676,235	△212,244	1,592,331	—	1,592,009	△322
アメリカ・ドル	543,888,479	—	543,676,235	△212,244	1,592,331	—	1,592,009	△322
合計	7,519,828,487	—	7,552,364,057	△32,960,058	8,279,937,878	—	8,277,355,325	2,581,909

(注1) 時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	PG&E CORP	1,216,754	21.23	25,831,687.42	
	EXXON MOBIL CORP	98,883	121.93	12,056,804.19	
	VISTRA CORP	369,930	166.61	61,634,037.30	
	MESQUITE ENERGY INC	186,742	84.45	15,770,361.90	
	EP ENERGY CORP	566,555	1.28	725,190.40	
	CALIFORNIA RES CORP	357,729	59.58	21,313,493.82	
	EXPAND ENERGY CORP	165,245	100.97	16,684,787.65	
	SUPERIOR ENERGY SERVICES INC A	90,642	60.98	5,527,349.16	
	NORTHEAST GROCERY INC PP	1,595,532	5.01	7,993,615.32	
	INTELSAT SA/LUXEMBOURG	196,600	34.28	6,739,448.00	
	CAESARS ENTERTAINMENT INC	206,998	37.56	7,774,844.88	
	NEW COTAI LLC / CAP P/P	4,966,943	0.61	3,029,835.23	
	PURE WEST ENERGY	7,789	0.22	1,744.73	
	SOUTHEASTERN GROCERS CVR RT	1,048,276	0.44	463,337.99	
アメリカ・ドル	小計	11,074,618		185,546,537.99 (28,670,651,050)	
合計		11,074,618		28,670,651,050 (28,670,651,050)	

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	アメリカ・ドル	NOBLE CORP PLC TR 1 WT 2/04/28	72,804.00	969,749.28	
		NOBLE CORP PLC TR2 WT 2/04/28	72,804.00	936,259.44	
	アメリカ・ドル 小計		145,608.00	1,906,008.72 (294,516,467)	
新株予約権証券 合計				294,516,467 (294,516,467)	
社債券	アメリカ・ドル	1011778 BC ULC 4% 10/15/30 144A	10,310,000.00	9,316,631.50	
		1375209 BC LTD 9% 1/30/28 144A	2,267,000.00	2,258,589.43	
		AAR ESCRW ISR 6.75% 03/15/29 144A	9,415,000.00	9,625,331.10	
		ACRISURE LLC 7.5% 11/6/30 144A	9,190,000.00	9,352,754.90	
		ACRISURE LLC 8.25% 02/29 144A	5,000,000.00	5,123,300.00	
		ACRISURE LLC 8.5% 06/29 144A	13,145,000.00	13,639,252.00	
		ACRISURE LLC/IN 6% 8/1/29 144A	9,815,000.00	9,361,841.45	
		ACURIS FIN US/A 9% 8/1/29 144A	14,405,000.00	14,044,875.00	
		ADIENT GLOBAL 7% 04/15/28 144A	9,280,000.00	9,493,625.60	
		ADIENT GLOBAL 8.25% 04/15/31 144A	9,280,000.00	9,659,273.60	
		ADVANCED DRAIN 5% 9/30/27 144A	1,210,000.00	1,189,260.60	
		ADVANCED DRAIN 6.375% 06/15/30 144A	8,020,000.00	8,104,290.20	
		AHP HEALTH PAR 5.75% 7/29 144A	5,900,000.00	5,732,145.00	
		AIR CANADA 3.875% 08/15/26 144A	4,620,000.00	4,485,373.20	
		ALBERTSONS 3.5% 03/15/29 144A	3,395,000.00	3,127,745.60	
		ALBERTSONS 4.625% 1/15/27 144A	10,543,000.00	10,362,082.12	
		ALBERTSONS 4.875% 2/15/30 144A	15,497,000.00	14,861,777.97	
		ALCOA NEDERLAND 4.125% 03/31/29 144A	6,035,000.00	5,698,247.00	
		ALCOA NETH 7.125%	2,250,000.00	2,356,807.50	

03/31 144A			
ALLEGHENY TECH 4.875% 10/01/29	2,540,000.00	2,421,229.60	
ALLEGHENY TECH 5.125% 10/01/31	1,780,000.00	1,687,760.40	
ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC 5.8	5,860,000.00	5,833,981.60	
ALLEGIANT T 7.25% 8/15/27 144A	3,405,000.00	3,377,317.35	
ALLEN MEDIA 10.5% 02/28 144A	16,865,000.00	7,420,600.00	
ALLIANT HLDG 5.875% 11/01/29 144A	6,220,000.00	5,978,664.00	
ALLIANT HLDG 6.75% 10/27 144A	22,620,000.00	22,589,010.60	
ALLIANT HLDG/CO 6.5% 10/01/31 144A	6,155,000.00	6,149,337.40	
ALLIANT HLDG/CO 6.75% 04/15/28	14,035,000.00	14,141,666.00	
ALLIANT HLDG/CO 7.375% 10/01/32 144A	4,885,000.00	4,901,413.60	
ALLIED UNIVER 7.875% 2/31 144A	29,205,000.00	29,804,870.70	
ALLIED UNV 6% 06/01/29 144A	2,375,000.00	2,173,956.25	
ALLY 8% GLOBAL	34,804,000.00	38,767,827.56	
ALLY FINANCIAL 8% 11/01/31	18,070,000.00	20,118,957.30	
ALPHA GENERAT 6.75% 10/32 144A	7,315,000.00	7,377,396.95	
ALPHA NAT RES I 9.75% 4/15/18 Escrow	6,605,000.00	—	
ALTICE FING 5% 01/15/28 144A	5,480,000.00	4,471,132.00	
ALTICE FING SA 5.75% 8/29 144A	13,500,000.00	10,522,440.00	
ALTICE FR 10.5% 5/15/27 144A	12,170,000.00	3,625,929.80	
ALTICE FR HLDS 6% 2/15/28 144A	6,000,000.00	1,595,460.00	
ALTICE FRANCE 5.125% 01/15/29 144A	4,690,000.00	3,653,322.40	
ALTICE FRANCE 5.125% 7/29 144A	19,180,000.00	14,929,328.40	
ALTICE FRANCE SA 5.5% 01/15/20	13,960,000.00	10,961,531.60	

AMENTUM ESCROW 7.25% 08/01/32 144A	7,130,000.00	7,264,543.10	
AMER AIR 7.25% 02/15/28 144A	3,550,000.00	3,618,302.00	
AMER SPORTS CO 6.75% 2/31 144A	5,805,000.00	5,920,577.55	
AMWINS GROUP 4.875% 06/30/29 144A	3,035,000.00	2,879,395.55	
ANGI GROUP LL 3.875% 8/28 144A	26,235,000.00	23,659,772.40	
ARCHROCK PR 6.25% 4/1/28 144A	5,800,000.00	5,822,272.00	
ARCOSA INC 0% 03/31/29 144A	3,160,000.00	2,985,915.60	
ARD FIN SA 6.5% 06/30/27 144A	5,830,000.00	1,209,725.00	
ARDONAGH F 7.75% 02/15/31 144A	23,925,000.00	24,410,916.75	
ARETEC ESCROW 10% 8/15/30 144A	17,465,000.00	19,266,165.45	
ARSENAL AIC PAR 8% 10/30 144A	3,060,000.00	3,214,071.00	
ARTERA SERV 8.5% 02/15/31 144A	11,550,000.00	11,546,881.50	
ASBURY AUTOMO 4.625% 11/15/29 144A	3,075,000.00	2,893,421.25	
ASBURY AUTOMO 5% 02/15/32 144A	3,075,000.00	2,851,724.25	
ASBURY AUTOMOTI 4.5% 03/01/28	1,668,000.00	1,617,893.28	
ASBURY AUTOMOTI 4.75% 03/01/30	1,662,000.00	1,569,825.48	
ASGN INC 4.625% 05/15/28 144A	13,835,000.00	13,234,284.30	
ASHTON WO 6.625% 01/15/28 144A	85,000.00	85,304.30	
ASHTON WOODS US 4.625% 08/01/2	2,985,000.00	2,781,870.75	
ASSURED PARTNE 5.625% 01/15/29 144A	2,965,000.00	2,812,065.30	
ASSURED PARTNER 7.5% 02/15/32 144A	19,145,000.00	19,455,340.45	
ASTON MARTIN 10% 03/31/29 144A	7,505,000.00	7,366,832.95	
ATLANTICA SUS 4.125% 6/28 144A	2,790,000.00	2,640,065.40	
ATLAS LUX 4.625%	3,000,000.00	2,816,370.00	

06/01/28 144A			
AVANTOR FUNDING 3.875% 11/01/29	4,710,000.00	4,345,775.70	
AVANTOR FUNDING 4.625% 07/15/28 144A	7,015,000.00	6,741,274.70	
AVIS BUDGET 5.375% 03/01/29 144A	3,385,000.00	3,205,696.55	
AVIS BUDGET CR 8% 02/15/31 144A	10,000,000.00	10,348,600.00	
AVOLON HLD 4.375% 5/01/26 144A	18,000.00	17,751.42	
AVOLON HLDGS 2.528% 11/27 144A	9,509,000.00	8,794,208.47	
AXALT COATING 7.25% 02/31 144A	10,000,000.00	10,447,400.00	
B&G FOODS INC 8% 09/15/28 144A	14,420,000.00	14,725,271.40	
BALL CORP 2.875% 08/15/30	1,920,000.00	1,667,040.00	
BALL CORP 6% 06/15/29	17,358,000.00	17,638,852.44	
BALL CORP 6.875% 03/15/28	3,557,000.00	3,660,366.42	
BANK OF AMERICA 6.1% VAR PERP	12,630,000.00	12,601,708.80	
BEACON ROOFING 6.5% 08/01/30 1	5,440,000.00	5,559,625.60	
BEAZER HOMES 7.5% 3/15/31 144A	4,585,000.00	4,671,473.10	
BELLRING BRANDS 7% 3/30 144A	1,860,000.00	1,934,400.00	
BERRY GBL ES 4.875% 7/26 144A	1,701,000.00	1,690,572.87	
BERRY GBL ES 5.625% 7/27 144A	3,000,000.00	3,000,060.00	
BLOCK INC 2.75% 06/01/26	5,755,000.00	5,553,862.75	
BLOCK INC 3.5% 06/01/31	5,755,000.00	5,130,237.20	
BLOCK INC 6.5% 05/15/32 144A	15,175,000.00	15,515,982.25	
BLUE RACER 7.25% 07/15/32 144A	9,245,000.00	9,567,373.15	
BOA CORP 4.375%/VAR PERP	9,710,000.00	9,358,400.90	
BOBOMBARDIER 7.125% 06/26 144A	1,883,000.00	1,897,423.78	
BOMBARDIER 7% 06/01/32 144A	6,090,000.00	6,209,485.80	
BOMBARDIER 7.25%	8,305,000.00	8,576,407.40	

07/01/31 144A			
BOMBARDIER 7.5% 2/1/29 144A	5,000,000.00	5,211,000.00	
BOMBARDIER 7.875% 04/27 144A	6,761,000.00	6,788,246.83	
BOMBARDIER INC 6% 02/28 144A	5,745,000.00	5,737,933.65	
BOMBARDIER INC 8.75% 11/15/30	5,960,000.00	6,445,799.60	
BOOST NEWCO BOR 7.5% 1/31 144A	26,800,000.00	28,191,724.00	
BOOZ ALLEN 3.875% 9/01/28 144A	5,080,000.00	4,825,746.00	
BRAND INDUSTRIA 10.375% 08/01/30 144A	16,100,000.00	17,060,848.00	
BRINKS CO 6.5% 06/15/29 144A	11,345,000.00	11,581,089.45	
BRINKS CO 6.75% 06/15/32 144A	11,845,000.00	12,066,146.15	
BUILDER 6.375% 03/34 144A	20,065,000.00	20,322,233.30	
BUILDERS F 4.25% 02/01/32 144A	12,090,000.00	10,936,614.00	
C AND S GRP 5% 12/15/28 144A	3,920,000.00	3,258,108.00	
C&W SR FIN 6.875% 9/15/27 144A	12,372,000.00	12,267,704.04	
CA MAGNUM HLD 5.375% 10/31/26 144A	1,565,000.00	1,523,136.25	
CAESARS E 8.125% 07/01/27	4,060,000.00	4,136,287.40	
CAESARS ENT 6% 10/15/32 144A	24,590,000.00	24,064,265.80	
CAESARS ENT 6.5% 02/15/32 144A	16,220,000.00	16,502,228.00	
CAESARS ENT 7% 02/15/30 144A	28,815,000.00	29,656,974.30	
CAESARS ENTERTA 4.625% 10/15/29 144A	6,000,000.00	5,641,080.00	
CALIFORNI 6.375% 02/15/32 144A	9,290,000.00	9,250,703.30	
CALIFORNIA 7.125% 02/01/26 144A	3,366,000.00	3,375,761.40	
CALIFORNIA RES 8.25% 5/31/29 144A	14,165,000.00	14,519,125.00	
CAMELOT FIN SA 4.5% 11/26 144A	5,440,000.00	5,300,518.40	
CANACOL E 5.75%	13,690,000.00	7,461,050.00	

11/24/28 144A			
CANPACK SA 3.125% 11/01/25 144A	3,435,000.00	3,323,362.50	
CARNIVAL 10.375% 05/28 144A	11,435,000.00	12,266,781.90	
CARNIVAL COR 5.75% 3/1/27 144A	11,865,000.00	11,899,171.20	
CARNIVAL CORP 4% 08/01/28 144A	10,645,000.00	10,156,394.50	
CARNIVAL CORP 7% 08/15/29 144A	14,890,000.00	15,576,726.80	
CARVANA CO PIK VAR 06/01/30 14	148,905.00	163,374.09	
CARVANA CO PIK VAR 06/01/31 14	177,565.00	212,193.72	
CARVANA CO PIK VAR 12/01/28 14	98,378.00	104,769.61	
CCO HLDGS 4.75% 03/01/30 144A	12,395,000.00	11,459,425.40	
CCO HLDGS/ 4.25% 01/15/34 144A	8,000,000.00	6,599,040.00	
CCO HLDGS/CAP 4.5% 04/33 144A	9,955,000.00	8,505,651.55	
CCO HLDGS/CAP 4.5% 05/01/32	4,545,000.00	3,940,969.50	
CCO HLDGS/CAP 4.5% 08/30 144A	12,200,000.00	11,052,468.00	
CCO HLDGS/CAP 5.125% 5/27 144	19,140,000.00	18,862,852.80	
CCO HLDGS/CAP 6.375% 9/29 144A	4,755,000.00	4,754,809.80	
CCO HLDGS/CAP 7.375% 03/03/31 144A	11,625,000.00	11,959,683.75	
CDI ESCROW ISSU 5.75% 04/01/30 144A	9,515,000.00	9,380,933.65	
CDW LLC / CDW F 4.25% 04/01/28	7,050,000.00	6,850,626.00	
CEC ENT CO LLC 6.75% 5/26 144A	8,950,000.00	8,923,329.00	
CENTENE CORP 3.375% 2/15/30 WI	4,895,000.00	4,358,067.45	
CENTENE CORP 4.625% 12/15/29	9,050,000.00	8,582,296.00	
CENTRAL GARDEN 4.125% 10/15/30	3,435,000.00	3,137,185.50	
CF INDUS INC 5.375% 03/15/44	5,780,000.00	5,398,173.20	
CF INDUSTRI INC 5.15% 03/15/34	5,115,000.00	4,978,327.20	

CHARLES RIV 4.25% 5/1/28 144A	1,765,000.00	1,686,263.35	
CHARLES RIVER L 3.75% 03/15/29 144A	1,680,000.00	1,551,547.20	
CHARLES RIVER L 4% 03/15/31 144A	4,710,000.00	4,227,036.60	
CHARLES SCHWAB 5.375%/VAR PERP	40,995,000.00	40,867,915.50	
CHART INDUS 7.5% 01/01/30 144A	5,975,000.00	6,218,481.25	
CHEMOURS 4.625% 11/15/29 144A	13,835,000.00	12,259,885.25	
CHEMOURS CO 5.375% 05/15/2027	6,175,000.00	6,041,990.50	
CHEMOURS CO 8% 01/15/33 144A	6,175,000.00	6,175,308.75	
CHENIERE ENER 4.625% 10/15/28	6,660,000.00	6,547,446.00	
CHOBANI LLC 7.625% 07/29 144A	11,355,000.00	11,943,189.00	
CHOBANI LLC/FIN 4.625% 11/15/28	2,990,000.00	2,889,087.50	
CHOBANI LLC/FIN 8.75% 10/01/29 14	4,745,000.00	4,999,189.65	
CHS/CMNTY 10.875% 1/15/32 144A	12,175,000.00	12,922,788.50	
CHS/CMNTY HEA 6.875% 04/15/29 144A	6,570,000.00	5,502,046.50	
CHS/CMNTY HEALT 4.75% 02/15/31 144A	26,430,000.00	21,914,698.80	
CHS/CMNTY HEALT 5.25% 05/15/30 144A	20,895,000.00	18,297,542.55	
CHS/CMNTY HEALT 6% 01/15/29 144A	7,465,000.00	6,984,328.65	
CHS/CMNTY HEALT 6.125% 04/01/30 144A	17,790,000.00	13,912,669.50	
CHS/CMNTY HLT 5.625% 03/15/27 144A	5,130,000.00	5,002,416.90	
CHURCHILL 6.75% 05/01/31 144A	6,000,000.00	6,119,520.00	
CITGO PETE 8.375% 1/15/29 144A	11,790,000.00	12,275,394.30	
CITGO PETE COR 7% 6/15/25 144A	12,675,000.00	12,691,984.50	
CITGO PETROL	6,045,000.00	6,055,397.40	

6.375% 06/26 144A			
CITIGROUP 7.375%/VAR PERP	7,000,000.00	7,322,980.00	
CITIGROUP 7.625% VAR PERP	13,750,000.00	14,570,737.50	
CLARIOS GLBL LP 6.75% 4/28 144A	20,000,000.00	20,479,600.00	
CLEAN HARBORS 6.375% 2/31 144A	1,965,000.00	1,995,280.65	
CLEAR CHAN 7.75% 04/15/28 144A	3,180,000.00	2,915,614.80	
CLEAR CHANN 7.875% 4/1/30 144A	18,010,000.00	18,573,713.00	
CLEAR CHANNEL 7.5% 06/01/29 144A	13,075,000.00	11,471,220.50	
CLEARWY ENR 4.75% 3/15/28 144A	3,445,000.00	3,329,213.55	
CLEVELAND-CLIF 7% 3/15/32 144A	15,140,000.00	15,140,000.00	
CLOUD SOFT 8.25% 6/30/32 144A	24,285,000.00	25,252,757.25	
CLOUD SOFTWARE 9% 09/30/29 144A	18,335,000.00	18,496,348.00	
CLYDESDALE ACQU 6.625% 3/29 144A	2,320,000.00	2,332,852.80	
CLYDESDALE ACQUI 8.75% 03/30 144A	13,965,000.00	14,002,146.90	
CMG MEDIA 8.875% 06/29 144A	21,495,000.00	15,400,952.55	
CNX RESOURCE 7.25% 3/1/32 144A	7,890,000.00	8,168,832.60	
CNX RESOURCES 7.375% 01/15/31 144A	3,710,000.00	3,826,902.10	
CNX RESOURCES C 6% 01/15/29 144A	2,465,000.00	2,458,319.85	
COINB CONV .25% 04/01/30 144A	150,000.00	179,709.00	
COINBASE GLOBAL 3.625% 10/01/31	12,770,000.00	11,061,884.80	
COLGATE ENERGY 5.875% 07/01/29	5,640,000.00	5,589,352.80	
COMMERCIAL META 3.875% 02/15/31	2,620,000.00	2,358,812.20	
COMSTOCK 5.875% 01/15/30 144A	3,545,000.00	3,339,921.75	
COMSTOCK RESO 6.75% 03/29 144A	7,995,000.00	7,835,899.50	
COMSTOCK RESOUR 6.75% 03/01/29 144A	9,090,000.00	8,885,656.80	

CONNECT FINCO 9% 9/15/29 144A	8,065,000.00	7,385,846.35	
CONSLIDATED COM 5% 10/28 144A	2,990,000.00	2,786,859.40	
CONSLIDATED ENR 12% 02/31 144A	8,795,000.00	8,270,466.20	
CORECIVIC INC 8.25% 04/15/29	9,000,000.00	9,545,130.00	
CORELOGIC INC 4.5% 5/1/28 144A	11,190,000.00	10,467,237.90	
COVERT M 4.875% 12/01/29 144A	2,965,000.00	2,790,302.20	
CPI ACQUISITION 10% 6/29 144A	3,165,000.00	3,350,595.60	
CQP HOLDCO 5.5% 06/15/31 144A	16,265,000.00	15,574,062.80	
CQP HOLDCO LP/B 7.5% 12/31/33	12,400,000.00	13,084,852.00	
CRESTWOOD M 7.375% 02/31 144A	10,000,000.00	10,496,400.00	
CRESTWOOD M P/F 6% 02/01/29 144A	17,165,000.00	17,368,405.25	
CROWNROCK LP / 5% 05/1/29 144A	1,855,000.00	1,877,241.45	
CSC HLDGS LLC 11.25% 5/28 144A	9,780,000.00	9,615,402.60	
CSC HLDGS LLC 3.375% 02/15/31 144A	7,020,000.00	5,037,130.80	
CSC HLDGS LLC 4.125% 12/01/30 144A	5,315,000.00	3,999,112.30	
CSC HLDGS LLC 4.5% 11/15/31 144A	4,930,000.00	3,682,611.40	
CSC HLDGS LLC 4.625% 12/01/30 144A	12,335,000.00	7,025,029.20	
CSC HLDGS LLC 5% 11/15/31 144A	5,185,000.00	2,872,593.70	
CSC HLDGS LLC 5.375% 2/28 144A	2,325,000.00	2,019,099.75	
CSC HOLDINGS 5.75% 01/30 144A	8,985,000.00	5,431,432.50	
CSC HOLDINGS 7.5% 4/1/28 144A	20,300,000.00	14,587,174.00	
CVR PART LP/FIN 6.125% 06/15/28 144A	6,680,000.00	6,479,332.80	
DARLING INGRED 6% 6/15/30 144A	4,950,000.00	4,928,368.50	
DAVITA INC 0%	9,680,000.00	8,962,712.00	

05/31/30 144A			
DAVITA INC 3.75% 02/15/31 144A	5,275,000.00	4,615,150.25	
DAVITA INC 6.875% 09/01/32 144A	6,135,000.00	6,263,160.15	
DCP MIDSTREAM 5.125% 05/15/29	9,305,000.00	9,346,314.20	
DELEK LOGISTIC 7.125% 06/01/28 144A	3,425,000.00	3,420,958.50	
DISH DBS CORP 5.125% 06/01/29	1,785,000.00	1,188,881.40	
DISH NETWORK CO 11.75% 11/27 144A	16,355,000.00	17,335,155.15	
DPL INC 4.125% 07/01/25	59,058,000.00	58,625,695.44	
DPL INC 4.35% 04/15/29	22,705,000.00	21,288,208.00	
DT MIDSTREAM 4.125% 06/15/29 144A	5,735,000.00	5,405,065.45	
DT MIDSTREAM 4.375% 06/15/31 144A	5,735,000.00	5,320,646.25	
DUKE ENERGY FLD 8.125% 8/16/30	425,000.00	484,738.00	
ECHOST CRP CNV 3.875% 11/12/30	23,666,543.00	25,548,033.16	
ECHOSTAR CORP 10.75% 11/30/29	141,558,849.00	153,345,038.76	
ECHOSTAR CORP PIK VAR 11/30/30	27,937,756.00	24,839,458.85	
EG GBL FIN 12% 11/30/28 144A	11,760,000.00	13,132,274.40	
ELASTIC 4.125% 07/15/29 144A	2,790,000.00	2,594,644.20	
EMERALD DEBT 6.625% 12/30 144A	20,880,000.00	21,132,648.00	
EMERGENT BIO 3.875% 08/15/30 144A	3,110,000.00	2,503,487.80	
EMRLD BORROW 6.75% 07/31 144A	7,105,000.00	7,241,629.15	
ENDO FINANCE 8.5% 04/30/31 144A	8,815,000.00	9,404,723.50	
ENLINK MID 5.625% 01/15/28 144A	2,255,000.00	2,277,392.15	
ENLINK MIDSTR 6.5% 9/1/30 144A	4,735,000.00	4,973,170.50	
EQT CORP 3.625% 05/15/31 144A	3,875,000.00	3,484,322.50	

EQT MIDSTREAM 6.375% 04/01/29	15,000,000.00	15,213,300.00	
ERO COPPER 6.5% 2/15/30 144A	24,590,000.00	24,036,725.00	
FERTITTA ENTERT 4.625% 01/15/29 144A	6,405,000.00	5,955,753.30	
FERTITTA ENTERT 6.75% 07/15/30 144A	5,080,000.00	4,680,508.80	
FIESTA PU 7.875% 03/01/31 144A	5,205,000.00	5,454,787.95	
FIESTA PURCH 9.625% 09/32 144A	3,470,000.00	3,665,708.00	
FIRST QUAN 9.375% 3/1/29 144A	6,505,000.00	6,943,176.80	
FIRST QUANT 6.875% 10/27 144A	11,785,000.00	11,715,704.20	
FMG RES AG 5.875% 4/15/30 144A	9,275,000.00	9,197,832.00	
FMG RES AUG LTD 4.375% 04/01/31 144A	3,615,000.00	3,296,120.85	
FOCUS FIN PART 6.75% 8/15/31 144A	12,310,000.00	12,362,071.30	
FORD MTR CR LLC 2.9% 02/16/28	4,625,000.00	4,266,238.75	
FORD MTR CR LLC 3.625% 6/17/31	5,490,000.00	4,796,338.50	
FORD MTR CR LLC 4% 11/13/30	3,440,000.00	3,117,328.00	
FORD MTR CR LLC 6.95% 03/06/26	49,800,000.00	50,676,480.00	
FORD MTR CR LLC 6.95% 06/10/26	6,720,000.00	6,866,025.60	
FORD MTR CR LLC 7.2% 06/10/30	7,680,000.00	8,122,828.80	
FORD MTR CR LLC 7.27403% 03/06/26	5,860,000.00	5,982,122.40	
FORD MTR CR LLC 7.35% 11/04/27	30,000,000.00	31,496,700.00	
FORTRESS TR&INF 5.875% 04/15/33 144A	9,240,000.00	9,067,581.60	
FORTRESS TR&INF 7% 05/31 144A	12,115,000.00	12,531,634.85	
FORTRESS TR&INF 7% 06/32 144A	8,745,000.00	9,031,048.95	
FORTRESS TR&INF 7.875% 12/01/30 144A	10,875,000.00	11,536,526.25	

FORWARD AIR COR 9.5% 9/31 144A	15,825,000.00	16,827,513.75	
FRONT RANGE BID 4% 3/1/27 144A	9,450,000.00	8,745,219.00	
FRONT RANGE BIDCO INC 6.125% 0	5,210,000.00	4,718,697.00	
FRONTIER 5.875% 11/01/29 144A	1,284,392.00	1,283,647.05	
FRONTIER COM 5.875% 10/15/27 144A	5,005,000.00	5,002,747.75	
FRONTIER COMM 5% 05/01/28 144A	5,150,000.00	5,096,337.00	
FRONTIER COMM 6% 01/31/30 144A	6,275,000.00	6,288,742.25	
FRONTIER COMM 8.75% 05/15/30 144A	4,885,000.00	5,201,352.60	
GARDA WLD SEC 8.25% 08/01/32 144A	11,260,000.00	11,389,715.20	
GENESEE & W 6.25% 4/15/32 144A	18,220,000.00	18,370,132.80	
GENESIS ENERGY 8.25% 01/15/29	8,000,000.00	8,206,160.00	
GEO GRP INC/THE 10.25% 4/15/31	8,370,000.00	9,171,092.70	
GEO GRP INC/THE 8.625% 4/15/29	5,700,000.00	6,026,496.00	
GFL ENV INC 6.75% 1/15/31 144A	4,110,000.00	4,248,383.70	
GGAM FIN LT 8% 02/15/27 144A	5,700,000.00	5,908,506.00	
GGAM FINANCE LT 6.875% 04/15/29 144A	7,280,000.00	7,426,692.00	
GGAM FINANCE LT 7.75% 05/15/26	7,675,000.00	7,811,768.50	
GGAM FINANCE LT 8% 06/15/28 14	7,675,000.00	8,095,666.75	
GLOBAL PART 8.25% 1/15/32 144A	3,440,000.00	3,583,482.40	
GO DADDY OP 5.25% 12/1/27 144A	5,050,000.00	4,996,924.50	
GPC MERGER SU 7.125% 8/15/28 144A	3,040,000.00	2,979,868.80	
GRAFTECH GLOBAL 9.875% 12/28 144A	5,470,000.00	4,966,869.40	
GRAPHIC PACK 3.75% 02/30 144A	2,510,000.00	2,294,692.20	

GREYSTAR REAL 7.75% 8/31/30 144A	2,320,000.00	2,457,112.00	
GROUP 1 6.375% 01/15/30 144A	5,725,000.00	5,775,380.00	
GSINC 7.5%/VAR PERP	14,405,000.00	15,391,742.50	
H&E EQUIPMENT S 3.875% 12/15/28	8,460,000.00	7,825,753.80	
HAH GRP HLD CO 9.75% 10/01/31 144A	6,155,000.00	6,251,756.60	
HARVEST MIDSTRE 7.5% 9/28 144A	12,085,000.00	12,360,417.15	
HCA INC 5.625% 09/01/28	8,770,000.00	8,917,774.50	
HEALTHEQUITY INC 4.5% 10/01/29 144A	2,085,000.00	1,970,908.80	
HERTZ 4.625% 12/01/26 144A	3,580,000.00	2,928,404.20	
HERTZ 5% 12/01/29 144A	4,675,000.00	3,042,022.50	
HERTZ 5.5% 10/15/24 144A	6,520,000.00	407,500.00	
HERTZ CORP 6% 01/15/2028 144A	8,095,000.00	1,376,150.00	
HERTZ CORP 6.25% 10/15/22	5,980,000.00	343,850.00	
HERTZ CORP 7.125% 08/01/2026 1	8,230,000.00	1,707,725.00	
HESS INFRA/FI 4.25% 02/30 144A	3,345,000.00	3,118,878.00	
HESS INFRA/FI 6.5% 6/1/29 144A	14,355,000.00	14,655,306.60	
HESS MIDST 5.125% 6/15/28 144A	6,815,000.00	6,685,719.45	
HESS MIDSTREAM 5.5% 10/30 144A	1,990,000.00	1,949,463.70	
HFC PRESTIGE 6.625% 07/30 144A	19,180,000.00	19,571,847.40	
HIGHTOWER 6.75% 04/15/29 144A	2,160,000.00	2,156,155.20	
HILTON DOM 5.875% 3/15/33 144A	9,230,000.00	9,213,939.80	
HILTON DOM 6.125% 4/1/32 144A	5,405,000.00	5,438,835.30	
HILTON DOMEST 3.625% 02/15/32 144A	3,430,000.00	3,013,906.70	
HILTON DOMESTIC 3.75% 05/01/29	3,440,000.00	3,200,816.80	
HILTON LLC 6.625%	15,000,000.00	15,097,800.00	

01/32 144A			
HOLOGIC INC 3.25% 02/15/29 144A	5,215,000.00	4,760,721.35	
HOWARD 7.375% 07/15/32 144A	13,205,000.00	13,527,069.95	
HOWARD ENRGY 8.875% 07/28 144A	20,000,000.00	21,178,200.00	
HUB INTE 5.625% 12/01/29 144A	4,185,000.00	4,073,134.95	
HUB INTER 7.375% 1/31/32 144A	4,915,000.00	5,019,886.10	
HUB INTERNA 7.25% 6/15/30 144A	18,055,000.00	18,686,383.35	
HUDBAY MINERAL 6.125% 4/01/29 144A	9,850,000.00	9,895,605.50	
HUDSON AUTOMOTI 8% 05/32 144A	3,575,000.00	3,749,603.00	
ICAHN LP/FN 10% 11/15/29 144A	3,590,000.00	3,675,334.30	
ICAHN LP/FN 9% 06/15/30	12,620,000.00	12,455,561.40	
ICAHN LP/FN 9.75% 01/15/29	10,000,000.00	10,177,300.00	
ICAHN LP/FN CO 4.375% 02/01/29	5,925,000.00	5,089,278.75	
ICAHN LP/FN COR 5.25% 05/15/27	13,520,000.00	12,954,864.00	
ICAHN LP/FN COR 6.25% 05/15/26	9,980,000.00	9,907,345.60	
II-VI INC 5% 12/15/29 144A	3,060,000.00	2,942,863.20	
ILIAD HLDG 7% 04/15/32 144A	8,140,000.00	8,169,222.60	
ILIAD HLDG 8.5% 04/15/31 144A	9,385,000.00	9,975,973.45	
IMS HEALTH 5% 10/15/26 144A	5,060,000.00	5,014,763.60	
INTELSAT JACKSN 6.5% 1/30 144A	15,850,000.00	14,769,664.00	
IQVIA INC 6.5% 05/15/30 144A	5,465,000.00	5,604,084.25	
JACOBS ENT 6.75% 02/15/29 144A	2,750,000.00	2,681,937.50	
JANE ST 6.125% 11/01/32 144A	8,550,000.00	8,507,592.00	
JANE ST GRP/JSG 7.125% 04/30/31 144A	12,145,000.00	12,582,705.80	
JAZZ SECU DAC 4.375% 01/15/29	4,460,000.00	4,243,467.00	

JBS USA/LUX/FIN 5.5% 01/15/30	10,595,000.00	10,592,775.05	
JEFF FIN /JFIN 6.625% 10/31 144A	19,805,000.00	19,901,846.45	
KENNEDY-WILSON 4.75% 03/01/29	5,095,000.00	4,710,327.50	
KENNEDY-WILSON 5% 03/01/31	5,095,000.00	4,556,152.80	
KFC CO/PIZZA 4.75% 6/1/27 144A	7,630,000.00	7,527,223.90	
KLX ENERGY 11.5% 11/1/25 144A	8,250,000.00	8,034,510.00	
KNIFE RIVER 7.75% 5/1/31 144A	10,000,000.00	10,485,300.00	
KOBE US MID PIK VAR 11/26 144A	14,325,608.00	12,033,510.72	
KRAFT HEINZ FD 4.875% 10/01/49	7,485,000.00	6,551,096.55	
KRAFT HEINZ FD 5.5% 06/01/50	1,990,000.00	1,903,096.70	
L BRANDS INC 6.625% 10/01/30 144A	10,425,000.00	10,527,060.75	
LAMAR MEDIA CRP 4.875% 01/15/2	4,330,000.00	4,198,064.90	
LAMB WESTON 4.125% 01/30 144A	4,710,000.00	4,352,887.80	
LBM ACQU LLC 6.25% 1/29 144A	9,735,000.00	9,008,087.55	
LCM INV HLD 8.25% 8/1/31 144A	13,100,000.00	13,682,033.00	
LCM INVESTMENTS 4.875% 05/01/29 144A	5,860,000.00	5,525,804.20	
LCPR SENIOR 5.125% 7/29 144A	5,635,000.00	4,615,346.75	
LCPR SR 6.75% 10/15/27 144A	5,264,000.00	4,775,079.68	
LEVEL 3 FINL 4% 04/15/31 144A	8,720,000.00	6,845,200.00	
LEVEL 3 FINL 4.5% 4/1/30 144A	7,065,000.00	5,915,241.90	
LGI HM INC 8.75% 12/15/28 144A	4,225,000.00	4,462,571.75	
LIGHT & WNDR 7.5% 9/01/31 144A	3,725,000.00	3,883,871.25	
LIGHTNING POW 7.25% 08/15/32 144A	5,625,000.00	5,807,812.50	
LINDBLAD E 6.75% 02/15/27 144A	4,725,000.00	4,747,302.00	

LINDBLAD EXPEDI 9% 05/15/28 144A	18,610,000.00	19,590,560.90	
LIVE NATIN 4.75% 10/15/27 144A	7,085,000.00	6,917,298.05	
LSB INDUS 6.25% 10/15/28 144A	580,000.00	562,002.60	
LUMEN TEC 4.125% 04/15/29 144A	4,123,922.00	3,693,714.45	
LUMEN TEC 4.125% 04/15/30 144A	4,124,337.00	3,611,888.12	
MACQUARIE 8.375% 05/01/28 144A	5,665,000.00	5,946,097.30	
MACQUARIE AIRF 6.4% 3/29 144A	1,910,000.00	1,963,900.20	
MACQUARIE AIRF 6.5% 03/31 144A	2,920,000.00	3,018,404.00	
MACQUARIE AIRF 8.125% 3/31/29 144A	4,775,000.00	5,030,605.75	
MACYS RTL HLDG 6.125% 03/15/32	2,345,000.00	2,232,369.65	
MADISON IAQ 4.125% 06/28 144A	3,975,000.00	3,800,696.25	
MADISON IAQ 5.875% 6/29 144A	6,155,000.00	5,896,366.90	
MAGIC MERG 5.25% 05/1/28 144A	5,220,000.00	3,700,092.60	
MAGIC MERG 7.875% 05/1/29 144A	7,910,000.00	3,817,761.50	
MASTERBRAND 7% 07/15/32 144A	4,735,000.00	4,841,253.40	
MATCH GROUP INC 4.125% 08/01/2	5,750,000.00	5,207,890.00	
MATCH GRP 5.625% 02/15/29 144A	5,645,000.00	5,553,776.80	
MATTEL INC 3.375% 04/01/26 144A	1,685,000.00	1,638,797.30	
MATTEL INC 3.75% 04/01/29 144A	1,685,000.00	1,578,491.15	
MCLAREN FIN PLC 7.5% 8/26 144A	16,170,000.00	15,609,224.40	
MEDLINE BOR 6.25% 4/1/29 144A	9,100,000.00	9,247,693.00	
MEG ENERGY CRP 5.875% 02/01/29 144A	7,390,000.00	7,300,728.80	
MELCO RES 7.625% 4/17/32 144A	7,035,000.00	7,116,606.00	
MERCER INTL 5.125% 02/01/29	5,195,000.00	4,503,961.10	
MINERAL RES 8.5%	1,465,000.00	1,492,571.30	

5/1/30 144A			
MINERAL RES LT 8% 11/1/27 144A	6, 125, 000. 00	6, 251, 603. 75	
MINERVA MERGE 6. 5% 02/15/30 144A	16, 080, 000. 00	15, 312, 984. 00	
MITER BRANDS 6. 75% 4/1/32 144A	4, 590, 000. 00	4, 658, 895. 90	
MIWD HOLDCO II 5. 5% 02/01/30 144A	1, 300, 000. 00	1, 246, 024. 00	
MOLINA HEA 4. 375% 6/15/28 144A	3, 800, 000. 00	3, 630, 292. 00	
MOLINA HEALTHCA 3. 875% 05/15/32 144A	6, 725, 000. 00	5, 918, 269. 00	
MOLINA HEALTHCA 3. 875% 11/15/30 144A	4, 985, 000. 00	4, 502, 751. 10	
MOLINA HEALTHCA 6. 25% 01/15/33 144A	9, 265, 000. 00	9, 334, 580. 15	
MOOG INC 4. 25% 12/15/2027 144A	1, 720, 000. 00	1, 653, 298. 40	
MOZART DEBT 3. 875% 04/01/29 144A	24, 020, 000. 00	22, 355, 414. 00	
MPT OPER PARTNE 3. 5% 03/15/31	3, 035, 000. 00	2, 048, 594. 65	
MPT OPER PARTNER 5% 10/15/27	11, 630, 000. 00	10, 243, 355. 10	
MPT OPER PARTNERSHIP LP/CORP 4	8, 370, 000. 00	6, 279, 508. 80	
MSCI INC 4% 11/15/29 144A	13, 690, 000. 00	12, 947, 865. 10	
MURPHY OIL USA 3. 75% 02/15/31 144A	13, 610, 000. 00	12, 114, 533. 20	
NATION STAR 7. 125% 2/1/32 144A	8, 000, 000. 00	8, 263, 360. 00	
NCL CORP 5. 875% 02/15/27 144A	6, 415, 000. 00	6, 419, 362. 20	
NCL CORP 7. 75% 02/15/29 144A	5, 710, 000. 00	6, 076, 410. 70	
NCL CORP LTD 5. 875 03/15/26 144A	1, 680, 000. 00	1, 679, 428. 80	
NCL FINANCE LTD 6. 125% 03/15/28 144A	2, 075, 000. 00	2, 098, 364. 50	
NCR ATLEOS ESCR 9. 5% 04/01/29 144A	11, 460, 000. 00	12, 584, 340. 60	
NEPTUNE BID US 9. 29% 4/29 144A	18, 710, 000. 00	17, 635, 110. 50	

NESCO HOLDING 5.5% 04/15/29 144A	3,975,000.00	3,760,628.25	
NEW COTAI LLC CONV 5% 2/24/27	6,412,934.79	12,463,538.73	
NEW FORT NEW \$ 12% 9/29 144A	14,532,005.00	14,532,005.00	
NEW FORTRESS EN 6.5% 9/26 144A	17,315,000.00	16,054,641.15	
NEW FORTRESS EN 6.75% 09/15/25	9,593,000.00	9,545,035.00	
NEWELL BRANDS INC 6.375% 05/30	6,905,000.00	6,975,845.30	
NEWELL BRANDS INC 6.625% 05/32	5,295,000.00	5,320,151.25	
NEXSTAR 5.625% 7/15/27 144A	6,745,000.00	6,615,833.25	
NEXTERA ENRGY 7.25% 01/29 144A	5,000,000.00	5,098,100.00	
NORTHERN OIL 8.75% 06/31 144A	5,320,000.00	5,572,221.20	
NOVA CHEM CORP 4.25% 05/15/29 144A	6,005,000.00	5,561,710.90	
NOVA CHEM CORP 7% 12/01/31 144A	5,465,000.00	5,533,257.85	
NOVA CHEM CORP 9% 02/15/30 144A	9,060,000.00	9,745,660.80	
NRG ENERGY INC 3.875% 02/15/32 144A	265,000.00	234,021.50	
NRG ENERGY INC 6% 02/01/33 144A	12,350,000.00	12,243,543.00	
NRG ENERGY INC 6.25% 11/01/34 144A	12,350,000.00	12,250,212.00	
NTH OIL & GAS 8.125% 03/01/28 144A	7,995,000.00	8,152,261.65	
OCCIDENTAL PETE 4.5% 07/15/44	1,985,000.00	1,539,804.20	
OCCIDENTAL PETE 5.55% 03/15/26	6,554,000.00	6,586,114.60	
OCCIDENTAL PETE 5.875% 9/01/25	3,520,000.00	3,534,572.80	
OCCIDENTAL PETE 6.2% 03/15/40	2,405,000.00	2,411,613.75	
OCCIDENTAL PETE 6.6% 03/15/46	5,365,000.00	5,540,113.60	
OCCIDENTAL PETE 6.625% 9/1/30	9,160,000.00	9,617,542.00	
OCCIDENTAL PETE	22,290,000.00	24,670,572.00	

7.5% 05/01/31			
OCCIDENTAL PETRO 4.3% 08/15/39	2,145,000.00	1,748,775.60	
OCCIDENTAL PETROLEUM 4.4% 4/46	4,275,000.00	3,278,198.25	
OCCIDENTL PETE 8.875% 07/15/30	14,070,000.00	16,111,275.60	
OLYMPUS WATER 7.125% 10/01/27 144A	3,440,000.00	3,494,386.40	
OLYMPUS WTR 9.75% 11/15/28 144A	5,250,000.00	5,579,910.00	
ON SEMICONDUCT 3.875% 09/01/28 144A	6,575,000.00	6,181,091.75	
ONEMAIN FIN 7.125% 11/15/31	6,135,000.00	6,272,055.90	
ONEMAIN FIN 9% 01/15/29	10,000,000.00	10,653,600.00	
ONTARIO GAMING 8% 08/01/30 144A	2,720,000.00	2,801,137.60	
OPEN TEXT 4.125% 2/15/30 144A	7,655,000.00	6,987,560.55	
OPEN TEXT CO 6.9% 12/1/27 144A	3,970,000.00	4,111,887.80	
OPEN TEXT CORP 3.875% 12/01/29 144A	4,655,000.00	4,233,536.30	
OPEN TEXT HOLDI 4.125% 12/01/31 144A	4,655,000.00	4,157,752.90	
ORGANON F 4.125% 04/30/28 144A	6,615,000.00	6,265,000.35	
ORGANON FINAN 5.125% 04/30/31 144A	6,600,000.00	5,979,402.00	
OUTFRONT MED 7.375% 02/15/31 144A	12,500,000.00	13,217,375.00	
PACIFIC GAS & ELEC 3.95% 12/47	5,170,000.00	3,849,013.30	
PACIFIC GAS & ELE 3.75% 8/15/42	855,000.00	652,082.85	
PANTHER 7.125% 6/1/31 144A	9,595,000.00	9,786,036.45	
PAPA JOHNS IN 3.875% 09/15/29 144A	1,830,000.00	1,663,836.00	
PARK INTERMEDIA 7% 2/1/30 144A	4,015,000.00	4,107,264.70	

PATRICK INDU 6.375% 11/32 144A	11,970,000.00	11,831,626.80	
PBF HLD LLC/FIN 6% 02/15/28	20,275,000.00	19,950,802.75	
PBF HLD LLC/FIN 7.875% 08/31/30 144A	12,085,000.00	12,320,536.65	
PERFORMANCE 5.5% 10/15/27 144A	13,405,000.00	13,312,505.50	
PERFORMANCE FO 4.25% 08/01/29 144A	2,925,000.00	2,743,854.75	
PERFORMANCE FO 6.125% 09/15/32 144A	12,020,000.00	12,110,510.60	
PERMIAN RES 6.25% 02/01/33 144A	16,495,000.00	16,547,619.05	
PERMIAN RES 7% 01/15/32 144A	14,420,000.00	14,781,942.00	
PG&E 4.55% 07/01/30	25,676,500.00	24,849,716.70	
PG&E 4.95% 07/01/50	40,141,500.00	34,921,499.34	
PG&E CORP 5% 07/01/28	7,060,000.00	6,884,488.40	
PG&E CORP 5.25% 07/01/30	19,645,000.00	19,141,302.20	
PG&E CORP 7.375% 03/15/55	5,548,000.00	5,672,663.56	
PIKE CORP 5.5% 9/01/28 144A	18,495,000.00	18,030,590.55	
POST HLDGS 5.625% 01/28 144A	5,020,000.00	5,062,870.80	
POST HLDGS 6.25% 10/15/34 144A	5,620,000.00	5,530,248.60	
POST HLDGS 6.25% 2/15/32 144A	16,025,000.00	16,165,218.75	
POST HLDGS IN 4.625% 4/30 144A	1,416,000.00	1,319,910.24	
QORVO INC 4.375% 10/15/29	3,915,000.00	3,675,010.50	
RADIATE HOLDC 4.5% 9/15/26 144A	14,100,000.00	12,141,510.00	
RADIATE HOLDC 6.5% 9/15/28 144A	5,870,000.00	3,896,858.20	
RADIOLO PIK 8.5%/VAR 1/29 144A	4,259,438.00	4,228,045.93	
RAISING CAN 9.375% 05/29 144A	9,605,000.00	10,327,392.05	
RAND PARENT LLC 8.5% 02/15/30 144A	15,785,000.00	15,893,758.65	

REALOGY GR 5.25% 04/15/30 144A	11,655,000.00	9,065,958.30	
REALOGY GROUP 5.75% 01/15/29 144A	12,845,000.00	10,735,979.45	
RITCHIE BR 6.75% 03/15/28 144A	10,000,000.00	10,270,600.00	
ROBLOX CO 3.875% 05/01/30 144A	23,760,000.00	21,588,573.60	
ROYAL CARI 5.375% 7/15/27 144A	4,325,000.00	4,318,166.50	
ROYAL CARIBB 6.25% 03/32 144A	7,335,000.00	7,480,966.50	
ROYAL CARIBBEAN 4.25% 07/01/26 144A	9,705,000.00	9,552,340.35	
ROYAL CARIBBEAN 5.5% 08/31/26	9,590,000.00	9,597,959.70	
ROYAL CARIBBEAN 6% 02/33 144A	18,440,000.00	18,568,711.20	
RYAN SPECIALTY 5.875% 08/01/32	4,015,000.00	4,013,594.75	
SABLE 7.125% 10/15/32 144A	10,245,000.00	10,116,937.50	
SABRE GLBL 8.625% 06/27 144A	6,653,000.00	6,541,695.31	
SALLY HOLDINGS 6.75% 3/1/32	12,845,000.00	13,067,860.75	
SBA COMMUNICATI 3.875% 02/27	10,425,000.00	10,113,605.25	
SCIH SALT 4.875% 05/01/28 144A	21,460,000.00	20,474,342.20	
SCIH SALT 6.625% 05/01/29 144A	3,900,000.00	3,802,500.00	
SCOTTS MIRACLE 4% 04/01/31	3,370,000.00	2,979,248.50	
SCRIPPS ESC I 3.875% 01/15/29 144A	4,720,000.00	3,330,668.00	
SCRIPPS ESC II 5.375% 01/15/31 144A	2,450,000.00	1,261,823.50	
SCRIPPS ESCRO 5.875% 7/27 144A	4,310,000.00	3,264,825.00	
SEADRILL FIN 8.375% 08/30 144A	3,820,000.00	3,893,840.60	
SEAGATE HDD 8.25% 12/29	4,485,000.00	4,828,775.25	
SEAGATE HDD CAY 4.091% 6/1/29	2,500,000.00	2,360,000.00	
SEAGATE HDD CAY	5,520,000.00	5,442,554.40	

5.75% 12/01/34			
SEAGATE HDD CAY 8.5% 07/15/31	22,575,000.00	24,394,093.50	
SEALED AIR 6.125% 2/1/28 144A	6,375,000.00	6,421,728.75	
SEALED AIR 7.25% 2/15/31 144A	10,575,000.00	11,003,816.25	
SEASPAN CORPORA 5.5% 08/01/29 144A	8,005,000.00	7,614,996.40	
SENSATA TECH 6.625% 7/32 144A	6,545,000.00	6,658,621.20	
SENSATA TECHNOL 4% 04/15/29 14	21,195,000.00	19,743,354.45	
SERVICE CO INTL 5.125% 6/1/29	3,060,000.00	3,000,850.20	
SIRIUS XM R 4.125% 7/1/30 144A	4,755,000.00	4,260,527.55	
SIRIUS XM RADIO 5% 8/1/27 144A	8,735,000.00	8,573,926.60	
SITIO ROYAL 7.875% 11/28 144A	16,891,000.00	17,592,821.05	
SMYRNA READY MI 8.875% 11/15 144A	20,000,000.00	21,204,600.00	
SOUTHWESTERN EN 4.75% 02/01/32	4,720,000.00	4,444,776.80	
SOUTHWESTERN EN 5.375% 02/29	5,265,000.00	5,204,768.40	
SPA HOLDINGS 4.875% 2/28 144A	3,985,000.00	3,785,750.00	
SPIRIT LOYALT 8% 09/20/25 144A	9,490,000.00	6,476,925.00	
SPRINGLEAF CORP 4% 09/15/30	6,100,000.00	5,460,781.00	
SPRINGLEAF FIN CRP 7.125% 3/26	9,765,000.00	9,980,025.30	
SPRINT CAP CORP 8.75% 3/15/32	44,955,000.00	54,035,010.90	
SS&C TECHNOLOGI 6.5% 6/32 144A	21,220,000.00	21,626,575.20	
STAPLES 10.75% 09/01/29 144A	8,650,000.00	8,368,875.00	
STATION CAS LLC 4.625% 12/01/31 144A	7,800,000.00	7,038,954.00	
STATION CAS LLC 6.625% 03/15/32 144A	18,005,000.00	18,024,985.55	
STUDIO CITY 6.5% 1/15/28 144A	9,585,000.00	9,302,338.35	
STUDIO CITY CO 7% 02/27 144A	5,135,000.00	5,154,256.25	

SUGARHOUSE 5.875% 5/15/25 144A	5,585,000.00	5,578,018.75	
SUMMIT LLC/FI 7.25% 01/31 144A	4,200,000.00	4,384,758.00	
SUNOCO LP /CORP 4.5% 05/15/29	4,765,000.00	4,537,423.60	
SUNOCO LP /CORP 6% 04/15/27	9,955,000.00	9,974,611.35	
SUNOCO LP 7% 09/15/28 144A	14,425,000.00	14,861,500.50	
SUNOCO LP 7.25% 05/01/32 144A	6,565,000.00	6,854,188.25	
SURGERY CTR 7.25% 04/32 144A	12,725,000.00	12,981,154.25	
SYMANTEC CORP 5% 04/25 144A	6,265,000.00	6,244,450.80	
SYNAPTICS INC 4% 06/15/29 144A	2,730,000.00	2,510,371.50	
TALLGRASS LP 6% 12/31/30 144A	5,145,000.00	4,863,362.70	
TAYLOR MORRISON CMNTY/ MONARCH	7,155,000.00	7,182,618.30	
TEMPUR SEALY 4% 04/15/29 144A	5,280,000.00	4,889,227.20	
TENET HEALTH 4.25% 6/1/29 144A	14,290,000.00	13,498,476.90	
TENET HEALTH 4.375% 1/30	14,020,000.00	13,150,199.20	
TENET HEALTH 6.125% 10/28	15,635,000.00	15,661,579.50	
TENET HEALTH 6.125% 6/30	8,165,000.00	8,182,146.50	
TENET HEALTH 6.75% 5/31	5,290,000.00	5,404,422.70	
TENET HEALTH 6.875% 11/15/31	725,000.00	765,360.75	
TENET HEALTHCARE 6.25% 2/1/27	13,060,000.00	13,061,959.00	
TEVA PH FIN NV 7.875% 08/31/29	4,735,000.00	5,113,657.95	
TGS ASA 8.5% 01/15/30 144A	6,390,000.00	6,469,044.30	
TKC HOLDIN 10.5% 05/15/29 144A	15,630,000.00	15,951,509.10	
TKC HOLDINGS 6.875% 5/28 144A	18,145,000.00	18,133,387.20	
TOPS MARKETS CORP ESCROW	20,640,000.00	—	
TRANSALTA 7.75% 11/15/29 144A	4,735,000.00	4,984,913.30	
TRANSDIGM IN	10,000,000.00	10,367,700.00	

7.125% 12/31 144A			
TRANSDIGM INC 4.625% 01/15/29	20,310,000.00	19,082,666.70	
TRANSDIGM INC 4.875% 05/01/29	3,000,000.00	2,830,710.00	
TRANSDIGM INC 5.5% 11/15/27	27,775,000.00	27,427,812.50	
TRANSDIGM INC 6% 01/15/33 144A	6,150,000.00	6,094,158.00	
TRANSDIGM INC 6.375% 03/01/29 144A	11,950,000.00	12,100,928.50	
TRANSDIGM INC 6.625% 03/01/32 144A	9,040,000.00	9,177,679.20	
TRANSDIGM INC 6.75% 8/28 144A	29,660,000.00	30,166,296.20	
TRANSDIGM INC 6.875% 12/15/30 144A	16,950,000.00	17,318,323.50	
TRANSOCEAN 8.375% 02/28 144A	3,636,000.00	3,744,607.32	
TRANSOCEAN 8.75% 02/15/30 144A	5,185,000.00	5,410,962.30	
TRANSOCEAN INC 8.25% 05/15/29 144A	6,060,000.00	6,111,085.80	
TRANSOCEAN INC 8.5% 05/15/31 144A	6,060,000.00	6,154,354.20	
TREEHOUSE FOODS 4% 09/01/28	1,800,000.00	1,630,476.00	
TRI POINTE GROUP 5.7% 06/15/28	1,630,000.00	1,626,218.40	
TRIDENT TPI HLD 12.75% 10/28 144A	2,455,000.00	2,716,923.95	
TRITON WAT 6.25% 04/01/29 144A	14,355,000.00	14,277,195.90	
TRONOX INC 4.625% 03/15/29 144A	5,040,000.00	4,605,602.40	
TTM TECH INC 4% 03/01/29 144A	5,085,000.00	4,744,660.95	
TULLOW OI 10.25% 05/15/26 144A	10,794,000.00	9,802,247.28	
UBER TECH I 7.5% 09/15/27 144A	3,159,000.00	3,223,096.11	
UBER TECH INC 4.5% 08/15/29 144A	48,880,000.00	47,291,400.00	
UBER TECH INC 6.25% 01/15/28 144A	4,435,000.00	4,480,192.65	
UKG INC 6.875%	7,000,000.00	7,178,360.00	

02/01/31 144A			
UNITED AIRLIN 4.625% 04/30/29 144A	3,645,000.00	3,486,770.55	
UNITED RENTAL 6% 12/29 144A	13,860,000.00	14,074,275.60	
UNITED RENTAL6.125% 03/34 144A	15,005,000.00	15,106,433.80	
UNITI GRP/UNI 6% 01/15/30 144A	14,240,000.00	12,158,112.00	
UNITI/FIN 4.75% 04/15/28 144A	4,490,000.00	4,198,239.80	
UNITI/FIN/CSL 10.5% 2/28 144A	10,730,000.00	11,392,684.80	
UNITI/FIN/CSL 6.5% 02/15/29 144A	7,695,000.00	6,741,204.75	
UNIVISION 6.625% 06/01/27 144A	10,585,000.00	10,506,459.30	
UNIVISION COM 7.375% 06/30/30 144A	7,630,000.00	7,278,104.40	
UNIVISION COMM 8% 08/28 144A	33,980,000.00	34,552,563.00	
UNIVISION COMM 8.5% 5/31/31 144A	27,605,000.00	27,160,007.40	
US FOODS 6.875% 09/15/28 144A	17,090,000.00	17,599,282.00	
US FOODS 7.25% 01/15/32 144A	8,545,000.00	8,927,474.20	
US FOODS INC 4.625% 06/01/30 144A	2,370,000.00	2,245,693.50	
US FOODS INC 4.75% 02/15/29 144A	7,250,000.00	6,996,975.00	
USA COMPRESSI 7.125% 3/29 144A	19,840,000.00	20,283,622.40	
VALLOUREC SA 7.5% 04/32 144A	5,635,000.00	5,906,325.25	
VENTURE GBL 6.25% 01/15/30 144A	15,005,000.00	15,250,331.75	
VENTURE GLOBAL 3.875% 08/15/29 144	4,765,000.00	4,402,574.10	
VENTURE GLOBAL 4.125% 08/15/31 144A	4,765,000.00	4,321,521.45	
VERTIV GROUP 4.125% 11/15/28 144A	6,290,000.00	6,000,471.30	
VICI PPTY LP	10,630,000.00	10,576,318.50	

4.625% 06/25 RGS			
VICI PPTY LP 5.75% 02/01/27 RE	6,005,000.00	6,045,113.40	
VICI PROPE 4.125% 8/15/30 144A	5,935,000.00	5,498,421.40	
VICI PROPERT 3.75% 02/27 144A	4,530,000.00	4,373,307.30	
VICTORIA' S 4.625% 07/29 144A	3,640,000.00	3,268,392.40	
VIKING CRUI 9.125% 07/31 144A	2,740,000.00	2,973,639.80	
VIPER ENERGY 7.375% 11/31 144A	20,000,000.00	20,669,600.00	
VISTAJET MAL/XO 6.375% 02/01/30 144A	9,445,000.00	8,079,819.70	
VISTRA OP CO 5.625% 02/27 144A	5,626,000.00	5,623,637.08	
VISTRA OPERAT 7.75% 10/31 144A	20,730,000.00	21,974,214.60	
VZ SECURED FINA 5% 01/15/32 14	15,310,000.00	13,737,356.80	
WALTER ENERGY 9.5% 10/19 144A	13,820,000.00	—	
WAND NEWCO 3 7.625% 01/30/32 144A	7,180,000.00	7,428,284.40	
WASH MULT 5.75% 4/15/26 144A	3,610,000.00	3,604,837.70	
WAYFAIR LLC 7.25% 10/31/29 144	6,090,000.00	6,139,450.80	
WEEKLEY HOMES L 4.875% 09/15/28	2,460,000.00	2,351,809.20	
WELLSFARGO 7.625%/VAR PERP	15,350,000.00	16,380,906.00	
WESCO DISTRIBUT 6.625% 03/15/32 144A	20,065,000.00	20,601,337.45	
WINDSTREA 7.75% 08/15/28 144A	22,330,000.00	22,487,873.10	
WINDSTREAM 8.25% 10/01/31 144A	6,175,000.00	6,401,005.00	
WOLFSPEED INC CV 1.875% 12/29	13,225,000.00	5,256,937.50	
WOLFSPEED PIK 9.875% 6/30 144A	10,935,000.00	10,497,600.00	
WOLVERINE 8.5% 11/24 144A	3,747,000.00	449,640.00	
WR GRACE 4.875% 06/15/27 144A	6,725,000.00	6,617,669.00	
WR GRACE HLD	11,435,000.00	11,876,276.65	

		7.375% 3/31 144A			
		WR GRACE HLG 5.625% 08/29 144A	5,070,000.00	4,725,442.80	
		WYNN RESORTS 7.125% 2/31 144A	14,335,000.00	15,058,200.75	
		YUM BRANDS INC 4.625% 01/31/32	5,800,000.00	5,416,330.00	
		ZEBRA TECHNOLOG 6.5% 5/32 144A	9,175,000.00	9,371,345.00	
		ZIGGO BOND 6% 1/15/27 144A	5,985,000.00	5,982,785.55	
		ZIGGO BOND CO 5.125% 02/28/30 144A	2,840,000.00	2,573,011.60	
		ZIGGO BV 4.875% 01/15/2030 144	4,150,000.00	3,828,956.00	
		アメリカ・ドル 小計	5,723,583,632.79	5,525,393,560.91 (853,783,813,032)	
社債券 合計			853,783,813,032 (853,783,813,032)		
合計			854,078,329,499 (854,078,329,499)		

(注) 新株予約権証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株 予約権証券 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 14銘柄	3.25%	－%	－%	100%
	新株予約権証券 2銘柄	－%	0.03%	－%	
	社債券 618銘柄	－%	－%	96.72%	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

④ その他特定資産の明細表

特定資産の 種類／通貨	銘柄	数量	帳簿単価 帳簿金額	評価単価 評価金額	評価損益	備考
貸付債権／ アメリカ・ ドル	ACRISURE TERM B6 1LN 11/06/30 C1	448,525.88	100.31 449,925.28	100.12 449,086.53	△838.75	－
	AIR CONTROL TM B 1LN 07/16/31 C1	11,309,090.91	99.74 11,280,818.18	100.41 11,356,249.81	75,431.63	－
	ANGUS CHEMICAL TM 1LN 11/04/27 C1	569,850.00	98.00 558,453.00	100.16 570,801.64	12,348.64	－

ANGUS CHEMICAL TM B 1LN 11/27 C1	11, 221, 185. 63	97. 68 10, 961, 527. 39	100. 06 11, 228, 254. 97	266, 727. 58	—
APPLIED SYSTEMS TM 2LN 02/32 C1	100, 000. 00	103. 53 103, 531. 00	102. 76 102, 768. 00	△763. 00	—
APPLIED SYSTEMS TM B 1LN 02/31 C1	20, 518, 575. 00	100. 79 20, 681, 697. 67	100. 67 20, 657, 280. 56	△24, 417. 11	—
ASCEND LEARNING TM 2LN 11/29 C1	650, 000. 00	98. 10 637, 650. 00	99. 45 646, 425. 00	8, 775. 00	—
ASSETMARK FINANCI TM 1LN 09/31 C1	1, 240, 000. 00	99. 75 1, 236, 900. 00	100. 51 1, 246, 423. 20	9, 523. 20	—
ASURION TM B10 1LN 8/17/28 C1	9, 290, 400. 00	98. 92 9, 190, 063. 68	99. 83 9, 275, 442. 45	85, 378. 77	—
ATHENAHEALTH TM B 1LN 02/15/29 C1	6, 152, 281. 45	99. 77 6, 138, 684. 90	100. 30 6, 170, 738. 29	32, 053. 39	—
BAYER ENVIR SCI TERM 1LN 10/29 C1	6, 156, 065. 20	99. 96 6, 154, 033. 69	100. 38 6, 179, 950. 73	25, 917. 04	—
BLUETRITON BRA TM B 1LN 03/28 C1	15, 815, 487. 50	100. 32 15, 866, 571. 52	100. 53 15, 899, 467. 73	32, 896. 21	—
CLEAR CHANNEL TM B 1LN 08/27 C1	15, 140, 000. 00	98. 50 14, 912, 900. 00	98. 50 14, 912, 900. 00	—	—
CONSOLIDATED EN TM B 1LN 11/30 C1	8, 964, 950. 00	98. 74 8, 852, 798. 47	94. 78 8, 497, 069. 25	△355, 729. 22	—
CORELOGIC TERM B 1LN 06/02/28 C1	13, 930, 620. 26	98. 56 13, 730, 855. 16	99. 45 13, 855, 116. 29	124, 261. 13	—
COTIVITI INC TERM 1LN 05/01/31 C1	9, 010, 000. 00	99. 83 8, 994, 953. 30	100. 81 9, 083, 251. 30	88, 298. 00	—
COTIVITI TM B 1LN 05/01/31 C1	2, 263, 625. 00	100. 43 2, 273, 517. 04	100. 06 2, 265, 051. 08	△8, 465. 96	—
COX MEDIA TERM B2 1LN 06/29 C1	12, 601, 859. 35	82. 38 10, 382, 167. 84	89. 12 11, 231, 407. 14	849, 239. 30	—
CROWN FIN US IN 1 TERM B 10/3	7, 420, 000. 00	99. 00 7, 345, 800. 00	99. 18 7, 359, 749. 60	13, 949. 60	—
CSC SERVICEWORKS TM B 1LN 3/28 C1	18, 391, 193. 44	85. 96 15, 809, 437. 70	84. 25 15, 494, 580. 47	△314, 857. 23	—
DEL MONTE TM 1LN SPR PRI 08/28 C1	5, 467, 118. 65	88. 70 4, 849, 819. 12	97. 25 5, 316, 772. 88	466, 953. 76	—
DEL MONTE TM 2LN SPR PRI 08/28 C1	8, 819, 418. 18	77. 87 6, 867, 769. 13	59. 10 5, 212, 276. 14	△1, 655, 492. 99	—
DEL MONTE TM 2LN SPR PRI 08/28 C2	1, 431, 381. 82	77. 87 1, 114, 659. 96	59. 10 845, 946. 65	△268, 713. 31	—
ECHO GLOBAL LOGIS TM 2LN 10/28 C1	1, 915, 000. 00	100. 00 1, 915, 000. 00	100. 00 1, 915, 000. 00	—	—
ELLUCIAN HOLDIN 2 TERM 11/32	3, 895, 000. 00	99. 75 3, 885, 262. 50	100. 50 3, 914, 475. 00	29, 212. 50	—
EXAMWORKS TERM B	585, 000. 00	100. 39	100. 50	643. 50	—

1LN 11/01/28 C1		587, 281. 50	587, 925. 00		
FINASTRA TSFR3M+725 1LN 09/29 C1	21, 488, 538. 18	100. 00 21, 488, 538. 18	100. 00 21, 488, 538. 18	—	—
FINASTRA TSFR3M+725 1LN 09/29 C1	501, 855. 46	100. 00 501, 855. 46	100. 00 501, 855. 46	—	—
FRST EAGLE TERM B 1LN 2/1/27 C1	672, 498. 95	99. 90 671, 886. 97	100. 10 673, 198. 34	1, 311. 37	—
GREAT OUTDOOR TM B1 1LN 3/5/28 C1	6, 060, 872. 58	100. 16 6, 071, 176. 06	100. 35 6, 082, 328. 06	11, 152. 00	—
HUB INTERNATION TM B 1LN 06/30 C1	1, 881, 059. 31	100. 75 1, 895, 355. 36	100. 61 1, 892, 665. 44	△2, 689. 92	—
HUB INTERNATION TM B 1LN 06/30 C5	4, 726. 28	100. 76 4, 762. 25	100. 61 4, 755. 44	△6. 81	—
HUNTER DOUGLAS TERM B 1LN 2/29 C1	2, 446, 477. 48	100. 12 2, 449, 486. 64	99. 93 2, 444, 789. 41	△4, 697. 23	—
HUNTER DOUGLAS TERM B 1LN 2/29 C2	901, 460. 02	100. 12 902, 577. 83	99. 93 900, 838. 01	△1, 739. 82	—
INTERNET BRANDS TM B 1LN 04/28 C1	15, 389, 100. 01	100. 12 15, 408, 028. 60	100. 01 15, 390, 638. 92	△17, 389. 68	—
NEPTUNE BID US 1 TERM B 04/29 C1	32, 046, 975. 00	95. 63 30, 648, 445. 01	91. 41 29, 296, 383. 13	△1, 352, 061. 88	—
NIELSEN HOLDING TM A 1LN 10/28 C1	9, 456, 000. 00	95. 30 9, 011, 946. 24	91. 45 8, 647, 512. 00	△364, 434. 24	—
NORTHEAST GROCE TM B 1LN 12/28 C1	2, 863, 437. 50	99. 74 2, 856, 250. 27	100. 25 2, 870, 596. 09	14, 345. 82	—
OMNIA PARTNERS TM 1LN 7/19/30 C1	796, 150. 46	100. 46 799, 836. 63	100. 53 800, 378. 01	541. 38	—
OMNIA PARTNERS TM 1LN 7/19/30 C2	141, 499. 54	100. 46 142, 156. 10	100. 53 142, 250. 90	94. 80	—
SANCHEZ DIP ROLL UP TL 5/11/20 C1	1, 489, 000. 00	— —	— —	—	—
SANCHEZ TERM 1LN DIP 05/11/20 C1	1, 814, 338. 93	— —	— —	—	—
SANCHEZ TERM 1LN DIP 05/11/20 C2	1, 638, 087. 99	— —	— —	—	—
SFR TERM B14 1LN 08/15/28 C1	15, 200, 222. 58	71. 53 10, 874, 239. 23	81. 56 12, 397, 757. 54	1, 523, 518. 31	—
SHEARER' S FOODS TM B 1LN 02/31 C1	437, 111. 68	100. 81 440, 661. 02	100. 42 438, 956. 29	△1, 704. 73	—
SHEARER' S FOODS TM B 1LN 02/31 C2	535, 450. 82	100. 81 539, 804. 03	100. 42 537, 710. 42	△2, 093. 61	—
SINCLAIR BROADCAST TM 1LN 05/26	3, 592, 283. 80	89. 74 3, 224, 074. 71	85. 41 3, 068, 421. 05	△155, 653. 66	—
SOFTBANK SVF II	16, 876, 071. 59	98. 24	100. 00	295, 668. 78	—

TERM 1LN 12/24 C1		16,580,402.81	16,876,071.59		
SUBCOM TERM B 1LN 01/30/2031 C1	1,815,450.00	100.83 1,830,572.69	101.09 1,835,311.02	4,738.33	—
SUNSOURCE TERM 1LN 03/25/31 C1	2,771,075.00	100.90 2,796,153.22	100.34 2,780,607.49	△15,545.73	—
TKC HOLDINGS TERM 1LN 05/15/28 C1	8,101,514.06	99.78 8,084,500.88	100.00 8,101,514.06	17,013.18	—
TOPGLF CLL TERM B 1LN 03/09/30 C1	1,119,825.00	100.51 1,125,592.09	99.43 1,113,531.58	△12,060.51	—
TORY BURCH TERM B 1LN 04/14/28 C1	2,939,240.48	100.02 2,940,004.68	99.79 2,933,126.85	△6,877.83	—
TRUIST INSURANCE TM 2L 03/32 C1	5,236,842.11	102.20 5,352,471.58	102.05 5,344,197.37	△8,274.21	—
UKG TERM B 1LN 02/10/31 C1	10,910,854.52	100.74 10,992,576.82	100.52 10,967,700.07	△24,876.75	—
UNIVAR TERM B 1LN 08/01/2030 C1	920,729.03	101.06 930,497.96	101.02 930,166.50	△331.46	—
US LBM TERM B 1LN 06/06/31 C1	8,311,294.31	99.48 8,268,740.48	98.45 8,183,134.15	△85,606.33	—
USI INC 1 TERM B 11/29 C1	2,923,222.06	100.41 2,935,353.43	100.48 2,937,487.38	2,133.95	—
貸付債権／アメリカ・ドル 小計		354,550,025.26 (54,785,069,903)	353,856,830.46 (54,677,957,443)	△693,194.80 (△107,112,460)	
貸付債権 合 計		54,785,069,903 (54,785,069,903)	54,677,957,443 (54,677,957,443)	△107,112,460 (△107,112,460)	
合 計		54,785,069,903 (54,785,069,903)	54,677,957,443 (54,677,957,443)	△107,112,460 (△107,112,460)	

1. 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建貸付債権に関するもので、内書きであります。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2024年12月30日現在)

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	741,849,433,330	円
II 負債総額	775,825,154	円
III 純資産総額 (I - II)	741,073,608,176	円
IV 発行済数量	2,018,357,596,895	口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	0.3672	円

(参考) マザーファンドの純資産額計算書
 フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド

(2024年12月30日現在)

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	977,681,413,736	円
II 負債総額	1,861,101,664	円
III 純資産総額 (I - II)	975,820,312,072	円
IV 発行済数量	150,134,739,123	口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	6.4996	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

名義書換は行ないません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当するものではありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

○ 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等（2024年12月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

1. 個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行いません。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2024年12月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託179本、単位型株式投資信託2本、親投資信託52本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額6,719,769,129,858円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。第39期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。
具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月8日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平山 晃一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第37期 (2022年12月31日)	第38期 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,022,979	2,269,485
立替金	62,774	59,949
前払費用	355,433	460,082
未収委託者報酬	7,302,518	9,026,865
未収運用受託報酬	1,270,509	5,354,461
未収収益	6,568	5,845
未収入金	*1 279,442	152,986
流動資産計	12,300,226	17,329,675
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
長期貸付金	*1 5,754,864	5,953,460
長期差入保証金	11,755	11,755
繰延税金資産	371,268	288,014
その他	230	230
投資その他の資産合計	6,138,118	6,253,460
固定資産計	6,145,605	6,260,947
資産合計	18,445,832	23,590,622
負債の部		
流動負債		
預り金	158	7
未払金		
未払手数料	3,386,058	4,192,323
その他未払金	*1 3,949,135	2,192,059
未払費用	1,205,608	3,445,819
未払法人税等	256,966	1,616,600
未払消費税等	678,471	1,176,325
賞与引当金	755,779	376,001
流動負債合計	10,232,176	12,999,137
固定負債		
長期賞与引当金	8,295	-
退職給付引当金	1,907,940	2,028,331
固定負債合計	1,916,235	2,028,331
負債合計	12,148,412	15,027,469
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	250,000	250,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,047,420	7,313,153
利益剰余金合計	5,297,420	7,563,153
株主資本合計	6,297,420	8,563,153
純資産合計	6,297,420	8,563,153
負債・純資産合計	18,445,832	23,590,622

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	48,219,377	55,200,925
運用受託報酬	7,978,913	10,031,924
その他営業収益	196,056	153,966
営業収益計	56,394,346	65,386,816
営業費用	*1	
支払手数料	21,912,619	25,160,937
広告宣伝費	270,363	282,742
調査費		
調査費	563,944	551,589
委託調査費	13,400,947	15,194,030
営業雑経費		
通信費	78,488	139,609
印刷費	55,842	47,328
協会費	22,224	27,212
その他	1,512	2,007
営業費用計	36,305,942	41,405,457
一般管理費		
給料		
給料・手当	2,641,460	2,762,834
賞与	1,673,842	1,333,847
福利厚生費	525,602	575,347
交際費	13,087	17,945
旅費交通費	70,519	108,866
租税公課	162,863	205,434
弁護士報酬	2,415	2,569
不動産賃貸料・共益費	412,937	427,958
退職給付費用	208,922	272,377
消耗器具備品費	3,219	17,110
事務委託費	6,759,389	7,249,585
諸経費	303,872	288,510
一般管理費計	12,778,130	13,262,388
営業利益	7,310,273	10,718,971
営業外収益		
受取利息	*1	
受取利息	16,144	16,559
保険配当金	9,662	10,648
雑益	3,309	108
営業外収益計	29,116	27,315
営業外費用		
寄付金	2,930	1,500
為替差損	233,624	112,525
雑損	109	306
営業外費用計	236,664	114,331
経常利益	7,102,725	10,631,955
特別利益		
特別退職金戻入額	17,315	-
特別利益計	17,315	-
特別損失		
特別退職金	4,125	52,541
事務過誤損失	105	-
特別損失計	4,230	52,541
税引前当期純利益	7,115,810	10,579,414
法人税、住民税及び事業税	2,220,713	3,230,427
法人税等調整額	(152,321)	83,253
法人税等合計	2,068,392	3,313,680
当期純利益	5,047,418	7,265,733

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	250,000	3,231,341	3,481,341	4,481,341	4,481,341
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(3,231,340)	(3,231,340)	(3,231,340)	(3,231,340)
当期純利益	-	-	5,047,418	5,047,418	5,047,418	5,047,418
当期変動額合計	-	-	1,816,078	1,816,078	1,816,078	1,816,078
当期末残高	1,000,000	250,000	5,047,420	5,297,420	6,297,420	6,297,420

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	250,000	5,047,420	5,297,420	6,297,420	6,297,420
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
当期純利益	-	-	7,265,733	7,265,733	7,265,733	7,265,733
当期変動額合計	-	-	2,265,733	2,265,733	2,265,733	2,265,733
当期末残高	1,000,000	250,000	7,313,153	7,563,153	8,563,153	8,563,153

注記事項

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。

これらには実績報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬(運用報酬)については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 実績報酬

実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

第38期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第37期 (2022年12月31日)	第38期 (2023年12月31日)
未収入金	2,693 千円	4,375 千円
その他未払金	3,683,257 千円	1,487,550 千円
長期貸付金	5,553,660 千円	5,943,660 千円

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業費用	17,246,408 千円	19,338,423 千円
受取利息	8,825 千円	12,877 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

① 金銭による配当

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当

2022年12月13日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- (1) 配当財産の種類 長期貸付金
- (2) 配当財産の帳簿価格 3,231,340 千円
- (3) 1株当たりの配当額 161 千円
- (4) 基準日 2022年12月13日
- (5) 効力発生日 2022年12月13日

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

① 金銭による配当

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当

2023年12月12日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- (1) 配当財産の種類 長期貸付金
- (2) 配当財産の帳簿価格 5,000,000 千円
- (3) 1株当たりの配当額 250 千円
- (4) 基準日 2023年12月12日
- (5) 効力発生日 2023年12月12日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収収益、未収入金についてはそれらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第37期（2022年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	5,754,864	5,754,864	-
資産計	5,754,864	5,754,864	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(5,754,864千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	5,953,460	5,953,460	-
資産計	5,953,460	5,953,460	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(5,953,460千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第37期（2022年12月31日）

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	-	5,754,864	-	5,754,864
資産計	-	5,754,864	-	5,754,864

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

第38期（2023年12月31日）

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	-	5,953,460	-	5,953,460
資産計	-	5,953,460	-	5,953,460

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

第37期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,995,588
勤務費用	174,611
利息費用	10,753
数理計算上の差異の発生額	△45,265
退職給付の支払額	△228,588
退職給付債務の期末残高	1,907,099

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	1,907,099
未認識過去勤務費用	841
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,907,940
退職給付引当金	1,907,940
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,907,940

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	150,582
利息費用	9,273
数理計算上の差異の費用処理額	△45,265
過去勤務債務の費用処理額	△1,874
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	112,715

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 1.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は96,206千円であります。

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,907,099
勤務費用	178,071
利息費用	24,955
数理計算上の差異の発生額	△5,376
退職給付の支払額	△76,418
退職給付債務の期末残高	2,028,331

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331
退職給付引当金	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	157,671
利息費用	22,096
数理計算上の差異の費用処理額	△5,376
過去勤務債務の費用処理額	△841
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	173,550

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は98,827千円であります。

(税効果会計関係)

1. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期 (2022年12月31日)	第38期 (2023年12月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	91,806	89,646
賞与引当金	231,419	115,131
退職給付引当金	584,211	621,075
資産除去債務	1,644	1,644
その他	87,153	125,470
繰延税金資産小計	996,233	952,966
評価性引当額	△624,965	△664,952
繰延税金資産合計	371,268	288,014
繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額	371,268	288,014

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第37期 (2022年12月31日)	第38期 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.38%	0.33%
評価性引当額	△2.19%	2.62%
過年度法人税等	0.23%	△2.25%
その他	0.02%	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.07%	31.32%

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

(収益認識関係)

第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	48,219,377	-	48,219,377
運用受託報酬	3,116,449	4,862,463	7,978,913
その他営業収益	196,056	-	196,056
合計	51,531,882	4,862,463	56,394,346

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	55,200,925	-	55,200,925
運用受託報酬	3,047,735	6,984,189	10,031,924
その他営業収益	153,966	-	153,966
合計	58,402,627	6,984,189	65,386,816

2. 収益を理解するための基礎となる情報

第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 及び 第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

注記事項(重要な会計方針)の2. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	7,035,957	8,573,027

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	8,573,027	14,381,326

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第37期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）及び 第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第37期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	48,219,377	7,978,913	196,056	56,394,346

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(1) 委託者報酬

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連する セグメント名
フィデリティ・U S リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	9,173,768	資産運用業
フィデリティ・U S ハイ・イールド・ファンド	7,286,922	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	6,452,328	資産運用業

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示ができないため、記載を省略しております。

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	55,200,925	10,031,924	153,966	65,386,816

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(1) 委託者報酬

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連する セグメント名
フィデリティ・U S リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	8,824,933	資産運用業
フィデリティ・U S ハイ・イールド・ファンド	8,558,231	資産運用業
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース（為替ヘッジなし）	7,353,735	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	6,925,937	資産運用業

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示ができないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	FIL Limited	英 領 バ ミ ュ ー ダ、ペン ブ ロ ャ 市	千米ドル 6,825	投資顧問 業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	委託調査等報 酬 (注3) 共通発生経費 負担額 (注4)	千円 — 12,450,274	未収入金 未払金	千円 2,693 767,387
親会社	フィデリ テイ・バ ン・ホー ルディン グス株式 会社	東京都港 区	千円 4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有直 接100 %	当社事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 (注1) 利息の受取 (注1) 共通発生経費 負担額 (注4) 連結法人税の 個別帰属額 剰余金の配当	千円 2,208,660 8,825 256,643 — 3,231,340	長期貸付金 未収入金 未払金 未払金 未払金	千円 5,553,660 — 46,250 1,788,272 —
親会社	FIL Asia Holdings Pte Limited	シンガ ポール、 ブルバ ード市	千米ドル 189,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額 (注4)	千円 4,539,490	未払金	千円 1,081,346

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親 会社をも つ会社	フィデリ テイ証券 株式会社	東京都港 区	千円 11,757,500	証券業	なし	当社設定 投資信託 の募集・ 販売	共通発生経費 負担額 (注4) 投資信託販売 に係る代行手 数料 (注5)	千円 391,995 800,707	未収入金 未払金	千円 52,615 67,683

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited (非上場)
- ・FIL Asia Holdings Pte Limited (非上場)
- ・FIL Japan Holdings (Singapore) Pte Limited (非上場)
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 (非上場)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 6,825	投資顧問業	被所有間接100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬 (注3) 共通発生経費負担額 (注4)	千円 — 14,263,790	未収入金 未払金	千円 4,375 900,697
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有直接100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付 (注1) 利息の受取 (注1) 共通発生経費負担額 (注4) グループ通算制度の通算税効果額 剰余金の配当	千円 390,000 12,877 258,088 — 5,000,000	長期貸付金 未収入金 未払金 未払金 未払金	千円 5,943,660 — 47,052 46,398 —
親会社	FIL Asia Holdings Pte Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 189,735	グループ会社経営管理	被所有間接100%	営業取引	共通発生経費負担額 (注4)	千円 4,816,544	未払金	千円 493,401

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千円					千円		千円
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	12,657,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額 (注4)	357,778	未収入金	115,231
							投資信託販売に係る代行手数料 (注5)	813,267	未払金	72,123
							グループ通算制度の通算税効果額	-	未払金	478,598

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited (非上場)
- ・FIL Asia Holdings Pte Limited (非上場)
- ・FIL Japan Holdings (Singapore) Pte Limited (非上場)
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 (非上場)

(1株当たり情報)

	第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	314,871円00銭	428,157円66銭
1株当たり当期純利益	252,370円92銭	363,286円66銭

なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益(千円)	5,047,418	7,265,733
普通株式に係る当期純利益(千円)	5,047,418	7,265,733
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

フィデリティ投信株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平山 晃一郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第39期中間会計期間末 (2024年6月30日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
I 流動資産			
現金及び預金		2,812,717	
未収委託者報酬		11,491,045	
未収運用受託報酬		546,945	
未収収益		1,875	
未収入金		217,153	
その他		88,005	
流動資産計		15,157,741	55.4
II 固定資産			
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
長期貸付金		11,888,660	
長期差入保証金		11,755	
会員預託金		230	
繰延税金資産		288,014	
投資その他の資産計		12,188,660	44.6
固定資産計		12,196,147	44.6
資産合計		27,353,889	100.0

		第39期中間会計期間末 (2024年6月30日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
I 流動負債			
未払手数料		5,328,744	
その他未払金		2,430,004	
未払費用		1,597,606	
未払法人税等		1,832,277	
賞与引当金		741,477	
未払消費税等	*1	1,036,186	
その他		12	
流動負債計		12,966,309	47.4
II 固定負債			
退職給付引当金		1,995,763	
固定負債計		1,995,763	7.3
負債合計		14,962,073	54.7
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		1,000,000	
利益剰余金			
利益準備金		250,000	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		11,141,816	
利益剰余金合計		11,391,816	
株主資本合計		12,391,816	45.3
純資産合計		12,391,816	45.3
負債・純資産合計		27,353,889	100.0

(2) 中間損益計算書

		第39期中間会計期間 自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	
科目	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益			
委託者報酬		34,574,853	
運用受託報酬		2,191,830	
その他営業収益		75,363	
営業収益計		36,842,047	100.0
II 営業費用及び一般管理費		30,803,706	83.6
営業利益		6,038,340	16.4
III 営業外収益	*2	12,928	0.0
IV 営業外費用	*3	199,989	0.5
経常利益		5,851,279	15.9
V 特別損失			
特別退職金		190,390	0.5
特別損失計		190,390	0.5
税引前中間純利益		5,660,889	15.4
法人税等	*1	1,832,226	5.0
中間純利益		3,828,662	10.4

注記事項
(重要な会計方針)

項目	第39期中間会計期間 自 2024年1月1日 至 2024年6月30日
1 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。
2 収益及び費用の計上基準	当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには実績報酬が含まれる場合があります。 (1) 運用報酬 投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。 (2) 実績報酬 実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。
3 その他中間財務諸表作成のための重要な事項	(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。 (2) グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

項目	第39期中間会計期間末 2024年6月30日
*1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第39期中間会計期間 自 2024年1月1日 至 2024年6月30日
*1 税金費用の取扱い	税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。
*2 営業外収益の主要な項目	営業外収益のうち主要な項目は以下のとおりであります。 貸付金利息 12,657千円
*3 営業外費用の主要な項目	営業外費用のうち主要な項目は以下のとおりであります。 為替差損 199,831千円

(金融商品関係)

第39期中間会計期間(2024年6月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	11,888,660	11,888,660	-
資産計	11,888,660	11,888,660	-

(注) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。長期差入保証金及び会員預託金については、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期貸付金	-	11,888,660	-	11,888,660
資産計	-	11,888,660	-	11,888,660

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

第39期中間会計期間(2024年6月30日)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

(収益認識関係)

第39期中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	34,574,853	-	34,574,853
運用受託報酬	1,616,810	575,019	2,191,830
その他営業収益	75,363	-	75,363
合計	36,267,027	575,019	36,842,047

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記の2. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,381,326	12,037,991

(注)なお、当中間会計期間の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第39期中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第39期中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 (単位:千円)	関連する セグメント名
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為替ヘッジなし)	5,465,806	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	5,163,887	資産運用業
フィデリティ・US リート・ファンドB (為替ヘッジなし)	4,651,777	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	3,890,726	資産運用業

(1株当たり情報)

	第39期中間会計期間 自 2024年1月1日 至 2024年6月30日
1株当たり純資産額	619,590.80円
1株当たり中間純利益金額	191,433.14円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額	3,828,662千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	3,828,662千円
普通株式の期中平均株式数	20,000株

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

- (3) 出資の状況

該当ありません。

- (4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B
（為替ヘッジなし）
約 款

－ 運用の基本方針 －

約款第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

フィデリティ・US ハイ・イールド・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてフィデリティ・US ハイ・イールド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。
- ② 原則として、実質外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- ④ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

(3) 投資制限

- ① ハイ・イールド債券への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）
- ⑤ 有価証券先物取引等の運用指図等については、第24条の範囲で行ないます。
- ⑥ スワップ取引の運用指図等については、第25条の範囲で行ないます。
- ⑦ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑪ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑫ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対す

る比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月22日、決算日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）」
約款

（委託者および受託者）

第1条 この信託は、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を増額することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第8項、第51条、第52条、第53条または第55条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第4条の2 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいい、以下証券会社と総称して「取扱金融機関等」といいます。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者は、第9条の規定により発行される受益権につき、委託者が定める申込単位（委託者が認める場合には1口未満の単位を含みます。）をもって、取得申込に応ずることができるものとします。ただし、取得申込日が別に定める現地の全ての取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込の受付は行ないません。

② 委託者の指定する取扱金融機関等は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、取扱金融機関等がそれぞれ委託者の承認を得て定める申込単位（委託者が認める場合には1口未満の単位を含みます。）をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日が別に定める現地の全ての取引所の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込の受付は行ないません。

③ 前項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すもの

とし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ④ 第1項の受益権の価額は、1口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者および委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者が第47条の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合および、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）に従って結んだ契約（以下、「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、委託者が認める場合には、1口未満の単位をもってその取得申込に応ずることができるものとします。その場合の1口当たりの受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

第12条 （削 除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 （削 除）

第16条 （削 除）

第17条 （削 除）

第18条 （削 除）

（運用の指図範囲）

第19条 委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・USハイ・イールド・マザー

ファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第1号イからハまでに掲げるものに限り、)をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、)
 17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、新株引受権証券、新株予約権証券および株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（投資の対象とする資産の種類）

第19条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条及び第26条に定めるものに限りします。）
 - ハ 約束手形
 - ニ 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ 為替手形

（運用の基本方針）

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

第23条 (削 除)

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権に係る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額

が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第27条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第28条 委託者は信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保

有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信託業務の委託等）

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りします。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

第32条 （削 除）

（混蔵寄託）

第33条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した、外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第34条 （削 除）

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第35条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保すること

があります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第37条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第41条 この信託の計算期間は、毎月23日から翌月22日までとします。ただし平成16年12月1日から開始した計算期間については計算期末は平成17年3月22日までとします。また、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

（信託財産に関する報告）

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用等)

第43条 信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項の諸費用に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書および要約(仮)目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤ 第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎年5月および11月に到来する計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の158の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

(収益の分配方式)

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、第31条、第38条、第43条および第44条の規定による支出金を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、第31条、第38条、第43条および第44条の規定による支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第46条 (削 除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第47条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の

末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第48条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、ただし、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受けた受益権に帰属する分配金を除きます。
- ④ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金（第50条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第50条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から委託者の指定する取扱金融機関等を通じて当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項（第2項を除きます）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または委託者の指定する取扱金融機関等の営業所において行なうものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑧ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第48条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第4項に規定する支払い開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第49条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第47条第4項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第47条第5項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第50条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者または取扱金融機関等がそれぞれ委託者の承認を得て定める解約単位(委託者が認める場合には1口未満の単位を含みます。)をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の一部解約の実行の請求日が、別に定める現地の取引所の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付た場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情の場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 前項の一部解約時の一口あたりの受益権の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとし、また、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、また、

⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付たものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第51条の規定にしたがいます。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとします。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載し

ます。

<https://www.fidelity.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 (削 除)

第2条 第47条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）、第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更および名義書換手続き）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第4条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第5条 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 10 年 4 月 1 日

東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番 1 号
委託者 フィデリティ投信株式会社
代表取締役社長 ビリー・ウェード・ワイルダー

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号
受託者 三菱信託銀行株式会社
代表取締役社長 中野 豊士

1. 約款第 11 条第 1 項、第 2 項および第 50 条第 2 項の「別に定める現地の取引所」とは次の通りとします。

ニューヨーク証券取引所



フィデリティ・ USハイ・イールド・ ファンド

(資産成長型)D(為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／債券
2025.02.20

設定・運用は

フィデリティ投信株式会社

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

FICR2502-008-S



1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行なうフィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（資産成長型）D（為替ヘッジなし）の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年8月20日に関東財務局長に提出し、2024年8月21日にその届出の効力が生じております。
2. ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
3. お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。
4. 課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名	フィデリティ投信株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 コルビー・ペンゾーン
本店の所在の場所	東京都港区六本木七丁目7番7号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	11
3 投資リスク	23
4 手数料等及び税金	27
5 運用状況	32
第2 管理及び運営	41
1 申込（販売）手続等	41
2 換金（解約）手続等	43
3 資産管理等の概要	45
4 受益者の権利等	49
第3 ファンドの経理状況	51
1 財務諸表	54
2 ファンドの現況	105
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	106
第三部 委託会社等の情報	107
第1 委託会社等の概況	107
1 委託会社等の概況	107
2 事業の内容及び営業の概況	108
3 委託会社等の経理状況	109
4 利害関係人との取引制限	137
5 その他	137
＜添付＞ 投資信託約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド（資産成長型）Ｄ（為替ヘッジなし）（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

ファンドについて、ファンドの委託者であるフィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

6兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*¹とします。

*¹ 「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日*²における受益権総口数で除して得た、受益権1口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

*² 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。

基準価額については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に「ＵＳハイＤ」として略称で掲載されます。

(5) 【申込手数料】

① ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%*（税抜3.00%）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

* 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれております。

※ 「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社によっては、当ファンド、追加型証券投資信託「フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）A（為替ヘッジあり）」、追加型証券投資信託「フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）」、追加型証券投資信託「フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（資産成長型）C（為替ヘッジあり）」（注）間の乗り換え（以下「スイッチング」といいます。）によるファンドの取得申込みが可能です。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。
※ スwitchingおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 申込手数料の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

（注）追加型証券投資信託「フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）A（為替ヘッジあり）」、追加型証券投資信託「フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（毎月決算型）B（為替ヘッジなし）」、追加型証券投資信託「フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド（資産成長型）C（為替ヘッジあり）」の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）までお問い合わせください。

（6）【申込単位】

① 申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

② 販売会社の申込単位の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

（7）【申込期間】

継続申込期間：2024年8月21日から2025年8月20日まで

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金*を販売会社が定める期日までにお支払いいただくものとします。
ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日における発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

* 「申込代金」とは、お申込み金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×お申込み口数）に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した取得申込者の支払金総額をいいます。以下同じ。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払い込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：
<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

○ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファンドは、フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド債券）を主要な投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

② ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、３兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類表（網掛け表示部分）の定義＞

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券(ハイ・イールド債)))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※ ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

その他資産（投資信託証券（債券（ハイ・イールド債）））…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として債券のうちハイ・イールド債に投資する旨の記載があるものをいいます。

年 1 回…目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。

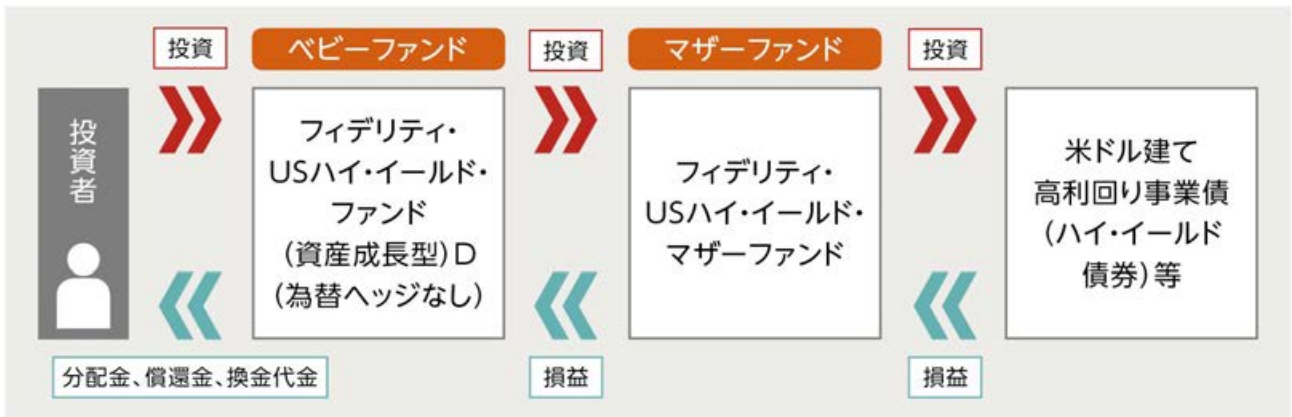
北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

(参考) ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド債券)等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

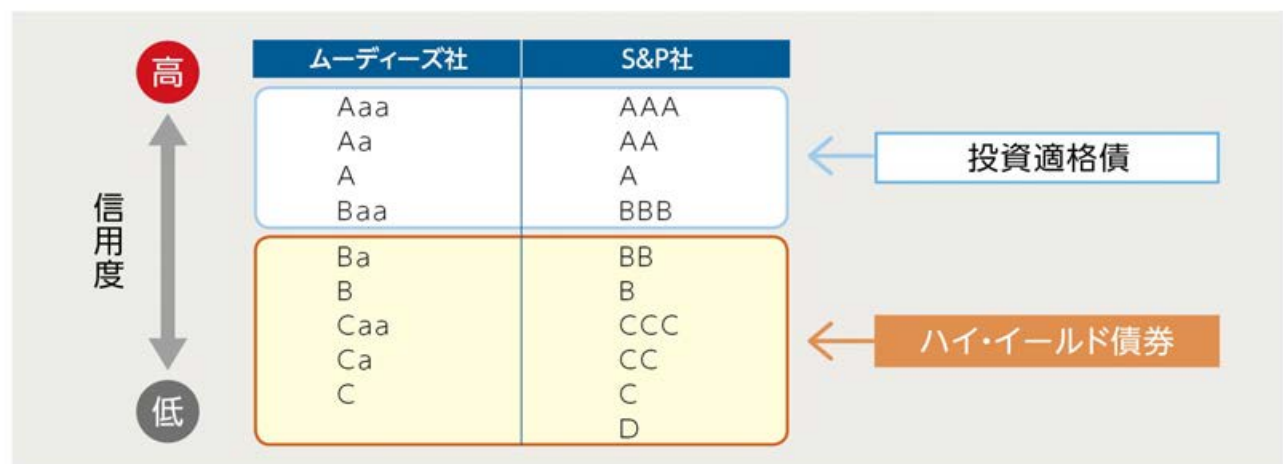
④ ファンドの特色

ファンドが主として投資を行なうマザーファンドの特色は以下の通りです。

- 米ドル建て高利回り事業債（以下「ハイ・イールド債券」といいます。）を中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。
- 格付けに関しては、主に、B a 格（ムーディーズ社）以下またはB B 格（S & P 社）以下の格付けの事業債に投資を行ない、一部、格付けを持たない債券や、米国以外の国の発行体の高利回り事業債を組入れることもあります。
- 銘柄選択に関しては、個別企業分析により判断します。
- マザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに、運用の指図に関する権限を委託します。

ハイ・イールド債券とは

米国では、ムーディーズ社やS & P 社といった格付機関が、債券の元本、利息が償還時まで、どの程度確実に支払われるかを評価しています。B a （ムーディーズ社）以下または、B B （S & P 社）以下の格付けの事業債、および格付けされていないが、それらと同等の信用力と考えられる事業債をハイ・イールド債券といいます。



米国ハイ・イールド債券の特色

- ① 米国国債に比較して、一般的に高利回りです。
- ② 米国金利動向に影響を受けますが、米国国債に比較して歴史的に金利に対する相関度は低いことが見受けられます。
- ③ 債券を発行している企業の業績や、景気動向、格付動向に大きく影響を受けます。
- ④ 米ドル建て債券ですので、為替動向の影響を受けます。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年5月20日 ファンドの募集開始

2013年5月23日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

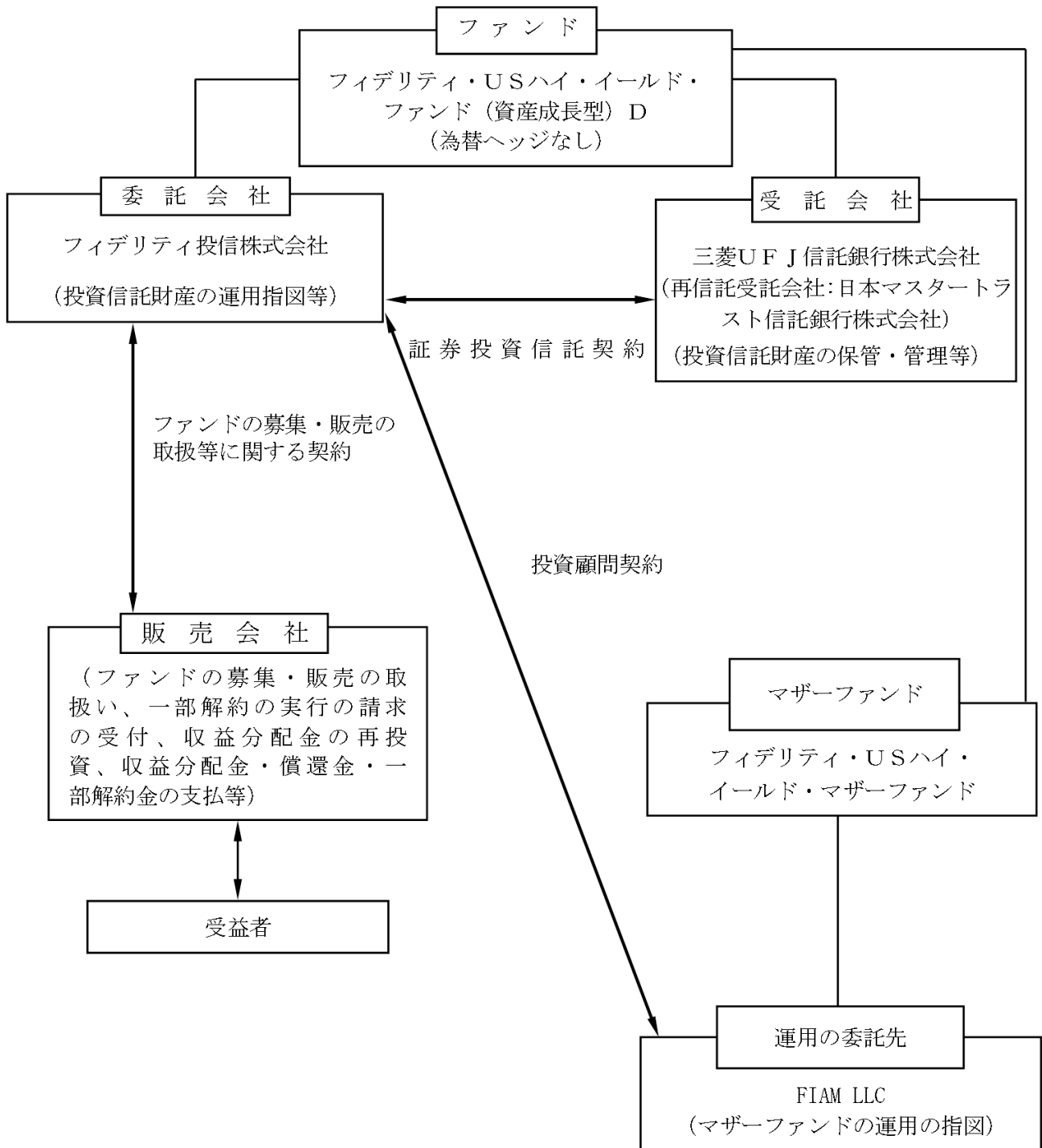
2023年8月19日 ファンドの名称を「フィデリティ・U S ハイ・イールド・ファンド（資産成長型）」から「フィデリティ・U S ハイ・イールド・ファンド（資産成長型）D（為替ヘッジなし）」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド（「フィデリティ・U S ハイ・イールド・ファンド（資産成長型）D（為替ヘッジなし）」）とし、その資金を主としてマザーファンド（「フィデリティ・U S ハイ・イールド・マザーファンド」）に投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

(d) 運用の委託先：FIAM LLC（所在地：米国）

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（参考）

FIAM LLCは、企業年金、公的年金、基金、財団、中央銀行、政府系ファンド、保険会社を含む世界各国の機関投資家を対象とした資産運用サービスに特化しています。FIAM LLCは米国を本拠地とするFMR LLCの子会社です。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

④ 委託会社の概況（2024年12月末日現在）

(a) 資本金の額 金10億円

(b) 沿革

1986年11月17日	フィデリティ投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	投資顧問業の登録
同年6月10日	投資一任業務の認可取得
1995年9月28日	社名をフィデリティ投信株式会社に変更
同年11月10日	投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
2007年9月30日	金融商品取引業の登録

(c) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区六本木七丁目7番7号	20,000株	100%

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 投資態度

- (a) ファンドは主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- (b) 原則として、実質外貨建資産*の為替ヘッジは行ないません。
- (c) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- (d) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
- (e) 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。
- (f) 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことができます。

* 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

② ファンドのベンチマーク*1

ハイ・イールド債券の代表的な指数であるICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)*2をベンチマーク（運用目標）とし、長期的に当該インデックスを上回る運用成果をあげることが目標とします。（ベンチマークとの連動を目指すものではありません。）

*1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。

*2 ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)は、株式会社三菱UFJ銀行が発表する換算レートをもとに委託会社が算出しています。

ICE®はICE Data Indices, LLCまたはその関連会社の登録商標です。BofA®はバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションおよびその関連会社（BofA）によってライセンス供与されたバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの登録商標であり、BofAの事前の承認なしに使用することはできません。ICE BofAはICE BofA indexを現状有姿の状態にライセンス供与しており、同インデックスに関し保証したり、同インデックスおよびそこに反映され、関連している、あるいはそこから派生しているいかなるデータに関して、その適切性、品質、正確性、適時性、完全性を保証するものではありません。またICE BofAは、それらの利用に際し責任を負うものではなく、フィデリティ投信株式会社あるいは同社の商品やサービスにつき、スポンサー提供、支持、もしくは推奨するものではありません。

This Japanese translation of the disclaimer is for informational purposes only, and the English language disclaimer, which is available upon request, controls with respect to ICE Data Indices, LLC and the ICE BofA Indices.

③ 運用方針

1. 個別企業分析にあたっては、アナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析と現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
2. 高利回り事業債の組入率は原則として高位を維持します。
3. 原則として外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
4. 長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることがを目標とします。（ベンチマークとの連動を目指すものではありません。）ベンチマークの詳細については、前記「② ファンドのベンチマーク」をご参照ください。

運用にあたっては、上記 1. - 4. の方針で臨みますが、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。

※ ファンドはマザーファンドを通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの運用方針を含みます。

（２）【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、後掲「（５）投資制限 ⑫から⑯」に定めるものに限りま。
3. 約束手形
4. 金銭債権

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
2. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

前記②にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

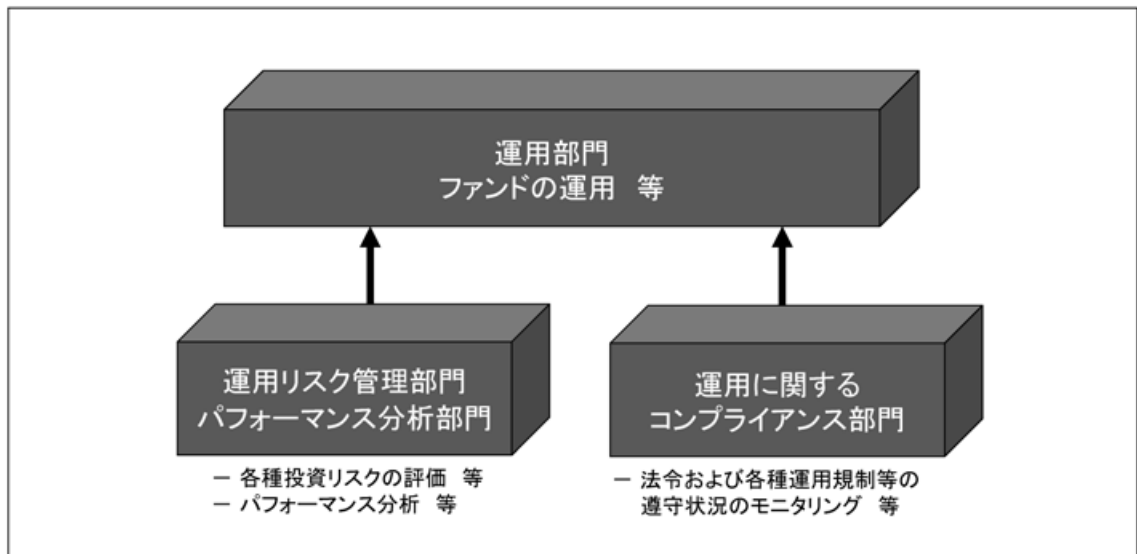
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象

1. 投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を行なうことの指図をすることができます。
3. 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
4. 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
5. 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
6. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
7. 実質外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
8. 投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

(3) 【運用体制】

ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに運用の指図に関する権限を委託します。



- 運用の委託先は、運用の指図に関する権限の範囲内において、ポートフォリオの構築を行ないます。
- 運用部門では、ファンドの運用等を行ないます。
- 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクの評価等を行ないます。
- パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

＜ファンドの運用体制に対する管理等＞

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

*委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

※上記「(3) 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則５月22日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※ 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始するものとします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

＜ファンドの投資信託約款に基づく投資制限＞

- ① 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

- ② ハイ・イールド債券への実質投資割合*には、制限を設けません。

- ③ 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ⑫ 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図は次の範囲で行なうものとします。なお、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権に係る利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「（2）投資対象 ③投資対象とする金融商品」1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ⑬ 通貨に係る先物取引および先物オプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ⑭ 金利に係る先物取引およびオプション取引の指図は、次の範囲で行なうものとします。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「（2）投資対象 ③ 投資対象とする金融商品」1. から4. に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「（2）投資対象 ③ 投資対象とする金融商品」1. から4. に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（投資信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ⑮ スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。（マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑯ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ⑰ 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ⑱ 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ⑲ 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑳ 資金の借入れ
- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (b) 上記（a）の資金借入額は、下記1．から3．に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- 1．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - 3．借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内
- (c) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- (d) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ㉑ デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

* 上記②から⑨における「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する②から⑨に掲げる各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限>

(a) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

(b) デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(参考情報)

フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンドの概要

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

米ドル建て高利回り事業債（以下「ハイ・イールド債券」といいます。）を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① ハイ・イールド債券を中心に投資し、高水準の利息等収入の確保を図るとともに、値上り益の追求をめざします。
- ② Ba格（ムーディーズ社）以下またはBB格（S & P社）以下の格付けのハイ・イールド債券に投資します。なお、一部、格付けを持たない有価証券にも投資します。また、一部、米国以外の国の発行体のハイ・イールド債券にも投資します。
- ③ 個別企業の信用分析と銘柄分散を基本とした運用を行ないます。
- ④ 組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。
- ⑤ 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- ⑦ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことができます。
- ⑧ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行なうことができます。
- ⑨ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことができます。

(3) 投資制限

- ① ハイ・イールド債券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- ⑨ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■主な変動要因

<価格変動リスク>

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

<信用リスク>

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付けされた債券に比べて前述のリスクが高くなります。

<金利変動リスク>

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

<為替変動リスク>

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

■その他の変動要因

<デリバティブ（派生商品）に関するリスク>

ファンドは、ヘッジ目的の場合等に関し、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

<クーリング・オフ>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<流動性リスク>

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要性が生じた場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

<エマージング市場に関わる留意点>

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

<ベンチマークに関する留意点>

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、マザーファンドにおいて売買が生じ、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

<分配金に関する留意点>

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行なう方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

- 運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。
- 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

*委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

※投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

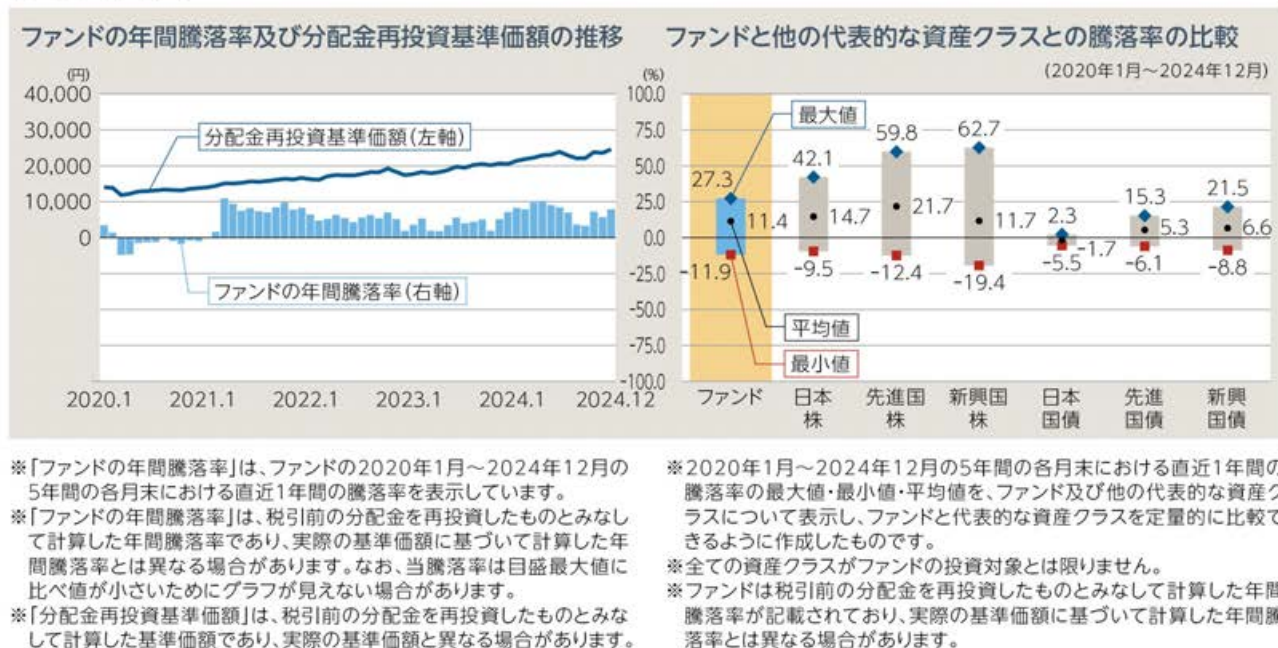
(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。 J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複製、使用、頒布することは禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複製・転載を禁じます。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%＊（税抜3.00%）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料は、商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、申込時に販売会社にお支払いいただきます。

＊ 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。

※ 「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

※ スwitchングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ② 申込手数料の詳細については、販売会社までお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.65%（税抜1.50%）の率を乗じて得た額とします。

- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率／税抜）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.755%	0.725%	0.02%	1.50%

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ① ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
- ② 先物取引やオプション取引等に要する費用
- ③ 外貨建資産の保管費用
- ④ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ⑤ 投資信託財産に関する租税
- ⑥ 信託事務の処理に要する諸費用
- ⑦ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑧ その他、以下の諸費用
 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記⑧の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記⑧の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記①～⑦の費用については、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 上記（１）～（４）に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することが出来ません。

※ 運用・管理にかかる費用の総額について、詳しくは、後掲の「（５）課税上の取扱い（参考情報）ファンドの総経費率」をご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

1. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2. 一部解約時および償還時の課税について

<個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

<法人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、

20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

確定申告等により、一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2024年12月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

※ 上記「（５）課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の 比率①	その他費用の 比率②
フィデリティ・USハイ・イールド・ ファンド(資産成長型)D (為替ヘッジなし)	1.67%	1.65%	0.02%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間は2023年5月23日～2024年5月22日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2024年12月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	212,815,099,318	100.17
預金・その他の資産（負債控除後）	－	△355,849,584	△0.17
合計（純資産総額）		212,459,249,734	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・U Sハイ・イールド・マザーファンド

(2024年12月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	25,582,991,981	2.62
	ルクセンブルグ	1,075,064,359	0.11
	小計	26,658,056,340	2.73
新株予約権証券	イギリス	238,775,577	0.02
	小計	238,775,577	0.02
社債券	アメリカ	738,994,831,294	75.73
	カナダ	30,079,057,415	3.08
	ケイマン諸島	16,443,354,499	1.69
	オランダ	11,261,608,863	1.15
	イギリス	10,484,188,100	1.07
	フランス	10,310,914,842	1.06
	ルクセンブルグ	8,870,874,033	0.91
	ジャージー	8,040,692,490	0.82
	リベリア	7,776,130,303	0.80
	パナマ	5,914,823,055	0.61
	アイルランド	4,066,617,305	0.42
	バミューダ	3,638,216,187	0.37
	オーストラリア	3,176,542,802	0.33
	イギリス領バー ジン諸島	2,284,955,577	0.23
	マルタ	1,309,948,056	0.13
	マーシャル諸島	1,179,025,578	0.12
	ノルウェー	1,032,350,144	0.11

	フィンランド	598,829,935	0.06
	ポーランド	527,047,851	0.05
	モーリシャス	241,981,787	0.02
	小計	866,231,990,116	88.77
預金・その他の資産（負債控除後）	－	82,691,490,039	8.47
合計（純資産総額）		975,820,312,072	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

（2024年12月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引（買建）	日本	394,522,893	0.04
為替予約取引（売建）	日本	50,790,881	△0.01
貸付債権	アメリカ	54,548,705,906	5.59

（注1）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（注2）貸付債権の時価については、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2024年12月30日現在）

順位	種 類	銘柄名	国・地域	数量 （口数）	帳簿価 額単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・ＵＳハ イ・イールド・マザー ファンド	日本	32,742,799,452	6.0669	198,649,009,118	6.4996	212,815,099,318	100.17

種類別投資比率

（2024年12月30日現在）

種 類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.17

(参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄
 フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド

(2024年12月30日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
1	ECHOSTAR CORP 10.75% 11/30/29	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	141,558,849	17,135.00 24,256,118,231	16,989.16 24,049,666,030	10.750 2029/11/30	2.46
2	DPL INC 4.125% 07/01/25	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	59,058,000	15,702.21 9,273,412,504	15,584.05 9,203,629,300	4.125 2025/07/01	0.94
3	SPRINT CAP CORP 8.75% 3/15/32	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	44,955,000	19,012.91 8,547,258,024	18,892.70 8,493,214,561	8.750 2032/03/15	0.87
4	VISTRA CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 公益事業	369,930	26,354.36 9,749,272,020	22,094.58 8,173,448,867	0.000 —	0.84
5	FORD MTR CR LLC 6.95% 03/06/26	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	49,800,000	16,096.39 8,016,005,606	16,082.95 8,009,309,847	6.950 2026/03/06	0.82
6	UBER TECH INC 4.5% 08/15/29 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	48,880,000	15,303.91 7,480,553,652	15,278.13 7,467,950,755	4.500 2029/08/15	0.77
7	CHARLES SCHWAB 5.375%/VAR PERP	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	40,995,000	15,768.96 6,464,486,873	15,702.05 6,437,057,061	5.375 2049/12/31	0.66
8	ALLY 8% GLOBAL	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	34,804,000	17,619.51 6,132,294,963	17,435.07 6,068,103,203	8.000 2031/11/01	0.62
9	PG&E 4.95% 07/01/50	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	40,141,500	13,761.02 5,523,882,765	13,723.38 5,508,770,759	4.950 2050/07/01	0.56
10	UNIVISION COMM 8% 08/28 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	33,980,000	16,084.53 5,465,524,415	16,097.35 5,469,878,130	8.000 2028/08/15	0.56
11	FORD MTR CR LLC 7.35% 11/04/27	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	30,000,000	16,607.16 4,982,148,006	16,528.86 4,958,658,276	7.350 2027/11/04	0.51
12	TRANSDIGM INC 6.75% 8/28 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	29,660,000	16,088.01 4,771,704,732	15,936.64 4,726,805,941	6.750 2028/08/15	0.48
13	ALLIED UNIVER 7.875% 2/31 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	29,205,000	16,142.90 4,714,534,447	16,125.82 4,709,545,228	7.875 2031/02/15	0.48
14	CAESARS ENT 7% 02/15/30 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	28,815,000	16,280.20 4,691,140,194	16,108.26 4,641,595,205	7.000 2030/02/15	0.48
15	BOOST NEWCO BOR 7.5% 1/31 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	26,800,000	16,639.42 4,459,366,902	16,518.26 4,426,894,446	7.500 2031/01/15	0.45
16	TRANSDIGM INC 5.5% 11/15/27	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	27,775,000	15,620.27 4,338,531,381	15,481.87 4,300,088,698	5.500 2027/11/15	0.44
17	UNIVISION COMM 8.5% 5/31/31 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	27,605,000	15,563.01 4,296,169,970	15,494.84 4,277,350,101	8.500 2031/07/31	0.44
18	ECHOSTAR CORP PIK VAR 11/30/30	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	27,937,756	14,063.78 3,929,105,600	14,332.53 4,004,187,710	6.750 2030/11/30	0.41
19	CLOUD SOFT 8.25% 6/30/32 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	24,285,000	16,448.34 3,994,481,141	16,320.38 3,963,404,205	8.250 2032/06/30	0.41
	PG&E 4.55%	アメリカ・ドル	社債券					

20	07/01/30	アメリカ	—	25,676,500	15,308.66 3,930,728,187	15,297.75 3,927,925,745	4.550 2030/07/01	0.40
21	ARDONAGH F 7.75% 02/15/31 144A	アメリカ・ドル ジョージー	社債券 —	23,925,000	16,139.26 3,861,318,811	16,289.53 3,897,271,148	7.750 2031/02/15	0.40
22	ECHOST CRP CNV 3.875% 11/12/30	アメリカ・ドル アメリカ	外国新 株予約 権付社 債(CB) —	23,666,543	17,075.53 4,041,187,885	16,466.54 3,897,060,294	3.875 2030/11/30	0.40
23	PG&E CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 公益事 業	1,216,754	3,358.16 4,086,056,316	3,185.75 3,876,268,215	0.000 —	0.40
24	OCCIDENTAL PETE 7.5% 05/01/31	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	22,290,000	17,507.36 3,902,391,078	17,235.13 3,841,711,506	7.500 2031/05/01	0.39
25	SEAGATE HDD CAY 8.5% 07/15/31	アメリカ・ドル ケイマン諸島	社債券 —	22,575,000	17,092.61 3,858,657,709	16,868.00 3,807,950,738	8.500 2031/07/15	0.39
26	CAESARS ENT 6% 10/15/32 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	24,590,000	15,479.81 3,806,485,564	15,273.86 3,755,842,370	6.000 2032/10/15	0.38
27	ERO COPPER 6.5% 2/15/30 144A	アメリカ・ドル カナダ	社債券 —	24,590,000	15,462.09 3,802,129,160	15,205.05 3,738,922,409	6.500 2030/02/15	0.38
28	ANGI GROUP LL 3.875% 8/28 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	26,235,000	14,265.30 3,742,502,798	14,097.79 3,698,555,862	3.875 2028/08/15	0.38
29	ALLIANT HLDG 6.75% 10/27 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	22,620,000	15,796.32 3,573,129,696	15,671.21 3,544,827,466	6.750 2027/10/15	0.36
30	MOZART DEBT 3.875% 04/01/29 144A	アメリカ・ドル アメリカ	社債券 —	24,020,000	14,721.81 3,536,179,386	14,665.82 3,522,729,214	3.875 2029/04/01	0.36

(参考) マザーファンドの種類別および業種別投資比率
 フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド

(2024年12月30日現在)

種 類	国内／外国	業種／種別	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	1.08
		消費者サービス	0.11
		一般消費財・サービス流通・小売り	0.00
		生活必需品流通・小売り	0.13
		金融サービス	0.06
		電気通信サービス	0.11
		公益事業	1.23
	小計		2.73
新株予約権証券	外国	—	0.02
	小計		0.02
公社債券	外国	社債券	88.77
	小計		88.77
合計（対純資産総額比）			91.53

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドのその他投資資産の主要なもの
 フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド

(2024年12月30日現在)

種類	名称等	買建/売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	2,496,348	394,043,095	394,522,893	0.04
	アメリカ・ドル	売建	321,420	50,729,105	50,790,881	△0.01
貸付債権	アメリカ・ドル	—	365,833,089.90	54,613,040,994	54,548,705,906	5.59

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(注3) 貸付債権の時価については、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2024年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2期	(2015年5月22日)	17,285	17,285	1.2541	1.2541
3期	(2016年5月23日)	17,646	17,646	1.1027	1.1027
4期	(2017年5月22日)	23,781	23,781	1.2686	1.2686
5期	(2018年5月22日)	27,318	27,318	1.3025	1.3025
6期	(2019年5月22日)	27,829	27,829	1.3591	1.3591
7期	(2020年5月22日)	32,049	32,049	1.2608	1.2608
8期	(2021年5月24日)	40,805	40,805	1.5078	1.5078
9期	(2022年5月23日)	44,084	44,084	1.6724	1.6724
10期	(2023年5月22日)	89,172	89,172	1.8548	1.8548
11期	(2024年5月22日)	171,531	171,531	2.3116	2.3116
	2023年12月末日	132,258	—	2.0510	—
	2024年1月末日	141,808	—	2.1376	—
	2024年2月末日	149,294	—	2.1879	—
	2024年3月末日	156,728	—	2.2254	—
	2024年4月末日	165,800	—	2.2907	—
	2024年5月末日	173,170	—	2.3062	—
	2024年6月末日	186,949	—	2.3879	—
	2024年7月末日	184,840	—	2.2869	—
	2024年8月末日	180,441	—	2.2074	—
	2024年9月末日	183,951	—	2.2142	—
	2024年10月末日	201,717	—	2.3787	—
	2024年11月末日	200,477	—	2.3576	—
	2024年12月末日	212,459	—	2.4563	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000
第5期	0.0000
第6期	0.0000
第7期	0.0000
第8期	0.0000
第9期	0.0000
第10期	0.0000
第11期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率(%)
第2期	22.4
第3期	△12.1
第4期	15.0
第5期	2.7
第6期	4.3
第7期	△7.2
第8期	19.6
第9期	10.9
第10期	10.9
第11期	24.6
第12期中 自 2024年5月23日 至 2024年11月22日	4.3

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を直前の計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第2期	9,905,404,648	6,448,455,755	13,782,773,515
第3期	6,674,367,820	4,454,267,550	16,002,873,785
第4期	11,104,988,368	8,361,710,038	18,746,152,115
第5期	10,965,516,263	8,736,880,361	20,974,788,017
第6期	5,884,571,347	6,383,022,689	20,476,336,675
第7期	9,849,246,545	4,906,063,856	25,419,519,364
第8期	9,597,411,242	7,954,967,250	27,061,963,356
第9期	7,146,156,549	7,848,923,395	26,359,196,510
第10期	26,728,093,683	5,012,104,801	48,075,185,392
第11期	38,034,215,442	11,904,929,383	74,204,471,451
第12期中 自 2024年5月23日 至 2024年11月22日	18,176,899,422	7,562,660,153	84,818,710,720

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

<参考情報>

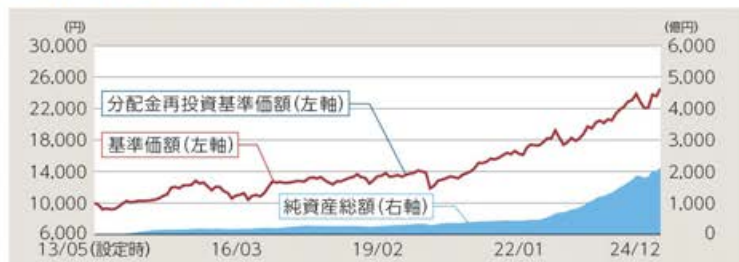
(2024年12月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。

基準価額	24,563円
純資産総額	2,124.6億円

分配の推移

(1万口当たり/税引前)

決算期	分配金
2020年 5 月	0円
2021年 5 月	0円
2022年 5 月	0円
2023年 5 月	0円
2024年 5 月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況（マザーファンド）

組入上位10銘柄					
	銘柄	クーポン	償還日	業種	格付
1	エコスター	10.75%	2029/11/30	通信	B
2	DPL	4.125%	2025/7/1	公益	BB/Ba
3	スプリント・キャピタル・コーポレーション	8.75%	2032/3/15	通信	BBB/Baa
4	ビストラ・コープ	—	—	エネルギー	—
5	フォード・モーター・クレジット	6.95%	2026/3/6	自動車	BBB/Baa
6	ウーバー・テクノロジーズ	4.5%	2029/8/15	サービス	BBB/Baa
7	チャールズ・シュワブ	5.375%	2049/12/31	金融サービス	BBB/Baa
8	アリー	8%	2031/11/1	金融サービス	BBB/Baa
9	パンフィック・ガス&エレクトロニクス	4.95%	2050/7/1	公益	BBB/Baa
10	ユニビジョン・コミュニケーションズ	8%	2028/8/15	メディア	B

資産別組入状況		格付別組入状況(対投資債券比率)	
債券等	93.7%	BBB/Baa	13.5%
転換社債	0.7%	BB/Ba	42.2%
株式	2.7%	B	33.4%
新株予約権証券(ワラント)	0.0%	CCC/Caa	9.7%
現金・その他	2.9%	CC/Ca以下	0.3%
		格付なし	0.9%



※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。

※クーポンは、銘柄属性として発行時に定められたものを表示しております。

※債券以外の銘柄は、クーポン・償還日・格付の属性を表示していません。

※2049/12/31は、永久債を表示しております。

※業種は原則としてICE BofAの分類によります。一部弊社の判断で分類しているものが含まれます。

※格付は、S&P社もしくはムーディーズ社による格付を採用し、S&P社の格付を優先して採用しています。〔「プラス/マイナス」の符号は省略しています。〕なお、

両社による格付のない場合は、「格付なし」に分類しています。

※債券等には、金銭債権が含まれます。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- ① ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日にはお申込みの受付は行ないません。）取得申込みの受付は、原則として午後 3 時30分までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- ② ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。なお、販売会社によっては取扱いコースが異なる場合があります。
「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で累積投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約（以下「累積投資契約」といいます。）を締結するものとします。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ③ ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ ファンドの申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。
ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍とします。
- ⑤ ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が別途定める手数料率を乗じて得た額とします。
- ⑥ 販売会社の申込手数料および申込単位の詳細については、販売会社までお問い合わせください。
- ⑦ 申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いいただくものとします。
- ⑧ 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。
- ⑨ 販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日を除きます。）において一部解約の実行の請求を行なうことができます。
一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時30分までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の扱いとなります。
- ② 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。
- ③ 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額（解約価額）とします。なお、一部解約にあたっては、手数料はかかりません。
- ④ 一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。
- ⑤ 解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社までお問い合わせください。
- ⑥ 個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。
法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。
※ 上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。
- ⑦ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払するものとします。
- ⑧ 投資信託財産の資金管理を円滑に行なうために1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ⑨ 委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※ ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

※主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

公社債等：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

- ② 基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出され、委託会社のホームページ（アドレス：<https://www.fidelity.co.jp/>）をご参照いただくか、委託会社のナビダイヤル（0570-051-104（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。）または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に「USハイD」として略称で掲載されます。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年5月23日から翌年5月22日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a) 信託の終了

＜信託契約の解約＞

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合または、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託会社は、上記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この段落において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 上記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②から④までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

※ 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記「(b) 投資信託約款の変更等」の規定に従います。

<委託会社の登録取消等に伴う取扱い>

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 上述の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(b) 投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

<受託会社の辞任および解任に伴う取扱い>

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

※ 受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「(b) 投資信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(b) 投資信託約款の変更等

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本(b)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託会社は、上記①の事項（上記①の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記①の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 上記②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本（b）③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 上記②の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 上記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(c) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書（全体版）を交付したものとみなします。

上記の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとします。

(d) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(e) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(f) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ（<https://www.fidelity.co.jp/>）に掲載します。

(g) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- ① 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(h) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始するものとしします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。
- ② 上記①にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

- ① 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始するものとしします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。
- ② 受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が別途定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前掲「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 反対者の買取請求権の不適用

ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第 3 【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（2023年5月23日から2024年5月22日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

2023年8月19日をもって、ファンドの名称を「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（資産成長型）」から「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（資産成長型）D（為替ヘッジなし）」に変更いたしました。

独立監査人の監査報告書

2024年8月16日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド（資産成長型）D（為替ヘッジなし）の2023年5月23日から2024年5月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド（資産成長型）D（為替ヘッジなし）の2024年5月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド（資産成長型）Ｄ（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第10期計算期間 2023年5月22日現在	第11期計算期間 2024年5月22日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	286,563,755	391,058,200
親投資信託受益証券	89,164,909,588	171,518,037,181
未収入金	654,559,547	1,228,822,792
流動資産合計	90,106,032,890	173,137,918,173
資産合計	90,106,032,890	173,137,918,173
負債の部		
流動負債		
未払解約金	299,180,314	391,058,200
未払受託者報酬	8,342,588	16,052,008
未払委託者報酬	617,354,971	1,187,852,422
その他未払費用	9,096,656	11,416,563
流動負債合計	933,974,529	1,606,379,193
負債合計	933,974,529	1,606,379,193
純資産の部		
元本等		
元本	48,075,185,392	74,204,471,451
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	41,096,872,969	97,327,067,529
（分配準備積立金）	11,856,439,658	35,772,123,487
元本等合計	89,172,058,361	171,531,538,980
純資産合計	89,172,058,361	171,531,538,980
負債純資産合計	90,106,032,890	173,137,918,173

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期計算期間 自 2022年 5 月24日 至 2023年 5 月22日	第11期計算期間 自 2023年 5 月23日 至 2024年 5 月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	6,691,809,096	30,445,994,365
営業収益合計	6,691,809,096	30,445,994,365
営業費用		
受託者報酬	14,444,162	28,259,950
委託者報酬	1,068,874,828	2,091,243,730
その他費用	19,503,363	18,891,964
営業費用合計	1,102,822,353	2,138,395,644
営業利益又は営業損失（△）	5,588,986,743	28,307,598,721
経常利益又は経常損失（△）	5,588,986,743	28,307,598,721
当期純利益又は当期純損失（△）	5,588,986,743	28,307,598,721
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	459,795,171	2,330,500,377
期首剰余金又は期首欠損金（△）	17,724,843,736	41,096,872,969
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,821,672,400	40,996,592,205
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,821,672,400	40,996,592,205
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,578,834,739	10,743,495,989
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,578,834,739	10,743,495,989
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	41,096,872,969	97,327,067,529

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第10期計算期間 2023年 5 月22日現在	第11期計算期間 2024年 5 月22日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	26,359,196,510 円	48,075,185,392 円
期中追加設定元本額	26,728,093,683 円	38,034,215,442 円
期中一部解約元本額	5,012,104,801 円	11,904,929,383 円
2. 受益権の総数	48,075,185,392 口	74,204,471,451 口
3. 1口当たり純資産額	1.8548 円	2.3116 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期計算期間 自 2022年 5 月24日 至 2023年 5 月22日	第11期計算期間 自 2023年 5 月23日 至 2024年 5 月22日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.33%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（3,591,196,487円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,537,995,085円）、信託約款に規定される収益調整金（29,240,433,311円）及び分配準備積立金（6,727,248,086円）より分配対象収益は41,096,872,969円（1口当たり0.854846円）であります。分配は行っておりません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（8,026,413,362円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（17,950,684,982円）、信託約款に規定される収益調整金（61,554,944,042円）及び分配準備積立金（9,795,025,143円）より分配対象収益は97,327,067,529円（1口当たり1.311607円）であります。分配は行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドおよび主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を当ファンドおよび親投資信託受益証券の貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

II. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第10期計算期間 2023年5月22日現在	第11期計算期間 2024年5月22日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	6,606,006,587	30,110,326,448
合 計	6,606,006,587	30,110,326,448

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	フィデリティ・USハイ・イールド・マ ザーファンド	28,314,520,137	171,518,037,181	
親投資信託受益証券 合計		28,314,520,137	171,518,037,181	
合計		28,314,520,137	171,518,037,181	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	2023年 5 月22日現在	2024年 5 月22日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	44,695,370,484	47,537,021,249
金銭信託	1,403,470,387	743,928,691
貸付債権	46,388,921,508	56,306,814,903
株式	24,170,938,878	25,349,521,485
新株予約権証券	3,147,795,722	687,184,490
社債券	532,671,595,421	792,705,508,251
派生商品評価勘定	77,546	—
未収入金	2,059,786,526	—
未収配当金	24,168,509	29,840,288
未収利息	8,474,183,927	12,233,146,653
前払費用	45,300,932	131,886,398
その他未収収益	526,975	—
流動資産合計	663,082,136,815	935,724,852,408
資産合計	663,082,136,815	935,724,852,408
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	151,638,621	32,960,058
未払金	5,001,185,590	13,976,150,174
未払解約金	5,586,032,399	7,175,980,220
その他未払費用	89,075	—
流動負債合計	10,738,945,685	21,185,090,452
負債合計	10,738,945,685	21,185,090,452
純資産の部		
元本等		
元本	136,344,593,208	150,973,988,753
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	515,998,597,922	763,565,773,203
元本等合計	652,343,191,130	914,539,761,956
純資産合計	652,343,191,130	914,539,761,956
負債純資産合計	663,082,136,815	935,724,852,408

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式、新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 貸付債権の評価基準及び評価方法	貸付債権 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
3. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2023年 5 月22日現在	2024年 5 月22日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	123,809,121,637 円	136,344,593,208 円
期中追加設定元本額	25,595,937,364 円	29,424,312,424 円
期中一部解約元本額	13,060,465,793 円	14,794,916,879 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド (毎月決算型) B (為替ヘッジなし)	113,742,402,312 円	119,222,247,194 円
フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド (資産成長型) D (為替ヘッジなし)	18,636,202,234 円	28,314,520,137 円
フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド (適格機関投資家専用)	3,139,406,510 円	2,226,212,084 円
フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド (毎月決算型) A (為替ヘッジあり)	468,444,209 円	629,927,715 円
フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド (資産成長型) C (為替ヘッジあり)	345,020,713 円	484,587,861 円
フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド V A (適格機関投資家専用)	13,117,230 円	10,294,199 円
フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド (隔月決算型) (為替ヘッジなし)	— 円	86,199,563 円
計	136,344,593,208 円	150,973,988,753 円
3. 受益権の総数	136,344,593,208 口	150,973,988,753 口
4. 1口当たり純資産額	4.7845 円	6.0576 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権および金銭債務であり、その内容を貸借対照表、有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記および附属明細表に記載しております。 デリバティブ取引は、為替変動リスク、価格変動リスクの回避および信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的としております。 当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行う方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 貸付債権 重要な会計方針に係る事項に関する注記「貸付債権の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (4) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	2023年 5 月22日現在	2024年 5 月22日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	142,088,510	4,024,176,365
新株予約権証券	66,394,304	9,239,325
社債券	1,226,151,804	26,122,676,794
合 計	1,434,634,618	30,156,092,484

(注1) 2023年5月22日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(2022年11月23日から2023年5月22日まで)に対応するものとなっております。

(注2) 2024年5月22日現在の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年11月23日から2024年5月22日まで)に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	2023年5月22日 現在				2024年5月22日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	5,462,487,700	—	5,610,838,017	△148,350,317	6,975,940,008	—	7,008,687,822	△32,747,814
アメリカ・ドル	5,462,487,700	—	5,610,838,017	△148,350,317	6,975,940,008	—	7,008,687,822	△32,747,814
買建	1,279,827,652	—	1,276,616,894	△3,210,758	543,888,479	—	543,676,235	△212,244
アメリカ・ドル	1,279,827,652	—	1,276,616,894	△3,210,758	543,888,479	—	543,676,235	△212,244
合計	6,742,315,352	—	6,887,454,911	△151,561,075	7,519,828,487	—	7,552,364,057	△32,960,058

(注1) 時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	PG&E CORP	1,216,754	18.92	23,020,985.68	
	EXXON MOBIL CORP	98,883	117.85	11,653,361.55	
	VISTRA CORP	381,230	94.24	35,927,115.20	
	MESQUITE ENERGY INC	186,742	81.86	15,286,700.12	
	EP ENERGY CORP	566,555	0.78	441,912.90	
	CALIFORNIA RES CORP	431,064	47.91	20,652,276.24	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	165,245	90.73	14,992,678.85	
	SUPERIOR ENERGY SERVICES INC A	90,642	64.50	5,846,409.00	
	FRONTIER COMMS PARENT INC	162,941	26.59	4,332,601.19	
	NORTHEAST GROCERY INC PP	1,595,532	5.62	8,966,889.84	
	INTELSAT SA/LUXEMBOURG	196,600	41.91	8,239,506.00	
	CAESARS ENTERTAINMENT INC	206,998	35.59	7,367,058.82	
	NEW COTAI LLC / CAP P/P	4,966,943	0.86	4,271,570.98	
	PURE WEST ENERGY	7,789	0.22	1,744.73	
	SOUTHEASTERN GROCERS CVR RT	1,048,276	1.10	1,153,103.60	
アメリカ・ドル 小計		11,322,194		162,153,914.70 (25,349,521,485)	
合計		11,322,194		25,349,521,485 (25,349,521,485)	

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	アメリカ・ドル	CALIFORNIA RES CRP WT 10/27/24	46,818.00	603,952.20	
		NOBLE CORP PLC TR 1 WT 2/04/28	72,804.00	2,062,682.92	
		NOBLE CORP PLC TR2 WT 2/04/28	72,804.00	1,729,095.00	
	アメリカ・ドル 小計		192,426.00	4,395,730.12 (687,184,490)	
新株予約権証券 合計				687,184,490 (687,184,490)	
社債券	アメリカ・ドル	1011778 BC ULC 4% 10/15/30 144A	10,310,000.00	9,040,323.50	
		1375209 BC LTD 9% 1/30/28 144A	2,267,000.00	2,227,622.21	
		AAR ESCRW ISR 6.75% 03/15/29 144A	9,415,000.00	9,568,652.80	
		ACRISURE 10.125% 08/01/26 144A	5,055,000.00	5,222,977.65	
		ACRISURE LLC 8.25% 02/29 144A	5,000,000.00	5,042,100.00	
		ADIENT GLOBAL 7% 04/15/28 144A	9,280,000.00	9,494,739.20	
		ADIENT GLOBAL 8.25% 04/15/31 144A	9,280,000.00	9,701,590.40	
		ADVANCED DRAIN 5% 9/30/27 144A	1,210,000.00	1,174,292.90	
		ADVANCED DRAIN 6.375% 06/15/30 144A	8,020,000.00	8,062,907.00	
		AHP HEALTH PAR 5.75% 7/29 144A	5,900,000.00	5,457,087.00	
		AIR CANADA 3.875% 08/15/26 144A	4,620,000.00	4,389,554.40	
		ALBERTSONS 3.5% 03/15/29 144A	3,395,000.00	3,045,213.15	
		ALBERTSONS 4.625% 1/15/27 144A	10,543,000.00	10,172,835.27	
		ALBERTSONS 4.875% 2/15/30 144A	15,497,000.00	14,583,916.76	
		ALCOA NEDERLAND 4.125% 03/31/29 144A	6,035,000.00	5,599,936.85	
		ALCOA NETH 7.125% 03/31 144A	2,250,000.00	2,320,672.50	
		ALLEGHENY TECH 4.875% 10/01/29	2,540,000.00	2,390,394.00	
		ALLEGHENY TECH 5.125% 10/01/31	1,780,000.00	1,633,648.40	
		ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC 5.8	5,860,000.00	5,777,491.20	
		ALLEGIAN T 7.25%	3,405,000.00	3,270,945.15	

8/15/27 144A			
ALLEN MEDIA 10.5% 02/28 144A	16,865,000.00	8,336,200.85	
ALLIANT HLDG 5.875% 11/01/29 144A	6,220,000.00	5,822,790.80	
ALLIANT HLDG 6.75% 10/27 144A	22,620,000.00	22,295,403.00	
ALLIANT HLDG/CO 6.75% 04/15/28	14,035,000.00	14,079,069.90	
ALLIED UNIVER 7.875% 2/31 144A	10,765,000.00	10,789,974.80	
ALLIED UNV 6% 06/01/29 144A	2,375,000.00	2,058,507.50	
ALLY 8% GLOBAL	34,804,000.00	38,167,110.52	
ALLY FINANCIAL 8% 11/01/31	18,070,000.00	19,871,217.60	
ALPHA NAT RES I 9.75% 4/15/18 Escrow	6,605,000.00	—	
ALTICE FING 5% 01/15/28 144A	5,480,000.00	4,071,475.60	
ALTICE FING SA 5.75% 8/29 144A	15,990,000.00	11,198,276.70	
ALTICE FR 10.5% 5/15/27 144A	12,170,000.00	4,645,654.10	
ALTICE FR HLDS 6% 2/15/28 144A	6,000,000.00	1,927,740.00	
ALTICE FRANCE 5.125% 01/15/29 144A	4,690,000.00	2,958,405.10	
ALTICE FRANCE 5.125% 7/29 144A	9,920,000.00	6,289,577.60	
ALTICE FRANCE SA 5.5% 01/15/20	11,490,000.00	7,698,185.10	
AMER AIR 7.25% 02/15/28 144A	3,550,000.00	3,606,587.00	
AMER SPORTS CO 6.75% 2/31 144A	5,805,000.00	5,787,004.50	
AMWINS GROUP 4.875% 06/30/29 144A	3,035,000.00	2,792,351.75	
ANGI GROUP LL 3.875% 8/28 144A	26,235,000.00	22,741,022.70	
ARCHROCK PR 6.25% 4/1/28 144A	5,800,000.00	5,763,344.00	
ARCOSA INC 0% 03/31/29 144A	3,160,000.00	2,942,813.20	
ARD FIN SA 6.5% 06/30/27 144A	5,830,000.00	1,448,172.00	
ARDONAGH F 7.75% 02/15/31 144A	23,925,000.00	23,757,285.75	
ARETEC ESCROW 10% 8/15/30 144A	17,465,000.00	19,039,993.70	
ARSENAL AIC PAR 8%	3,060,000.00	3,189,682.80	

10/30 144A			
ARTERA SERV 8.5% 02/15/31 144A	11,550,000.00	11,922,256.50	
ASBURY AUTOMO 4.625% 11/15/29 144A	3,075,000.00	2,837,210.25	
ASBURY AUTOMO 5% 02/15/32 144A	3,075,000.00	2,784,381.75	
ASBURY AUTOMOTI 4.5% 03/01/28	1,668,000.00	1,582,131.36	
ASBURY AUTOMOTI 4.75% 03/01/30	1,662,000.00	1,537,549.44	
ASGN INC 4.625% 05/15/28 144A	13,835,000.00	13,017,628.20	
ASHTON WO 6.625% 01/15/28 144A	85,000.00	84,820.65	
ASHTON WOODS US 4.625% 08/01/2	2,985,000.00	2,701,604.10	
ASSUREDPARTNE 5.625% 01/15/29 144A	2,965,000.00	2,765,574.10	
ASSUREDPARTNER 7.5% 02/15/32 144A	19,145,000.00	19,167,782.55	
ASTON MARTIN 10% 03/31/29 144A	7,505,000.00	7,276,923.05	
ATLANTICA SUS 4.125% 6/28 144A	2,790,000.00	2,654,406.00	
ATLAS LUX 4.625% 06/01/28 144A	3,000,000.00	2,726,460.00	
AVANTOR FUNDING 3.875% 11/01/29	4,710,000.00	4,255,673.40	
AVANTOR FUNDING 4.625% 07/15/28 144A	7,015,000.00	6,657,655.90	
AVIS BUDGET 5.375% 03/01/29 144A	3,385,000.00	3,139,959.85	
AVIS BUDGET CR 8% 02/15/31 144A	10,000,000.00	10,024,400.00	
AVOLON HLD 4.375% 5/01/26 144A	18,000.00	17,460.36	
AVOLON HLDGS 2.528% 11/27 144A	9,509,000.00	8,502,091.99	
AVOLON HLDGS 3.95% 7/24 144A	25,000.00	24,941.75	
AXALT COATING 7.25% 02/31 144A	10,000,000.00	10,369,800.00	
B&G FOODS INC 8% 09/15/28 144A	19,230,000.00	19,589,985.60	
BALL CORP 2.875% 08/15/30	1,920,000.00	1,639,161.60	
BALL CORP 6% 06/15/29	17,358,000.00	17,454,336.90	
BALL CORP 6.875% 03/15/28	3,557,000.00	3,635,929.83	

BANK OF AMERICA 6.1% VAR PERP	12,630,000.00	12,750,616.50	
BEACON ROOFING 6.5% 08/01/30 1	5,440,000.00	5,474,652.80	
BEAZER HOMES 7.5% 3/15/31 144A	4,585,000.00	4,581,561.25	
BELLRING BRANDS 7% 3/30 144A	1,860,000.00	1,905,253.80	
BERRY GBL ES 4.875% 7/26 144A	3,655,000.00	3,595,569.70	
BERRY GBL ES 5.625% 7/27 144A	3,000,000.00	2,954,520.00	
BLOCK INC 2.75% 06/01/26	5,755,000.00	5,455,049.40	
BLOCK INC 3.5% 06/01/31	5,755,000.00	4,963,975.25	
BLOCK INC 6.5% 05/15/32 144A	15,175,000.00	15,342,683.75	
BLUE RACER 7.25% 07/15/32 144A	9,245,000.00	9,411,317.55	
BOA CORP 4.375%/VAR PERP	9,710,000.00	9,094,774.40	
BOBOMBARDIER 7.125% 06/26 144A	5,725,000.00	5,824,214.25	
BOMBARDIER 7.25% 07/01/31 144A	8,305,000.00	8,480,235.50	
BOMBARDIER 7.5% 2/1/29 144A	5,000,000.00	5,171,100.00	
BOMBARDIER 7.875% 04/27 144A	9,775,000.00	9,782,135.75	
BOMBARDIER INC 6% 02/28 144A	5,745,000.00	5,674,106.70	
BOMBARDIER INC 8.75% 11/15/30	5,960,000.00	6,410,695.20	
BOOST NEWCO BOR 7.5% 1/31 144A	26,800,000.00	27,993,404.00	
BOOZ ALLEN 3.875% 9/01/28 144A	5,080,000.00	4,759,706.00	
BOXER PAREN 9.125% 3/1/26 144A	180,000.00	181,099.80	
BRAND INDUSTRIA 10.375% 08/01/30 144A	16,100,000.00	17,436,139.00	
BUILDER 6.375% 03/34 144A	20,065,000.00	19,941,600.25	
BUILDERS F 4.25% 02/01/32 144A	12,090,000.00	10,686,109.20	
C AND S GRP 5% 12/15/28 144A	3,920,000.00	2,987,745.60	
C&W SR FIN 6.875% 9/15/27 144A	20,380,000.00	19,574,990.00	

CA MAGNUM HLD 5.375% 10/31/26 144A	1,565,000.00	1,497,501.55	
CAESARS E 8.125% 07/01/27	12,020,000.00	12,244,894.20	
CAESARS ENT 6.5% 02/15/32 144A	16,220,000.00	16,180,585.40	
CAESARS ENT 7% 02/15/30 144A	28,815,000.00	29,422,996.50	
CAESARS ENTERTA 4.625% 10/15/29 144A	6,000,000.00	5,450,340.00	
CALIFORNIA 7.125% 02/01/26 144A	8,730,000.00	8,775,134.10	
CALIFORNIA RES 8.25% 5/31/29 144A	8,395,000.00	8,395,000.00	
CAMELOT FIN SA 4.5% 11/26 144A	5,440,000.00	5,248,348.80	
CANACOL E 5.75% 11/24/28 144A	13,690,000.00	7,769,075.00	
CANPACK SA 3.125% 11/01/25 144A	3,435,000.00	3,280,665.45	
CARLYLE AVIAT 7% 10/15/24 144A	9,835,000.00	9,771,957.65	
CARNIVAL 10.375% 05/28 144A	11,435,000.00	12,403,201.45	
CARNIVAL COR 5.75% 3/1/27 144A	11,865,000.00	11,698,415.40	
CARNIVAL CORP 4% 08/01/28 144A	10,645,000.00	9,887,821.15	
CARNIVAL CORP 7% 08/15/29 144A	14,890,000.00	15,395,515.50	
CARVANA CO PIK VAR 06/01/30 14	139,817.00	144,646.27	
CARVANA CO PIK VAR 06/01/31 14	165,949.00	176,196.35	
CARVANA CO PIK VAR 12/01/28 14	92,810.00	96,091.76	
CCO HLDGS 4.75% 03/01/30 144A	12,395,000.00	10,614,954.05	
CCO HLDGS/ 4.25% 01/15/34 144A	8,000,000.00	6,041,680.00	
CCO HLDGS/CAP 4.5% 04/33 144A	9,955,000.00	7,805,317.30	
CCO HLDGS/CAP 4.5% 05/01/32	4,545,000.00	3,635,954.55	
CCO HLDGS/CAP 4.5% 08/30 144A	12,200,000.00	10,238,850.00	
CCO HLDGS/CAP 5.125% 5/27 144	19,140,000.00	18,370,572.00	
CCO HLDGS/CAP 6.375% 9/29 144A	4,755,000.00	4,487,673.90	
CCO HLDGS/CAP 7.375%	11,625,000.00	11,356,462.50	

03/03/31 144A			
CDI ESCROW ISSU 5.75% 04/01/30 144A	9,515,000.00	9,142,392.60	
CDW LLC / CDW F 4.25% 04/01/28	7,050,000.00	6,708,004.50	
CEC ENT CO LLC 6.75% 5/26 144A	8,950,000.00	8,840,273.00	
CENTENE CORP 3.375% 2/15/30 WI	4,895,000.00	4,325,613.60	
CENTENE CORP 4.625% 12/15/29	9,050,000.00	8,558,856.50	
CENTRAL GARDEN 4.125% 10/15/30	3,435,000.00	3,068,966.40	
CENTRAL PAR CDK 8% 6/29 144A	9,595,000.00	9,908,372.70	
CF INDUS INC 5.375% 03/15/44	5,780,000.00	5,360,487.60	
CF INDUSTRI INC 5.15% 03/15/34	5,115,000.00	4,913,775.90	
CHARLES RIV 4.25% 5/1/28 144A	1,765,000.00	1,665,648.15	
CHARLES RIVER L 3.75% 03/15/29 144A	1,680,000.00	1,534,965.60	
CHARLES RIVER L 4% 03/15/31 144A	4,710,000.00	4,183,940.10	
CHARLES SCHWAB 5.375%/VAR PERP	40,995,000.00	40,561,682.85	
CHART INDUS 7.5% 01/01/30 144A	5,975,000.00	6,188,068.50	
CHEMOURS 4.625% 11/15/29 144A	24,085,000.00	21,073,170.75	
CHEMOURS CO 5.375% 05/15/2027	15,235,000.00	14,630,779.90	
CHEMOURS CO 5.75% 11/15/28 144A	12,930,000.00	12,130,667.40	
CHENIERE ENER 4.625% 10/15/28	6,660,000.00	6,435,025.20	
CHOBANI LLC 7.625% 07/29 144A	11,355,000.00	11,656,929.45	
CHOBANI LLC/FIN 4.625% 11/15/28	2,990,000.00	2,831,888.80	
CHS/CMNTY 10.875% 1/15/32 144A	12,175,000.00	12,480,836.00	
CHS/CMNTY HEA 6.875% 04/15/29 144A	6,570,000.00	5,181,627.60	
CHS/CMNTY HEALT 4.75% 02/15/31 144A	26,430,000.00	21,214,832.40	
CHS/CMNTY HEALT 5.25% 05/15/30 144A	20,895,000.00	17,439,802.80	
CHS/CMNTY HEALT 6% 01/15/29 144A	7,465,000.00	6,755,526.40	

CHS/CMNTY HEALT 6.125% 04/01/30 144A	17,790,000.00	12,967,131.00	
CHS/CMNTY HEALTH 8% 3/26 144A	7,076,000.00	7,070,197.68	
CHS/CMNTY HLT 5.625% 03/15/27 144A	5,130,000.00	4,873,089.60	
CHURCHILL 6.75% 05/01/31 144A	6,000,000.00	5,999,340.00	
CITGO PETE 8.375% 1/15/29 144A	11,790,000.00	12,277,988.10	
CITGO PETE COR 7% 6/15/25 144A	12,675,000.00	12,700,730.25	
CITGO PETROL 6.375% 06/26 144A	6,045,000.00	6,030,129.30	
CITIGROUP 7.375%/VAR PERP	7,000,000.00	7,241,920.00	
CITIGROUP 7.625% VAR PERP	13,750,000.00	14,419,900.00	
CITIGROUP INC 5%/VAR PERP	5,310,000.00	5,272,564.50	
CLARIOS GLBL LP 6.75% 4/28 144A	20,000,000.00	20,202,000.00	
CLEAN HARBORS 6.375% 2/31 144A	1,965,000.00	1,970,541.30	
CLEAR CHAN 7.75% 04/15/28 144A	3,180,000.00	2,776,362.60	
CLEAR CHANN 7.875% 4/1/30 144A	18,010,000.00	17,977,401.90	
CLEAR CHANNEL 7.5% 06/01/29 144A	5,830,000.00	4,877,436.30	
CLEARWY ENR 4.75% 3/15/28 144A	3,445,000.00	3,302,377.00	
CLEVELAND-CLIF 7% 3/15/32 144A	19,915,000.00	19,818,412.25	
CLOUD SOFT 8.25% 6/30/32 144A	24,285,000.00	24,654,374.85	
CLOUD SOFTWARE 9% 09/30/29 144A	18,335,000.00	17,857,189.90	
CLYDESDALE ACQU 6.625% 3/29 144A	2,320,000.00	2,300,024.80	
CLYDESDALE ACQUI 8.75% 03/30 144A	13,965,000.00	13,564,204.50	
CNX RESOURCE 7.25% 3/1/32 144A	7,890,000.00	8,018,685.90	
CNX RESOURCES 7.375% 01/15/31 144A	3,710,000.00	3,785,684.00	
CNX RESOURCES C 6% 01/15/29 144A	2,465,000.00	2,411,706.70	
COINB CONV .25% 04/01/30 144A	150,000.00	144,750.00	
COINBASE GLOBAL	12,770,000.00	10,159,812.00	

3.625% 10/01/31			
COLGATE ENERGY 5.875% 07/01/29	5,640,000.00	5,513,100.00	
COMMERCIAL META 3.875% 02/15/31	2,620,000.00	2,315,084.40	
COMSTOCK 5.875% 01/15/30 144A	3,545,000.00	3,280,330.30	
COMSTOCK RESO 6.75% 03/29 144A	7,995,000.00	7,727,167.50	
COMSTOCK RESOUR 6.75% 03/01/29 144A	9,090,000.00	8,702,947.80	
CONSLIDATED COM 5% 10/28 144A	2,990,000.00	2,478,979.10	
CONSLIDATED ENR 12% 02/31 144A	8,795,000.00	9,343,720.05	
CORECIVIC INC 8.25% 04/15/29	9,000,000.00	9,459,450.00	
CORELOGIC INC 4.5% 5/1/28 144A	11,980,000.00	10,898,924.80	
COVERT M 4.875% 12/01/29 144A	2,965,000.00	2,682,583.75	
CQP HOLDCO 5.5% 06/15/31 144A	16,265,000.00	15,323,419.15	
CQP HOLDCO LP/B 7.5% 12/31/33	12,400,000.00	12,786,260.00	
CRESTWOOD M 7.375% 02/31 144A	10,000,000.00	10,416,600.00	
CRESTWOOD M P/F 6% 02/01/29 144A	17,165,000.00	17,286,013.25	
CRESTWOOD MID P/F 5.75% 4/1/25	8,145,000.00	8,130,013.20	
CROCS INC 4.125% 08/15/31 144A	11,830,000.00	10,251,404.80	
CROCS INC 4.25% 03/15/29 144A	6,490,000.00	5,922,709.10	
CROWDSTRIKE HOL 3% 02/15/29	6,125,000.00	5,464,847.50	
CROWNROCK LP / 5% 05/1/29 144A	1,855,000.00	1,835,763.65	
CSC HLDGS LLC 11.25% 5/28 144A	9,780,000.00	7,829,183.40	
CSC HLDGS LLC 3.375% 02/15/31 144A	7,020,000.00	4,053,769.20	
CSC HLDGS LLC 4.125% 12/01/30 144A	5,315,000.00	3,158,173.00	
CSC HLDGS LLC 4.5% 11/15/31 144A	4,930,000.00	2,930,835.70	
CSC HLDGS LLC 4.625% 12/01/30 144A	12,335,000.00	5,301,583.00	
CSC HLDGS LLC 5% 11/15/31 144A	5,185,000.00	2,223,794.65	

CSC HLDGS LLC 5.375% 2/28 144A	2,325,000.00	1,661,049.75	
CSC HOLDINGS 5.75% 01/30 144A	8,985,000.00	3,930,937.50	
CSC HOLDINGS 7.5% 4/1/28 144A	20,300,000.00	11,585,413.00	
CVR ENERGY 5.75% 02/15/28 144A	8,810,000.00	8,249,948.30	
CVR ENERGY INC 8.5% 01/15/29 144A	10,000,000.00	10,113,600.00	
CVR PART LP/FIN 6.125% 06/15/28 144A	6,680,000.00	6,429,633.60	
DARLING INGRED 6% 6/15/30 144A	4,950,000.00	4,867,285.50	
DAVITA INC 0% 05/31/30 144A	9,680,000.00	8,698,157.60	
DAVITA INC 3.75% 02/15/31 144A	5,275,000.00	4,433,848.50	
DCP MIDSTREAM 5.125% 05/15/29	9,305,000.00	9,187,757.00	
DELEK LOGISTIC 7.125% 06/01/28 144A	3,425,000.00	3,394,243.50	
DISH DBS 5.75% 12/01/28 144A	3,105,000.00	2,168,128.35	
DISH NETWK CV 3.375% 8/26 144A	51,866,000.00	31,899,145.98	
DISH NETWORK CO 11.75% 11/27 144A	16,355,000.00	16,384,111.90	
DISH NETWORK CO CV 0% 12/15/25	7,197,000.00	5,470,007.88	
DPL INC 4.125% 07/01/25	59,058,000.00	58,074,684.30	
DPL INC 4.35% 04/15/29	22,705,000.00	21,321,357.30	
DT MIDSTREAM 4.125% 06/15/29 144A	5,735,000.00	5,253,317.35	
DT MIDSTREAM 4.375% 06/15/31 144A	5,735,000.00	5,169,299.60	
DUKE ENERGY FLD 8.125% 8/16/30	425,000.00	481,865.00	
EG GBL FIN 12% 11/30/28 144A	11,760,000.00	12,165,249.60	
ELASTIC 4.125% 07/15/29 144A	2,790,000.00	2,533,571.10	
EMERALD DEBT 6.625% 12/30 144A	20,880,000.00	20,929,485.60	
EMERGENT BIO 3.875% 08/15/30 144A	3,110,000.00	1,866,062.20	
ENDEAVOR ENERGY 5.75% 1/28 144A	11,850,000.00	11,965,300.50	
ENDO FINANCE 8.5%	8,815,000.00	9,104,572.75	

04/30/31 144A			
ENLINK MID 5.625% 01/15/28 144A	2,255,000.00	2,233,960.85	
ENLINK MIDSTR 6.5% 9/1/30 144A	4,735,000.00	4,845,088.75	
EQT CORP 3.625% 05/15/31 144A	3,875,000.00	3,411,356.25	
EQT MIDSTREAM 6.375% 04/01/29	15,000,000.00	15,040,500.00	
ERO COPPER 6.5% 2/15/30 144A	24,590,000.00	23,599,268.90	
FERTITTA ENTERT 4.625% 01/15/29 144A	6,405,000.00	5,825,475.60	
FERTITTA ENTERT 6.75% 07/15/30 144A	5,080,000.00	4,481,220.40	
FIESTA PU 7.875% 03/01/31 144A	5,205,000.00	5,354,799.90	
FIRST QUAN 9.375% 3/1/29 144A	6,505,000.00	6,844,626.05	
FIRST QUANT 6.875% 10/27 144A	11,785,000.00	11,611,760.50	
FMG RES AG 5.875% 4/15/30 144A	9,275,000.00	9,035,426.75	
FMG RES AUG LTD 4.375% 04/01/31 144A	3,615,000.00	3,226,785.15	
FORD MTR CR 5.125% 6/16/25	16,150,000.00	16,015,793.50	
FORD MTR CR LLC 2.9% 02/16/28	4,625,000.00	4,169,668.75	
FORD MTR CR LLC 3.625% 6/17/31	5,490,000.00	4,722,058.80	
FORD MTR CR LLC 4% 11/13/30	3,440,000.00	3,060,224.00	
FORD MTR CR LLC 4.95% 05/28/27	11,750,000.00	11,460,010.00	
FORD MTR CR LLC 6.95% 03/06/26	49,800,000.00	50,634,648.00	
FORD MTR CR LLC 6.95% 06/10/26	6,720,000.00	6,853,593.60	
FORD MTR CR LLC 7.2% 06/10/30	7,680,000.00	8,074,752.00	
FORD MTR CR LLC 7.27403% 03/06/26	5,860,000.00	6,054,317.60	
FORD MTR CR LLC 7.35% 11/04/27	30,000,000.00	31,314,000.00	
FORTRESS INTERM 7.5% 5/31 144A	14,355,000.00	14,567,454.00	
FORTRESS TR&INF 7% 05/31 144A	12,115,000.00	12,341,187.05	
FORTRESS TR&INF 7.875% 12/01/30 144A	10,875,000.00	11,428,428.75	

FORWARD AIR COR 9.5% 9/31 144A	15,825,000.00	14,274,150.00	
FRONT RANGE BID 4% 3/1/27 144A	9,450,000.00	7,321,860.00	
FRONT RANGE BIDCO INC 6.125% 0	5,210,000.00	3,140,119.10	
FRONTIER 5.875% 11/01/29 144A	1,284,392.00	1,116,521.96	
FRONTIER COM 5.875% 10/15/27 144A	5,005,000.00	4,879,224.35	
FRONTIER COMM 5% 05/01/28 144A	5,150,000.00	4,838,167.50	
FRONTIER COMM 6% 01/31/30 144A	6,275,000.00	5,421,913.75	
FRONTIER COMM 8.75% 05/15/30 144A	4,885,000.00	5,059,931.85	
GANNETT HOLDING 6% 11/01/26 144A	2,870,000.00	2,713,211.90	
GEMS MENAS 7.125% 7/31/26 144A	21,875,000.00	21,752,062.50	
GENESEE & W 6.25% 4/15/32 144A	18,220,000.00	18,144,022.60	
GENESIS ENERGY 8.25% 01/15/29	8,000,000.00	8,245,200.00	
GEO GRP INC/THE 10.25% 04/15/31 144A	11,755,000.00	12,414,102.85	
GEO GRP INC/THE 8.625% 04/15/29 144A	12,320,000.00	12,733,336.00	
GFL ENV INC 6.75% 1/15/31 144A	4,110,000.00	4,216,695.60	
GGAM FIN LT 8% 02/15/27 144A	5,700,000.00	5,883,198.00	
GGAM FINANCE LT 6.875% 04/15/29 144A	7,280,000.00	7,361,900.00	
GGAM FINANCE LT 7.75% 05/15/26	7,675,000.00	7,846,536.25	
GGAM FINANCE LT 8% 06/15/28 14	7,675,000.00	8,009,016.00	
GLOBAL PART 8.25% 1/15/32 144A	3,440,000.00	3,547,259.20	
GO DADDY OP 5.25% 12/1/27 144A	5,050,000.00	4,927,689.00	
GPC MERGER SU 7.125% 8/15/28 144A	3,040,000.00	2,859,758.40	
GRAFTECH GLOBAL 9.875% 12/28 144A	5,470,000.00	4,286,237.30	
GRAPHIC PACK 3.75% 02/30 144A	2,510,000.00	2,237,439.10	
GREYSTAR REAL 7.75% 8/31/30 144A	2,320,000.00	2,442,797.60	
GSINC 7.5%/VAR PERP	14,405,000.00	15,148,442.05	

H&E EQUIPMENT S 3.875% 12/15/28	8,460,000.00	7,641,664.20	
HARVEST MIDSTRE 7.5% 9/28 144A	12,085,000.00	12,292,257.75	
HCA INC 5.625% 09/01/28	8,770,000.00	8,827,355.80	
HEALTHEQUITY INC 4.5% 10/01/29 144A	2,085,000.00	1,932,503.10	
HERTZ 4.625% 12/01/26 144A	3,580,000.00	2,921,745.40	
HERTZ 5% 12/01/29 144A	4,675,000.00	3,318,174.75	
HERTZ 5.5% 10/15/24 144A	6,520,000.00	211,900.00	
HERTZ CORP 6% 01/15/2028 144A	8,095,000.00	728,550.00	
HERTZ CORP 6.25% 10/15/22	5,980,000.00	194,350.00	
HERTZ CORP 7.125% 08/01/2026 1	8,230,000.00	740,700.00	
HESS INFRA/FI 4.25% 02/30 144A	3,345,000.00	3,054,921.60	
HESS INFRA/FI 6.5% 6/1/29 144A	14,355,000.00	14,461,944.75	
HESS MIDST 5.125% 6/15/28 144A	6,815,000.00	6,567,683.65	
HESS MIDSTREAM 5.5% 10/30 144A	1,990,000.00	1,917,325.20	
HFC PRESTIGE 6.625% 07/30 144A	19,180,000.00	19,405,556.80	
HIGHTOWER 6.75% 04/15/29 144A	2,160,000.00	2,035,756.80	
HILTON DOM 6.125% 4/1/32 144A	5,405,000.00	5,397,973.50	
HILTON DOMEST 3.625% 02/15/32 144A	3,430,000.00	2,942,905.70	
HILTON DOMESTIC 3.75% 05/01/29	3,440,000.00	3,135,388.00	
HILTON LLC 6.625% 01/32 144A	15,000,000.00	14,989,800.00	
HOLOGIC INC 3.25% 02/15/29 144A	5,215,000.00	4,679,680.25	
HOWARD ENRGY 8.875% 07/28 144A	20,000,000.00	21,024,600.00	
HUB INTE 5.625% 12/01/29 144A	4,185,000.00	3,946,706.10	
HUB INTER 7.375% 1/31/32 144A	4,915,000.00	4,974,520.65	
HUB INTERNA 7.25% 6/15/30 144A	18,055,000.00	18,483,806.25	
HUDBAY MINERAL	9,850,000.00	9,718,995.00	

6.125% 4/01/29 144A			
HUDSON AUTOMOTI 8% 05/32 144A	3,575,000.00	3,703,843.00	
ICAHN LP/FN 9% 06/15/30 144A	24,320,000.00	24,258,227.20	
ICAHN LP/FN 9.75% 01/29 144A	10,000,000.00	10,334,900.00	
ICAHN LP/FN CO 4.375% 02/01/29	5,925,000.00	5,001,766.50	
ICAHN LP/FN COR 5.25% 05/15/27	13,520,000.00	12,489,100.00	
ICAHN LP/FN COR 6.25% 05/15/26	9,980,000.00	9,824,910.80	
ICAHN LP/FN COR 6.375% 12/15/2	13,815,000.00	13,808,506.95	
II-VI INC 5% 12/15/29 144A	3,060,000.00	2,870,769.60	
ILIAD HLDG 8.5% 04/15/31 144A	9,385,000.00	9,553,930.00	
IMS HEALTH 5% 10/15/26 144A	5,060,000.00	4,987,439.60	
INTELSAT JACKSN 6.5% 1/30 144A	15,850,000.00	15,288,117.50	
IQVIA INC 6.5% 05/15/30 144A	5,465,000.00	5,551,948.15	
JACOBS ENT 6.75% 02/15/29 144A	2,750,000.00	2,569,627.50	
JANE ST GRP/JSG 7.125% 04/30/31 144A	12,145,000.00	12,348,793.10	
JAZZ SECU DAC 4.375% 01/15/29	4,460,000.00	4,134,063.20	
JBS USA/LUX/FIN 5.5% 01/15/30	10,595,000.00	10,408,633.95	
JONAH ENERGY LLC 12% 11/25 P/P	7,452,229.02	7,955,254.47	
KENNEDY-WILSON 4.75% 03/01/29	5,095,000.00	4,367,943.50	
KENNEDY-WILSON 5% 03/01/31	5,095,000.00	4,103,462.05	
KFC CO/PIZZA 4.75% 6/1/27 144A	7,630,000.00	7,436,503.20	
KLX ENERGY 11.5% 11/1/25 144A	8,250,000.00	8,123,940.00	
KNIFE RIVER 7.75% 5/1/31 144A	10,000,000.00	10,435,600.00	
KOBE US MID PIK VAR 11/26 144A	13,643,437.00	11,289,944.11	
KRAFT HEINZ FD 4.875% 10/01/49	7,485,000.00	6,604,314.90	
KRAFT HEINZ FD 5.5% 06/01/50	1,990,000.00	1,931,036.30	

L BRANDS INC 6.625% 10/01/30 144A	10,425,000.00	10,517,782.50	
LAMAR MEDIA CRP 4.875% 01/15/2	4,330,000.00	4,143,723.40	
LAMB WESTON 4.125% 01/30 144A	4,710,000.00	4,251,858.30	
LBM ACQU LLC 6.25% 1/29 144A	9,735,000.00	8,725,967.25	
LCM INV HLD 8.25% 8/1/31 144A	13,100,000.00	13,678,496.00	
LCM INVESTMENTS 4.875% 05/01/29 144A	5,860,000.00	5,477,752.20	
LCPR SENIOR 5.125% 7/29 144A	5,635,000.00	4,759,433.70	
LCPR SR 6.75% 10/15/27 144A	5,264,000.00	4,914,259.84	
LEGENDS HOSPITAL 5% 02/01/26 144A	2,985,000.00	2,964,493.05	
LEVEL 3 FINL 4% 04/15/31 144A	8,720,000.00	4,665,200.00	
LEVEL 3 FINL 4.5% 4/1/30 144A	7,065,000.00	3,973,567.95	
LGI HM INC 8.75% 12/15/28 144A	4,225,000.00	4,411,829.50	
LIGHT & WNDR 7.5% 9/01/31 144A	3,725,000.00	3,841,704.25	
LINDBLAD E 6.75% 02/15/27 144A	4,725,000.00	4,692,822.75	
LINDBLAD EXPEDI 9% 05/15/28 144A	18,610,000.00	19,254,650.40	
LIVE NATIN 4.75% 10/15/27 144A	7,085,000.00	6,778,502.90	
LSB INDUS 6.25% 10/15/28 144A	580,000.00	561,364.60	
LUMEN TEC 4.125% 04/15/29 144A	4,141,625.00	2,621,897.12	
LUMEN TEC 4.125% 04/15/30 144A	4,141,625.00	2,526,391.25	
MACQUARIE 8.375% 05/01/28 144A	5,665,000.00	5,982,636.55	
MACQUARIE AIRF 6.4% 3/29 144A	1,910,000.00	1,936,300.70	
MACQUARIE AIRF 6.5% 03/31 144A	2,920,000.00	2,982,400.40	
MACQUARIE AIRF 8.125% 3/31/29 144A	4,775,000.00	5,050,947.25	
MACYS RTL HLDG 6.125% 03/15/32	2,345,000.00	2,252,114.55	
MADISON IAQ 4.125% 06/28 144A	3,975,000.00	3,690,827.25	
MADISON IAQ 5.875%	6,155,000.00	5,696,452.50	

6/29 144A			
MAGIC MERG 5.25% 05/1/28 144A	5,220,000.00	4,353,897.60	
MAGIC MERG 7.875% 05/1/29 144A	7,910,000.00	5,718,297.20	
MATCH GROUP INC 4.125% 08/01/2	5,750,000.00	5,066,842.50	
MATCH GRP 5.625% 02/15/29 144A	5,645,000.00	5,409,885.75	
MATTEL INC 3.375% 04/01/26 144A	1,685,000.00	1,613,134.75	
MATTEL INC 3.75% 04/01/29 144A	1,685,000.00	1,550,351.65	
MC BRAZIL DWNST 7.25% 06/31 144A	15,259,560.76	13,855,070.78	
MCLAREN FIN PLC 7.5% 8/26 144A	12,065,000.00	10,524,661.45	
MEDLINE BOR 6.25% 4/1/29 144A	9,100,000.00	9,164,064.00	
MEG ENERGY CRP 5.875% 02/01/29 144A	7,390,000.00	7,213,157.30	
MELCO RES 7.625% 4/17/32 144A	7,035,000.00	6,990,890.55	
MERCER INTL 5.125% 02/01/29	5,195,000.00	4,548,274.45	
MICROSTRATEGY 6.125% 06/15/28	14,805,000.00	14,118,640.20	
MINERAL RES 8.5% 5/1/30 144A	1,465,000.00	1,517,432.35	
MINERAL RES LT 8% 11/1/27 144A	6,125,000.00	6,256,687.50	
MINERVA MERGE 6.5% 02/15/30 144A	16,765,000.00	15,399,490.75	
MITER BRANDS 6.75% 4/1/32 144A	4,590,000.00	4,588,806.60	
MIWD HOLDCO II 5.5% 02/01/30 144A	1,300,000.00	1,195,740.00	
MOLINA HEA 4.375% 6/15/28 144A	3,800,000.00	3,570,784.00	
MOLINA HEALTHCA 3.875% 05/15/32 144A	6,725,000.00	5,781,011.75	
MOLINA HEALTHCA 3.875% 11/15/30 144A	4,985,000.00	4,436,949.10	
MOOG INC 4.25% 12/15/2027 144A	1,720,000.00	1,621,048.40	
MOZART DEBT 3.875% 04/01/29 144A	24,020,000.00	21,997,996.40	
MPT OPER PARTNE 3.5% 03/15/31	3,035,000.00	2,047,835.90	
MPT OPER PARTNER 5% 10/15/27	11,630,000.00	9,510,548.80	

MPT OPER PARTNERSHIP LP/CORP 4	8,370,000.00	6,283,777.50	
MSCI INC 4% 11/15/29 144A	13,690,000.00	12,642,441.20	
MURPHY OIL USA 3.75% 02/15/31 144A	2,245,000.00	1,951,758.10	
NATION STAR 7.125% 2/1/32 144A	8,000,000.00	8,017,360.00	
NCL CORP 5.875% 02/15/27 144A	6,415,000.00	6,345,910.45	
NCL CORP 7.75% 02/15/29 144A	5,710,000.00	5,903,112.20	
NCL CORP LTD 5.875 03/15/26 144A	1,680,000.00	1,656,799.20	
NCL FINANCE LTD 6.125% 03/15/28 144A	2,075,000.00	2,043,978.75	
NCR ATLEOS ESCR 9.5% 04/01/29 144A	11,460,000.00	12,371,299.20	
NEPTUNE BID US 9.29% 4/29 144A	18,710,000.00	17,821,275.00	
NESCO HOLDING 5.5% 04/15/29 144A	3,975,000.00	3,712,848.75	
NEW COTAI LLC CONV 5% 2/24/27	6,254,826.67	15,243,012.57	
NEW FORTRESS EN 6.5% 9/26 144A	17,315,000.00	16,686,638.65	
NEW FORTRESS EN 6.75% 09/15/25	9,593,000.00	9,473,375.29	
NEXSTAR 5.625% 7/15/27 144A	6,745,000.00	6,476,886.25	
NEXTERA ENERGY 4.25% 9/24 144A	601,000.00	592,646.10	
NEXTERA ENRGY 7.25% 01/29 144A	5,000,000.00	5,138,050.00	
NORTHERN OIL 8.75% 06/31 144A	5,320,000.00	5,611,695.60	
NORTHWEST FIN 10.75% 06/01/28 144A	2,995,000.00	3,078,860.00	
NOVA CHEM CORP 4.25% 05/15/29 144A	6,005,000.00	5,275,752.80	
NOVA CHEM CORP 9% 02/15/30 144A	9,060,000.00	9,577,960.20	
NRG ENERGY INC 3.875% 02/15/32 144A	265,000.00	227,966.25	
NTH OIL & GAS 8.125% 03/01/28 144A	7,995,000.00	8,131,954.35	
OCCIDENTAL PETE 4.5% 07/15/44	1,985,000.00	1,552,627.30	
OCCIDENTAL PETE 5.55% 03/15/26	6,554,000.00	6,547,314.92	
OCCIDENTAL PETE	3,520,000.00	3,522,112.00	

5.875% 9/01/25			
OCCIDENTAL PETE 6.2% 03/15/40	2,405,000.00	2,434,316.95	
OCCIDENTAL PETE 6.6% 03/15/46	5,365,000.00	5,646,233.30	
OCCIDENTAL PETE 6.625% 9/1/30	9,160,000.00	9,587,039.20	
OCCIDENTAL PETE 6.95% 07/01/24	2,847,000.00	2,848,964.43	
OCCIDENTAL PETE 7.5% 05/01/31	22,290,000.00	24,518,777.10	
OCCIDENTAL PETRO 4.3% 08/15/39	2,145,000.00	1,736,978.10	
OCCIDENTAL PETROLEUM 4.4% 4/46	4,275,000.00	3,397,299.75	
OCCIDENTL PETE 8.875% 07/15/30	14,070,000.00	16,177,826.70	
OLYMPUS WATER 7.125% 10/01/27 144A	3,440,000.00	3,514,132.00	
OLYMPUS WTR 9.75% 11/15/28 144A	5,250,000.00	5,614,245.00	
ON SEMICONDUCT 3.875% 09/01/28 144A	6,575,000.00	6,040,781.25	
ONEMAIN FIN 9% 01/15/29	10,000,000.00	10,539,100.00	
ONTARIO GAMING 8% 08/01/30 144A	2,720,000.00	2,793,304.00	
OPEN TEXT 4.125% 2/15/30 144A	7,655,000.00	6,836,527.40	
OPEN TEXT CO 6.9% 12/1/27 144A	3,970,000.00	4,084,613.90	
OPEN TEXT CORP 3.875% 12/01/29 144A	4,655,000.00	4,142,996.55	
OPEN TEXT HOLDI 4.125% 12/01/31 144A	4,655,000.00	4,027,226.70	
ORGANON F 4.125% 04/30/28 144A	6,615,000.00	6,148,047.15	
ORGANON FINAN 5.125% 04/30/31 144A	6,600,000.00	5,886,012.00	
OUTFRONT MED 7.375% 02/15/31 144A	12,500,000.00	12,978,125.00	
OWENS BROCKWAY 7.25% 5/31 144A	10,075,000.00	10,090,112.50	
PACIFIC GAS & ELEC 3.95% 12/47	5,170,000.00	3,752,179.20	
PACIFIC GAS & ELE 3.75% 8/15/42	855,000.00	627,587.10	
PANTHER 7.125% 6/1/31 144A	9,595,000.00	9,716,664.60	
PAPA JOHNS IN 3.875% 09/15/29 144A	1,830,000.00	1,602,439.50	

PARK INTERMEDIA 7% 2/1/30 144A	4,015,000.00	4,052,660.70	
PBF HLD LLC/FIN 6% 02/15/28	20,275,000.00	19,861,390.00	
PBF HLD LLC/FIN 7.875% 08/31/30 144A	19,130,000.00	19,772,385.40	
PERFORMANCE 5.5% 10/15/27 144A	13,405,000.00	13,065,049.20	
PERFORMANCE FO 4.25% 08/01/29 144A	2,925,000.00	2,667,863.25	
PERMIAN RES 7% 01/15/32 144A	14,420,000.00	14,811,070.40	
PG&E 4.55% 07/01/30	36,411,500.00	34,416,513.91	
PG&E 4.95% 07/01/50	40,141,500.00	33,720,064.24	
PG&E CORP 5% 07/01/28	7,060,000.00	6,813,041.20	
PG&E CORP 5.25% 07/01/30	19,645,000.00	18,878,452.10	
PIKE CORP 5.5% 9/01/28 144A	18,495,000.00	17,827,700.40	
POST HLDGS 5.625% 01/28 144A	13,375,000.00	13,112,047.50	
POST HLDGS 6.25% 2/15/32 144A	16,025,000.00	16,027,243.50	
POST HLDGS IN 4.625% 4/30 144A	1,416,000.00	1,289,636.16	
QORVO INC 4.375% 10/15/29	3,915,000.00	3,637,152.45	
RADIATE HOLDC 4.5% 9/15/26 144A	14,100,000.00	10,487,298.00	
RADIATE HOLDC 6.5% 9/15/28 144A	10,430,000.00	4,821,893.30	
RADIOLO PIK 8.5%/VAR 1/29 144A	4,213,152.00	3,895,901.65	
RAISING CAN 9.375% 05/29 144A	9,605,000.00	10,368,021.20	
RAND PARENT LLC 8.5% 02/15/30 144A	15,785,000.00	15,828,724.45	
REALOGY GR 5.25% 04/15/30 144A	11,655,000.00	8,116,775.10	
REALOGY GROUP 5.75% 01/15/29 144A	12,845,000.00	9,216,287.50	
RITCHIE BR 6.75% 03/15/28 144A	10,000,000.00	10,180,400.00	
ROBLOX CO 3.875% 05/01/30 144A	23,210,000.00	20,414,819.70	
ROLLER BEARING 4.375% 10/15/29 144A	1,440,000.00	1,322,481.60	
ROYAL CARI 5.375% 7/15/27 144A	4,325,000.00	4,244,814.50	
ROYAL CARIBB 6.25%	7,335,000.00	7,344,755.55	

03/32 144A			
ROYAL CARIBBEA 7.25% 1/30 144A	4,160,000.00	4,321,948.80	
ROYAL CARIBBEAN 4.25% 07/01/26 144A	9,705,000.00	9,358,628.55	
ROYAL CARIBBEAN 5.5% 08/31/26	9,590,000.00	9,450,081.90	
SABRE GLBL 8.625% 06/27 144A	6,653,000.00	6,245,104.57	
SALLY HOLDINGS 6.75% 3/1/32	12,845,000.00	12,647,315.45	
SBA COMMUNICATI 3.875% 02/27	10,425,000.00	9,912,611.25	
SBP LLC/C 6.375% 09/30/26 144A	2,480,000.00	2,406,195.20	
SCIH SALT 4.875% 05/01/28 144A	21,460,000.00	20,252,660.40	
SCIH SALT 6.625% 05/01/29 144A	3,900,000.00	3,714,672.00	
SCOTTS MIRACLE 4% 04/01/31	3,370,000.00	2,894,897.40	
SCRIPPS ESC I 3.875% 01/15/29 144A	4,720,000.00	3,400,901.60	
SCRIPPS ESC II 5.375% 01/15/31 144A	2,450,000.00	1,257,854.50	
SCRIPPS ESCRO 5.875% 7/27 144A	4,310,000.00	3,253,877.60	
SEADRILL FIN 8.375% 08/30 144A	3,820,000.00	4,015,278.40	
SEAGATE HDD 8.25% 12/29 144A	4,485,000.00	4,799,981.55	
SEAGATE HDD 8.5% 07/31 144A	22,575,000.00	24,214,848.00	
SEAGATE HDD CAY 4.091% 6/1/29	2,500,000.00	2,301,375.00	
SEAGATE HDD CAY 5.75% 12/01/34	5,520,000.00	5,280,487.20	
SEALED AIR 6.125% 2/1/28 144A	6,375,000.00	6,369,772.50	
SEALED AIR 7.25% 2/15/31 144A	10,575,000.00	10,945,653.75	
SEASPAN CORPORA 5.5% 08/01/29 144A	8,005,000.00	7,088,507.55	
SENSATA TECHNOL 4% 04/15/29 14	21,195,000.00	19,357,181.55	
SERVICE CO INTL 5.125% 6/1/29	3,060,000.00	2,962,753.20	
SIRIUS XM R 4.125% 7/1/30 144A	4,755,000.00	4,064,621.55	
SIRIUS XM RADIO 5% 8/1/27 144A	8,735,000.00	8,342,099.70	

SITIO ROYAL 7.875% 11/28 144A	16,891,000.00	17,534,378.19	
SM ENERGY CO 6.5% 07/15/28	2,040,000.00	2,044,651.20	
SM ENERGY CO 6.625% 1/15/27	5,695,000.00	5,688,222.95	
SM ENERGY CO 6.75% 09/15/26	3,640,000.00	3,634,794.80	
SMYRNA READY MI 8.875% 11/15 144A	20,000,000.00	21,120,800.00	
SOUTHWESTERN EN 4.75% 02/01/32	4,720,000.00	4,317,903.20	
SOUTHWESTERN EN 5.375% 02/29	5,265,000.00	5,109,366.60	
SPA HOLDINGS 4.875% 2/28 144A	3,985,000.00	3,670,185.00	
SPIRIT LOYALT 8% 09/20/25 144A	9,490,000.00	7,192,091.40	
SPRINGLEAF CORP 4% 09/15/30	6,100,000.00	5,227,456.00	
SPRINGLEAF FIN 6.875% 3/15/25	6,965,000.00	7,011,874.45	
SPRINGLEAF FIN CRP 7.125% 3/26	9,765,000.00	9,928,856.70	
SPRINT CAP CORP 8.75% 3/15/32	44,955,000.00	53,941,954.05	
SRS DISTRIBUTIO 4.625% 07/01/28 144A	4,110,000.00	4,098,163.20	
SRS DISTRIBUTIO 6% 12/01/29 144A	3,575,000.00	3,627,445.25	
SRS DISTRIBUTIO 6.125% 07/01/29 144A	2,260,000.00	2,293,493.20	
SS&C TECHNOLOGI 6.5% 6/32 144A	21,220,000.00	21,323,553.60	
STATION CAS LLC 4.625% 12/01/31 144A	7,800,000.00	6,917,040.00	
STATION CAS LLC 6.625% 03/15/32 144A	18,005,000.00	17,854,838.30	
STERICYCL 3.875% 01/15/29 144A	3,440,000.00	3,113,509.60	
STRATHCONA RE 6.875% 8/26 144A	5,715,000.00	5,661,107.55	
STUDIO CITY 6.5% 1/15/28 144A	10,530,000.00	10,006,764.30	
STUDIO CITY CO 7% 02/27 144A	5,135,000.00	5,126,938.05	
SUGARHOUSE 5.875% 5/15/25 144A	5,585,000.00	5,559,979.20	
SUMMIT LLC/FI 7.25% 01/31 144A	4,200,000.00	4,341,750.00	
SUNOCO LP /CORP 4.5%	4,765,000.00	4,409,435.70	

05/15/29			
SUNOCO LP /CORP 6% 04/15/27	9,955,000.00	9,910,102.95	
SUNOCO LP 7% 09/15/28 144A	14,425,000.00	14,727,780.75	
SUNOCO LP 7.25% 05/01/32 144A	6,565,000.00	6,756,698.00	
SURGERY CTR 7.25% 04/32 144A	12,725,000.00	12,838,379.75	
SYMANTEC CORP 5% 04/25 144A	6,265,000.00	6,230,730.45	
SYNAPTICS INC 4% 06/15/29 144A	2,730,000.00	2,443,759.50	
TALLGRASS LP 6% 12/31/30 144A	5,145,000.00	4,922,375.85	
TAYLOR MORRISON CMNTY/ MONARCH	7,155,000.00	7,066,134.90	
TEMPUR SEALY 4% 04/15/29 144A	5,280,000.00	4,770,955.20	
TENET HEALTH 4.25% 6/1/29 144A	14,290,000.00	13,345,716.80	
TENET HEALTH 4.375% 1/30	14,020,000.00	13,001,166.60	
TENET HEALTH 6.125% 10/28	15,635,000.00	15,519,613.70	
TENET HEALTH 6.125% 6/30	8,165,000.00	8,121,970.45	
TENET HEALTH 6.75% 5/31 144A	5,290,000.00	5,362,367.20	
TENET HEALTH 6.875% 11/15/31	725,000.00	760,800.50	
TENET HEALTHCARE 6.25% 2/1/27	13,060,000.00	13,031,529.20	
TERRIER M 8.875% 12/15/27 144A	21,495,000.00	11,415,564.60	
TEVA PH FIN NV 7.875% 08/31/29	4,735,000.00	5,060,247.15	
TKC HOLDIN 10.5% 05/15/29 144A	15,630,000.00	15,434,468.70	
TKC HOLDINGS 6.875% 5/28 144A	18,145,000.00	17,714,237.70	
TOPS MARKETS CORP ESCROW	20,640,000.00	—	
TRANSALTA 7.75% 11/15/29 144A	4,735,000.00	4,967,346.45	
TRANSDIGM IN 7.125% 12/31 144A	10,000,000.00	10,278,900.00	
TRANSDIGM INC 4.625% 01/15/29	20,310,000.00	18,823,104.90	
TRANSDIGM INC 4.875% 05/01/29	3,000,000.00	2,793,810.00	

TRANSDIGM INC 5.5% 11/15/27	27,775,000.00	27,011,187.50	
TRANSDIGM INC 6.375% 03/01/29 144A	24,190,000.00	24,310,224.30	
TRANSDIGM INC 6.625% 03/01/32 144A	9,040,000.00	9,121,540.80	
TRANSDIGM INC 6.75% 8/28 144A	29,660,000.00	29,956,600.00	
TRANSDIGM INC 6.875% 12/15/30 144A	16,950,000.00	17,253,405.00	
TRANSOCEAN 8.375% 02/28 144A	3,636,000.00	3,778,276.68	
TRANSOCEAN 8.75% 02/15/30 144A	5,490,000.00	5,753,080.80	
TRANSOCEAN INC 8.25% 05/15/29 144A	6,060,000.00	6,089,633.40	
TRANSOCEAN INC 8.5% 05/15/31 144A	6,060,000.00	6,087,876.00	
TREEHOUSE FOODS 4% 09/01/28	1,800,000.00	1,601,298.00	
TRI POINTE GROUP 5.7% 06/15/28	1,630,000.00	1,599,502.70	
TRIDENT TPI HLD 12.75% 10/28 144A	2,455,000.00	2,668,364.05	
TRITON WAT 6.25% 04/01/29 144A	14,355,000.00	13,220,524.35	
TRONOX INC 4.625% 03/15/29 144A	5,040,000.00	4,597,135.20	
TTM TECH INC 4% 03/01/29 144A	5,085,000.00	4,637,418.30	
TULLOW OI 10.25% 05/15/26 144A	10,794,000.00	10,456,687.50	
UBER TECH I 7.5% 09/15/27 144A	5,815,000.00	5,940,429.55	
UBER TECH INC 4.5% 08/15/29 144A	48,880,000.00	46,150,540.80	
UBER TECH INC 6.25% 01/15/28 144A	4,435,000.00	4,449,502.45	
UKG INC 6.875% 02/01/31 144A	7,000,000.00	7,064,610.00	
UNITED AIRLIN 4.625% 04/30/29 144A	3,645,000.00	3,401,769.15	
UNITED RENTAL 6% 12/29 144A	13,860,000.00	13,862,772.00	
UNITED RENTAL 6.125% 03/34 144A	15,005,000.00	14,934,626.55	
UNITI GRP/UNI 6% 01/15/30 144A	14,240,000.00	10,138,168.00	
UNITI/FIN 4.75% 04/15/28 144A	4,490,000.00	3,854,934.40	
UNITI/FIN/CSL 10.5%	10,730,000.00	10,905,435.50	

2/28 144A			
UNITI/FIN/CSL 6.5% 02/15/29 144A	7,695,000.00	5,706,458.10	
UNIVISION 6.625% 06/01/27 144A	10,585,000.00	10,370,124.50	
UNIVISION COM 7.375% 06/30/30 144A	7,630,000.00	7,415,139.20	
UNIVISION COMM 8% 08/28 144A	33,980,000.00	34,166,890.00	
US FOODS 6.875% 09/15/28 144A	17,090,000.00	17,432,141.80	
US FOODS 7.25% 01/15/32 144A	8,545,000.00	8,851,936.40	
US FOODS INC 4.625% 06/01/30 144A	2,370,000.00	2,186,396.10	
US FOODS INC 4.75% 02/15/29 144A	7,250,000.00	6,840,520.00	
USA COMPRESSI 7.125% 3/29 144A	19,840,000.00	20,113,196.80	
VALLOUREC SA 7.5% 04/32 144A	5,635,000.00	5,799,203.90	
VENTURE GBL 6.25% 01/15/30 144A	15,005,000.00	15,096,080.35	
VENTURE GLOBAL 3.875% 08/15/29 144	4,765,000.00	4,321,855.00	
VENTURE GLOBAL 4.125% 08/15/31 144A	4,765,000.00	4,232,844.80	
VERTIV GROUP 4.125% 11/15/28 144A	6,290,000.00	5,849,637.10	
VICI PPTY LP 4.625% 06/25 RGS	10,630,000.00	10,486,813.90	
VICI PPTY LP 5.75% 02/01/27 RE	6,005,000.00	5,996,052.55	
VICI PROPE 4.125% 8/15/30 144A	5,935,000.00	5,371,234.35	
VICI PROPERT 3.75% 02/27 144A	4,530,000.00	4,294,847.70	
VICTORIA' S 4.625% 07/29 144A	3,640,000.00	2,998,413.60	
VICTORS MERGER 6.375% 05/15/29 144A	7,820,000.00	5,008,397.20	
VIKING CRUI 9.125% 07/31 144A	2,740,000.00	2,966,899.40	
VIPER ENERGY 7.375% 11/31 144A	20,000,000.00	20,746,400.00	
VISTAJET MAL/XO 6.375% 02/01/30 144A	9,445,000.00	7,740,271.95	
VISTRA OP CO 5.625% 02/27 144A	5,626,000.00	5,553,424.60	
VISTRA OPERAT 7.75% 10/31 144A	20,730,000.00	21,656,216.40	

	VZ SECURED FINA 5% 01/15/32 14	15,310,000.00	13,234,270.20	
	WALTER ENERGY 9.5% 10/19 144A	13,820,000.00	—	
	WAND NEWCO 3 7.625% 01/30/32 144A	7,180,000.00	7,387,573.80	
	WASH MULT 5.75% 4/15/26 144A	3,610,000.00	3,520,291.50	
	WEEKLEY HOMES L 4.875% 09/15/28	2,460,000.00	2,268,735.00	
	WELLSFARGO 7.625%/VAR PERP	15,350,000.00	16,221,419.50	
	WESCO DISTRIBUT 6.625% 03/15/32 144A	20,065,000.00	20,363,366.55	
	WINDSTREA 7.75% 08/15/28 144A	22,330,000.00	21,114,131.50	
	WOLVERINE 8.5% 11/24 144A	3,747,000.00	449,640.00	
	WR GRACE 4.875% 06/15/27 144A	6,725,000.00	6,480,815.25	
	WR GRACE HLD 7.375% 3/31 144A	11,435,000.00	11,777,935.65	
	WR GRACE HLG 5.625% 08/29 144A	5,070,000.00	4,684,527.90	
	WYNN RESORTS 7.125% 2/31 144A	14,335,000.00	14,870,268.90	
	YUM BRANDS INC 4.625% 01/31/32	5,800,000.00	5,306,362.00	
	ZIGGO BOND 6% 1/15/27 144A	5,985,000.00	5,942,566.35	
	ZIGGO BOND CO 5.125% 02/28/30 144A	2,840,000.00	2,445,779.60	
	ZIGGO BV 4.875% 01/15/2030 144	4,150,000.00	3,737,241.00	
	アメリカ・ドル 小計	5,408,734,423.45	5,070,719,044.65 (792,705,508,251)	
社債券 合計			792,705,508,251 (792,705,508,251)	
合計			793,392,692,741 (793,392,692,741)	

(注) 新株予約権証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株 予約権証券 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 15銘柄	3.10%	—%	—%	100%
	新株予約権証券 3銘柄	—%	0.08%	—%	
	社債券 599銘柄	—%	—%	96.82%	

- ② 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

- ③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

④ その他特定資産の明細表

特定資産の 種類／通貨	銘柄	数量	帳簿単価 帳簿金額	評価単価 評価金額	評価損益	備考
貸付債権／ アメリカ・ ドル	ACRISURE TERM B 1LN 02/15/27 C1	449,650.00	99.74 448,516.88	100.31 451,057.40	2,540.52	—
	AECOM TERM B 1LN 01/23/27 C1	675,405.68	99.65 673,068.77	100.41 678,222.12	5,153.35	—
	AECOM TERM B 1LN 01/23/27 C2	340,031.82	99.65 338,855.30	100.41 341,449.75	2,594.45	—
	ALLIANT HOLD TM B6 1LN 11/30 C1	2,826,146.75	100.04 2,827,531.56	100.42 2,838,129.61	10,598.05	—
	ANGUS CHEMICAL TM 1LN 11/04/27 C1	572,750.00	98.00 561,295.00	98.00 561,295.00	—	—
	ANGUS CHEMICAL TM B 1LN 11/27 C1	11,279,026.79	98.39 11,097,885.61	97.68 11,018,255.69	△79,629.92	—
	APPLIED SYSTEMS TM 2LN 02/32 C1	100,000.00	100.00 100,000.00	103.53 103,531.00	3,531.00	—
	APPLIED SYSTEMS TM B 1LN 02/31 C1	20,000,000.00	100.37 20,075,000.00	100.79 20,159,000.00	84,000.00	—
	APPLIED SYSTEMS TM B 1LN 02/31 C1	570,000.00	99.87 569,287.50	100.79 574,531.50	5,244.00	—
	ASCEND LEARNING TM 2LN 11/29 C1	650,000.00	85.08 553,078.50	98.10 637,650.00	84,571.50	—
	ASURION TM B10 1LN 8/17/28 C1	9,337,800.00	97.85 9,137,037.30	98.92 9,237,138.51	100,101.21	—
	ATHENAHEALTH TM B 1LN 02/15/29 C1	6,183,750.93	98.10 6,066,383.33	99.78 6,170,208.51	103,825.18	—
	BAYER ENVIR SCI TERM 1LN 10/29 C1	6,186,961.33	95.40 5,902,484.84	99.96 6,185,043.37	282,558.53	—
	BLUETRITON BRA TM	15,895,162.50	98.00	100.32	369,562.52	—

B 1LN 03/28 C1		15,577,259.25	15,946,821.77		
BRANDSAFWAY TM B 1LN 08/01/30 C1	2,611,875.00	97.51 2,546,969.90	100.51 2,625,195.56	78,225.66	—
CLEAR CHANNEL TM B 1LN 08/27 C1	15,140,000.00	99.00 14,988,600.00	98.50 14,912,900.00	△75,700.00	—
CONSOLIDATED EN TM B 1LN 11/30 C1	9,010,000.00	97.00 8,739,700.00	98.75 8,897,375.00	157,675.00	—
CORELOGIC TERM B 1LN 06/02/28 C1	15,565,443.04	93.62 14,572,834.73	98.56 15,342,701.55	769,866.82	—
COTIVITI INC TERM 1LN 05/01/31 C1	9,010,000.00	100.00 9,010,000.00	99.83 8,994,953.30	△15,046.70	—
COTIVITI TM B 1LN 05/01/31 C1	2,275,000.00	99.50 2,263,625.00	100.43 2,284,964.50	21,339.50	—
COX MEDIA TM B 1LN INCR 12/26 C1	14,282,378.52	91.35 13,047,666.89	82.38 11,767,108.83	△1,280,558.06	—
CSC SERVICEWORKS TM B 1LN 3/28 C1	18,486,484.60	86.09 15,916,493.51	85.96 15,891,721.62	△24,771.89	—
DEL MONTE FOODS TM B 1LN 05/29 C1	10,303,100.00	98.24 10,122,589.68	77.87 8,023,539.12	△2,099,050.56	—
ECHO GLOBAL LOGIS TM 2LN 10/28 C1	1,915,000.00	99.20 1,899,680.00	100.00 1,915,000.00	15,320.00	—
EXAMWORKS TERM B 1LN 11/01/28 C1	588,000.00	99.80 586,859.28	100.39 590,299.08	3,439.80	—
FINASTRA TSFR3M+725 1LN 09/29 C1	21,596,520.78	98.29 21,229,379.87	100.00 21,596,520.78	367,140.91	—
FINASTRA TSFR3M+725 1LN 09/29 C1	504,377.34	98.29 495,802.87	100.00 504,377.34	8,574.47	—
FRST EAGLE TERM B 1LN 2/1/27 C1	1,444,842.55	99.20 1,433,356.05	99.91 1,443,542.19	10,186.14	—
GREAT OUTDOOR TM B1 1LN 3/5/28 C1	6,092,114.20	99.19 6,043,011.75	100.17 6,102,592.63	59,580.88	—
HUB INTL TM B 1LN 06/30 C1	1,890,511.87	100.32 1,896,656.03	100.76 1,904,917.57	8,261.54	—
HUB INTL TM B 1LN 06/30 C3	4,738.13	100.32 4,753.58	100.76 4,774.23	20.65	—
HUNTER DOUGLAS TERM B 1LN 2/29 C1	2,461,302.84	96.54 2,376,338.66	100.12 2,464,379.46	88,040.80	—
HUNTER DOUGLAS TERM B 1LN 2/29 C2	903,759.66	96.54 872,561.87	100.12 904,889.35	32,327.48	—
INTERNET BRANDS TM B 1LN 04/28 C1	15,467,019.51	96.65 14,949,029.02	100.12 15,486,353.28	537,324.26	—
NEPTUNE BID US 1 TERM B 04/29 C1	32,209,650.00	89.32 28,770,625.66	95.63 30,804,665.06	2,034,039.40	—
NIELSEN HOLDING TM	9,504,000.00	88.62	95.30	634,772.16	—

A 1LN 10/28 C1		8,422,920.00	9,057,692.16		
NORTHEAST GROCE TM B 1LN 12/28 C1	2,975,000.00	97.00 2,885,750.00	99.75 2,967,562.50	81,812.50	—
OMNIA PARTNERS TM 1LN 7/19/30 C1	937,650.00	100.03 937,950.04	100.46 942,000.69	4,050.65	—
ROSEN TERM B 1LN 03/24/31 C1	1,245,000.00	99.75 1,241,887.50	100.50 1,251,225.00	9,337.50	—
SANCHEZ DIP ROLL UP TL 5/11/20 C1	1,489,000.00	— —	— —	—	—
SANCHEZ TERM 1LN DIP 05/11/20 C1	1,814,338.93	— —	— —	—	—
SANCHEZ TERM 1LN DIP 05/11/20 C2	1,638,087.99	— —	— —	—	—
SFR TERM B14 1LN 08/15/28 C1	15,277,381.08	84.99 12,985,468.37	71.54 10,929,743.97	△2,055,724.40	—
SHEARER'S FOODS TM B 1LN 02/31 C1	439,549.18	98.99 435,153.68	100.81 443,122.71	7,969.03	—
SHEARER'S FOODS TM B 1LN 02/31 C2	535,450.82	98.99 530,096.31	100.81 539,804.03	9,707.72	—
SOFTBANK SVF II TERM 1LN 12/24 C1	17,274,302.95	100.00 17,274,302.95	98.25 16,972,002.64	△302,300.31	—
SUBCOM TERM B 1LN 01/30/2031 C1	1,820,000.00	99.00 1,801,800.00	100.83 1,835,160.60	33,360.60	—
SUNSOURCE TERM 1LN 03/25/31 C1	2,785,000.00	99.50 2,771,075.00	100.90 2,810,232.10	39,157.10	—
TKC HOLDINGS TERM 1LN 05/28 C1	8,177,219.58	94.78 7,750,695.80	99.79 8,160,210.96	409,515.16	—
TOPGLF CLL TERM B 1LN 03/09/30 C1	1,173,150.00	99.45 1,166,768.06	100.51 1,179,226.91	12,458.85	—
TORY BURCH TERM B 1LN 04/14/28 C1	2,954,430.36	98.79 2,918,829.47	100.02 2,955,257.60	36,428.13	—
TRUIST INSURANCE TM 2L 03/32 C1	9,950,000.00	100.00 9,950,000.00	102.20 10,169,696.00	219,696.00	—
UBER TERM B 1LN 03/01/30 C1	5,021,956.04	100.18 5,031,296.87	100.60 5,052,288.65	20,991.78	—
UKG TERM B 1LN 02/10/31 C1	10,938,200.02	99.90 10,928,336.62	100.75 11,020,236.52	91,899.90	—
UNIVAR TM B 1LN 08/01/30 C1	925,355.81	100.15 926,790.11	101.06 935,192.34	8,402.23	—
US LBM TERM B 1LN 12/18/27 C1	8,332,124.62	96.96 8,079,577.92	99.48 8,289,547.46	209,969.54	—
USI TM B 1LN 11/22/29 C1	2,937,911.62	100.14 2,942,142.21	100.41 2,950,162.71	8,020.50	—
WORLDPAY TERM B 1LN 01/31/31 C1	14,290,000.00	99.50 14,218,550.00	100.44 14,353,733.40	135,183.40	—

貸付債権／アメリカ・ドル		358,893,609.10	360,179,203.63	1,285,594.53	
小計		(56,105,837,911)	(56,306,814,903)	(200,976,992)	
貸付債権		56,105,837,911	56,306,814,903	200,976,992	
合 計		(56,105,837,911)	(56,306,814,903)	(200,976,992)	
合 計		56,105,837,911	56,306,814,903	200,976,992	
		(56,105,837,911)	(56,306,814,903)	(200,976,992)	

1. 小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建貸付債権に関するもので、内書きであります。

ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期中間計算期間（2024年5月23日から2024年11月22日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年2月17日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴見 将史
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド（資産成長型）D（為替ヘッジなし）の2024年5月23日から2024年11月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド（資産成長型）D（為替ヘッジなし）の2024年11月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年5月23日から2024年11月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フィデリティ投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド（資産成長型）Ｄ（為替ヘッジなし）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第11期計算期間 2024年5月22日現在	第12期中間計算期間 2024年11月22日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	391,058,200	370,763,072
親投資信託受益証券	171,518,037,181	204,474,586,453
未収入金	1,228,822,792	1,922,360,153
流動資産合計	173,137,918,173	206,767,709,678
資産合計	173,137,918,173	206,767,709,678
負債の部		
流動負債		
未払解約金	391,058,200	713,915,741
未払受託者報酬	16,052,008	20,636,832
未払委託者報酬	1,187,852,422	1,527,128,958
その他未払費用	11,416,563	12,020,512
流動負債合計	1,606,379,193	2,273,702,043
負債合計	1,606,379,193	2,273,702,043
純資産の部		
元本等		
元本	74,204,471,451	84,818,710,720
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	97,327,067,529	119,675,296,915
（分配準備積立金）	35,772,123,487	32,589,286,281
元本等合計	171,531,538,980	204,494,007,635
純資産合計	171,531,538,980	204,494,007,635
負債純資産合計	173,137,918,173	206,767,709,678

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期中間計算期間 自 2023年5月23日 至 2023年11月22日	第12期中間計算期間 自 2024年5月23日 至 2024年11月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	11,924,661,470	9,966,243,383
営業収益合計	11,924,661,470	9,966,243,383
営業費用		
受託者報酬	12,207,942	20,636,832
委託者報酬	903,391,308	1,527,128,958
その他費用	7,383,379	12,020,512
営業費用合計	922,982,629	1,559,786,302
営業利益又は営業損失(△)	11,001,678,841	8,406,457,081
経常利益又は経常損失(△)	11,001,678,841	8,406,457,081
中間純利益又は中間純損失(△)	11,001,678,841	8,406,457,081
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	533,905,170	△8,351,883
期首剰余金又は期首欠損金(△)	41,096,872,969	97,327,067,529
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,480,313,248	23,856,756,771
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,480,313,248	23,856,756,771
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,925,607,564	9,923,336,349
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,925,607,564	9,923,336,349
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	65,119,352,324	119,675,296,915

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第11期計算期間 2024年 5 月22日現在	第12期中間計算期間 2024年11月22日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	48,075,185,392 円	74,204,471,451 円
期中追加設定元本額	38,034,215,442 円	18,176,899,422 円
期中一部解約元本額	11,904,929,383 円	7,562,660,153 円
2. 受益権の総数	74,204,471,451 口	84,818,710,720 口
3. 1口当たり純資産額	2.3116 円	2.4110 円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期中間計算期間 自 2023年 5 月23日 至 2023年11月22日	第12期中間計算期間 自 2024年 5 月23日 至 2024年11月22日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.33%以内の額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	2024年 5 月22日現在	2024年11月22日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	47,537,021,249	23,718,439,121
金銭信託	743,928,691	1,612,012
貸付債権	56,306,814,903	54,677,957,443
株式	25,349,521,485	28,670,651,050
新株予約権証券	687,184,490	294,516,467
社債券	792,705,508,251	853,783,813,032
派生商品評価勘定	—	2,582,231
未収入金	—	238,776,859
未収配当金	29,840,288	26,827,613
未収利息	12,233,146,653	13,179,067,445
前払費用	131,886,398	146,134,866
その他未収収益	—	412,328
流動資産合計	935,724,852,408	974,740,790,467
資産合計	935,724,852,408	974,740,790,467
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	32,960,058	322
未払金	13,976,150,174	8,944,916,296
未払解約金	7,175,980,220	8,278,365,228
流動負債合計	21,185,090,452	17,223,281,846
負債合計	21,185,090,452	17,223,281,846
純資産の部		
元本等		
元本	150,973,988,753	150,345,724,022
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	763,565,773,203	807,171,784,599
元本等合計	914,539,761,956	957,517,508,621
純資産合計	914,539,761,956	957,517,508,621
負債純資産合計	935,724,852,408	974,740,790,467

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式、新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 貸付債権の評価基準及び評価方法	貸付債権 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
3. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2024年 5 月22日現在	2024年11月22日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	136,344,593,208 円	150,973,988,753 円
期中追加設定元本額	29,424,312,424 円	7,478,083,110 円
期中一部解約元本額	14,794,916,879 円	8,106,347,841 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド (毎月決算型) B (為替ヘッジなし)	119,222,247,194 円	114,983,998,747 円
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド (資産成長型) D (為替ヘッジなし)	28,314,520,137 円	32,105,669,271 円
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド (適格機関投資家専用)	2,226,212,084 円	2,094,385,529 円
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド (毎月決算型) A (為替ヘッジあり)	629,927,715 円	557,948,586 円
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド (資産成長型) C (為替ヘッジあり)	484,587,861 円	456,268,821 円
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド V A (適格機関投資家専用)	10,294,199 円	8,063,303 円
フィデリティ・ＵＳハイ・イールド・ファンド (隔月決算型) (為替ヘッジなし)	86,199,563 円	139,389,765 円
計	150,973,988,753 円	150,345,724,022 円
3. 受益権の総数	150,973,988,753 口	150,345,724,022 口
4. 1口当たり純資産額	6.0576 円	6.3688 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 貸付債権 重要な会計方針に係る事項に関する注記「貸付債権の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (4) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

種類	2024年 5 月22日 現在				2024年11月22日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	6, 975, 940, 008	—	7, 008, 687, 822	△32, 747, 814	8, 278, 345, 547	—	8, 275, 763, 316	2, 582, 231
アメリカ・ドル	6, 975, 940, 008	—	7, 008, 687, 822	△32, 747, 814	8, 278, 345, 547	—	8, 275, 763, 316	2, 582, 231
買建	543, 888, 479	—	543, 676, 235	△212, 244	1, 592, 331	—	1, 592, 009	△322
アメリカ・ドル	543, 888, 479	—	543, 676, 235	△212, 244	1, 592, 331	—	1, 592, 009	△322
合計	7, 519, 828, 487	—	7, 552, 364, 057	△32, 960, 058	8, 279, 937, 878	—	8, 277, 355, 325	2, 581, 909

(注1) 時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 - ② 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2024年12月30日現在)

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	213,082,951,010	円
II 負債総額	623,701,276	円
III 純資産総額 (I - II)	212,459,249,734	円
IV 発行済数量	86,495,203,361	口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	2.4563	円

(参考) マザーファンドの純資産額計算書
フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド

(2024年12月30日現在)

種 類	金 額	単 位
I 資産総額	977,681,413,736	円
II 負債総額	1,861,101,664	円
III 純資産総額 (I - II)	975,820,312,072	円
IV 発行済数量	150,134,739,123	口
V 1単位当たり純資産額 (III / IV)	6.4996	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿
作成しません。
- (3) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (4) 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容
ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

(注) 委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

○ 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。

○ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等（2024年12月末日現在）

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

委託会社は、監査役設置会社であります。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経營業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認します。

取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

② 運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

1. 個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行いません。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、世界の主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果が入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門において部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。また、運用に関するコンプライアンス部門においては、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜関係部門にフィードバックしています。運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2024年12月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託179本、単位型株式投資信託2本、親投資信託52本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額6,719,769,129,858円です。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。第39期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。
具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月8日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平山 晃一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 財務諸表に対する意見を表明するために、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第37期 (2022年12月31日)	第38期 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,022,979	2,269,485
立替金	62,774	59,949
前払費用	355,433	460,082
未収委託者報酬	7,302,518	9,026,865
未収運用受託報酬	1,270,509	5,354,461
未収収益	6,568	5,845
未収入金	*1 279,442	152,986
流動資産計	12,300,226	17,329,675
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
長期貸付金	*1 5,754,864	5,953,460
長期差入保証金	11,755	11,755
繰延税金資産	371,268	288,014
その他	230	230
投資その他の資産合計	6,138,118	6,253,460
固定資産計	6,145,605	6,260,947
資産合計	18,445,832	23,590,622
負債の部		
流動負債		
預り金	158	7
未払金		
未払手数料	3,386,058	4,192,323
その他未払金	*1 3,949,135	2,192,059
未払費用	1,205,608	3,445,819
未払法人税等	256,966	1,616,600
未払消費税等	678,471	1,176,325
賞与引当金	755,779	376,001
流動負債合計	10,232,176	12,999,137
固定負債		
長期賞与引当金	8,295	-
退職給付引当金	1,907,940	2,028,331
固定負債合計	1,916,235	2,028,331
負債合計	12,148,412	15,027,469
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	250,000	250,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,047,420	7,313,153
利益剰余金合計	5,297,420	7,563,153
株主資本合計	6,297,420	8,563,153
純資産合計	6,297,420	8,563,153
負債・純資産合計	18,445,832	23,590,622

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	48,219,377	55,200,925
運用受託報酬	7,978,913	10,031,924
その他営業収益	196,056	153,966
営業収益計	56,394,346	65,386,816
営業費用	*1	
支払手数料	21,912,619	25,160,937
広告宣伝費	270,363	282,742
調査費		
調査費	563,944	551,589
委託調査費	13,400,947	15,194,030
営業雑経費		
通信費	78,488	139,609
印刷費	55,842	47,328
協会費	22,224	27,212
その他	1,512	2,007
営業費用計	36,305,942	41,405,457
一般管理費		
給料		
給料・手当	2,641,460	2,762,834
賞与	1,673,842	1,333,847
福利厚生費	525,602	575,347
交際費	13,087	17,945
旅費交通費	70,519	108,866
租税公課	162,863	205,434
弁護士報酬	2,415	2,569
不動産賃貸料・共益費	412,937	427,958
退職給付費用	208,922	272,377
消耗器具備品費	3,219	17,110
事務委託費	6,759,389	7,249,585
諸経費	303,872	288,510
一般管理費計	12,778,130	13,262,388
営業利益	7,310,273	10,718,971
営業外収益		
受取利息	*1	
保険配当金	9,662	10,648
雑益	3,309	108
営業外収益計	29,116	27,315
営業外費用		
寄付金	2,930	1,500
為替差損	233,624	112,525
雑損	109	306
営業外費用計	236,664	114,331
経常利益	7,102,725	10,631,955
特別利益		
特別退職金戻入額	17,315	-
特別利益計	17,315	-
特別損失		
特別退職金	4,125	52,541
事務過誤損失	105	-
特別損失計	4,230	52,541
税引前当期純利益	7,115,810	10,579,414
法人税、住民税及び事業税	2,220,713	3,230,427
法人税等調整額	(152,321)	83,253
法人税等合計	2,068,392	3,313,680
当期純利益	5,047,418	7,265,733

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	250,000	3,231,341	3,481,341	4,481,341	4,481,341
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(3,231,340)	(3,231,340)	(3,231,340)	(3,231,340)
当期純利益	-	-	5,047,418	5,047,418	5,047,418	5,047,418
当期変動額合計	-	-	1,816,078	1,816,078	1,816,078	1,816,078
当期末残高	1,000,000	250,000	5,047,420	5,297,420	6,297,420	6,297,420

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	250,000	5,047,420	5,297,420	6,297,420	6,297,420
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)	(5,000,000)
当期純利益	-	-	7,265,733	7,265,733	7,265,733	7,265,733
当期変動額合計	-	-	2,265,733	2,265,733	2,265,733	2,265,733
当期末残高	1,000,000	250,000	7,313,153	7,563,153	8,563,153	8,563,153

注記事項

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。

これらには実績報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬(運用報酬)については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 実績報酬

実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

第37期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

第38期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第37期 (2022年12月31日)	第38期 (2023年12月31日)
未収入金	2,693 千円	4,375 千円
その他未払金	3,683,257 千円	1,487,550 千円
長期貸付金	5,553,660 千円	5,943,660 千円

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業費用	17,246,408 千円	19,338,423 千円
受取利息	8,825 千円	12,877 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

① 金銭による配当

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当

2022年12月13日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- (1) 配当財産の種類 長期貸付金
- (2) 配当財産の帳簿価格 3,231,340 千円
- (3) 1株当たりの配当額 161 千円
- (4) 基準日 2022年12月13日
- (5) 効力発生日 2022年12月13日

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000 株	-	-	20,000 株
合計	20,000 株	-	-	20,000 株

2. 配当に関する事項

① 金銭による配当

該当事項はありません。

② 金銭以外による配当

2023年12月12日の取締役会において、次のとおり決議しております。

- (1) 配当財産の種類 長期貸付金
- (2) 配当財産の帳簿価格 5,000,000 千円
- (3) 1株当たりの配当額 250 千円
- (4) 基準日 2023年12月12日
- (5) 効力発生日 2023年12月12日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収収益、未収入金についてはそれらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。

また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第37期（2022年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	5,754,864	5,754,864	-
資産計	5,754,864	5,754,864	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(5,754,864千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	5,953,460	5,953,460	-
資産計	5,953,460	5,953,460	-

(注1) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権のうち長期貸付金(5,953,460千円)については、契約上返済期限の定めがないため、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第37期（2022年12月31日）

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	-	5,754,864	-	5,754,864
資産計	-	5,754,864	-	5,754,864

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

第38期（2023年12月31日）

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
(1) 長期貸付金	-	5,953,460	-	5,953,460
資産計	-	5,953,460	-	5,953,460

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

第37期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,995,588
勤務費用	174,611
利息費用	10,753
数理計算上の差異の発生額	△45,265
退職給付の支払額	△228,588
退職給付債務の期末残高	1,907,099

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	1,907,099
未認識過去勤務費用	841
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,907,940
退職給付引当金	1,907,940
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,907,940

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	150,582
利息費用	9,273
数理計算上の差異の費用処理額	△45,265
過去勤務債務の費用処理額	△1,874
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	112,715

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 1.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は96,206千円であります。

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型年金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定給付型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,907,099
勤務費用	178,071
利息費用	24,955
数理計算上の差異の発生額	△5,376
退職給付の支払額	△76,418
退職給付債務の期末残高	2,028,331

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331
退職給付引当金	2,028,331
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,028,331

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	157,671
利息費用	22,096
数理計算上の差異の費用処理額	△5,376
過去勤務債務の費用処理額	△841
確定給付型年金制度に係る退職給付費用	173,550

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.7%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は98,827千円であります。

(税効果会計関係)

1. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期 (2022年12月31日)	第38期 (2023年12月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	91,806	89,646
賞与引当金	231,419	115,131
退職給付引当金	584,211	621,075
資産除去債務	1,644	1,644
その他	87,153	125,470
繰延税金資産小計	996,233	952,966
評価性引当額	△624,965	△664,952
繰延税金資産合計	371,268	288,014
繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額	371,268	288,014

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第37期 (2022年12月31日)	第38期 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.38%	0.33%
評価性引当額	△2.19%	2.62%
過年度法人税等	0.23%	△2.25%
その他	0.02%	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.07%	31.32%

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

(収益認識関係)

第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	48,219,377	-	48,219,377
運用受託報酬	3,116,449	4,862,463	7,978,913
その他営業収益	196,056	-	196,056
合計	51,531,882	4,862,463	56,394,346

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	55,200,925	-	55,200,925
運用受託報酬	3,047,735	6,984,189	10,031,924
その他営業収益	153,966	-	153,966
合計	58,402,627	6,984,189	65,386,816

2. 収益を理解するための基礎となる情報

第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 及び 第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

注記事項(重要な会計方針)の2.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	7,035,957	8,573,027

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	8,573,027	14,381,326

(注)なお、当事業年度の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第37期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）及び 第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第37期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	48,219,377	7,978,913	196,056	56,394,346

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(1) 委託者報酬

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
フィデリティ・U S リート・ファンドB (為替ヘッジなし)	9,173,768	資産運用業
フィデリティ・U S ハイ・イールド・ファンド	7,286,922	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	6,452,328	資産運用業

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示ができないため、記載を省略しております。

第38期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への売上高	55,200,925	10,031,924	153,966	65,386,816

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(1) 委託者報酬

(単位:千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
フィデリティ・U S リート・ファンドB (為替ヘッジなし)	8,824,933	資産運用業
フィデリティ・U S ハイ・イールド・ファンド	8,558,231	資産運用業
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為替ヘッジなし)	7,353,735	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	6,925,937	資産運用業

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示ができないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の 名称	会社等の 所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	FIL Limited	英 領 バ ミ ュ ー ダ、ペン ブローク 市	千米ドル 6,825	投資顧問 業	被所有間 接100 %	投資顧問 契約の再 委任等役 員の兼任	委託調査等報 酬 (注3) 共通発生経費 負担額 (注4)	千円 — 12,450,274	未収入金 未払金	千円 2,693 767,387
親会社	フィデリ テイ・バ ン・ホル ディング ス株式 会社	東京都港 区	千円 4,510,000	グループ 会社経営 管理	被所有直 接100 %	当社事業 活動の管 理等役員 の兼任	金銭の貸付 (注1) 利息の受取 (注1) 共通発生経費 負担額 (注4) 連結法人税の 個別帰属額 剰余金の配当	千円 2,208,660 8,825 256,643 — 3,231,340	長期貸付金 未収入金 未払金 未払金 未払金	千円 5,553,660 — 46,250 1,788,272 —
親会社	FIL Asia Holdings Pte Limited	シンガ ポール、 ブルバ ード市	千米ドル 189,735	グループ 会社経営 管理	被所有間 接100%	営業取引	共通発生経費 負担額 (注4)	千円 4,539,490	未払金	千円 1,081,346

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親 会社をも つ会社	フィデリ テイ証券 株式会社	東京都港 区	千円 11,757,500	証券業	なし	当社設定 投資信託 の募集・ 販売	共通発生経費 負担額 (注4) 投資信託販売 に係る代行手 数料 (注5)	千円 391,995 800,707	未収入金 未払金	千円 52,615 67,683

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited (非上場)
- ・FIL Asia Holdings Pte Limited (非上場)
- ・FIL Japan Holdings (Singapore) Pte Limited (非上場)
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 (非上場)

第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 6,825	投資顧問業	被所有間接100 %	投資顧問契約の再委任等役員の兼任	委託調査等報酬 (注3) 共通発生経費負担額 (注4)	千円 — 14,263,790	未収入金 未払金	千円 4,375 900,697
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有直接100 %	当社事業活動の管理等役員の兼任	金銭の貸付 (注1) 利息の受取 (注1) 共通発生経費負担額 (注4) グループ通算制度の通算税効果額 剰余金の配当	千円 390,000 12,877 258,088 — 5,000,000	長期貸付金 未収入金 未払金 未払金 未払金	千円 5,943,660 — 47,052 46,398 —
親会社	FIL Asia Holdings Pte Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 189,735	グループ会社経営管理	被所有間接100%	営業取引	共通発生経費負担額 (注4)	千円 4,816,544	未払金	千円 493,401

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
			千円					千円		千円
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	12,657,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額 (注4)	357,778	未収入金	115,231
							投資信託販売に係る代行手数料 (注5)	813,267	未払金	72,123
							グループ通算制度の通算税効果額	-	未払金	478,598

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

- ・FIL Limited (非上場)
- ・FIL Asia Holdings Pte Limited (非上場)
- ・FIL Japan Holdings (Singapore) Pte Limited (非上場)
- ・フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 (非上場)

(1株当たり情報)

	第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	314,871円00銭	428,157円66銭
1株当たり当期純利益	252,370円92銭	363,286円66銭

なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第37期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	第38期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益(千円)	5,047,418	7,265,733
普通株式に係る当期純利益(千円)	5,047,418	7,265,733
期中平均株式数	20,000株	20,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

フィデリティ投信株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 平山 晃一郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間財務諸表に対する意見表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第39期中間会計期間末 (2024年6月30日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
I 流動資産			
現金及び預金		2,812,717	
未収委託者報酬		11,491,045	
未収運用受託報酬		546,945	
未収収益		1,875	
未収入金		217,153	
その他		88,005	
流動資産計		15,157,741	55.4
II 固定資産			
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
長期貸付金		11,888,660	
長期差入保証金		11,755	
会員預託金		230	
繰延税金資産		288,014	
投資その他の資産計		12,188,660	44.6
固定資産計		12,196,147	44.6
資産合計		27,353,889	100.0

		第39期中間会計期間末 (2024年6月30日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
I 流動負債			
未払手数料		5,328,744	
その他未払金		2,430,004	
未払費用		1,597,606	
未払法人税等		1,832,277	
賞与引当金		741,477	
未払消費税等	*1	1,036,186	
その他		12	
流動負債計		12,966,309	47.4
II 固定負債			
退職給付引当金		1,995,763	
固定負債計		1,995,763	7.3
負債合計		14,962,073	54.7
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		1,000,000	
利益剰余金			
利益準備金		250,000	
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		11,141,816	
利益剰余金合計		11,391,816	
株主資本合計		12,391,816	45.3
純資産合計		12,391,816	45.3
負債・純資産合計		27,353,889	100.0

(2) 中間損益計算書

		第39期中間会計期間 自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	
科目	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益			
委託者報酬		34,574,853	
運用受託報酬		2,191,830	
その他営業収益		75,363	
営業収益計		36,842,047	100.0
II 営業費用及び一般管理費		30,803,706	83.6
営業利益		6,038,340	16.4
III 営業外収益	*2	12,928	0.0
IV 営業外費用	*3	199,989	0.5
経常利益		5,851,279	15.9
V 特別損失			
特別退職金		190,390	0.5
特別損失計		190,390	0.5
税引前中間純利益		5,660,889	15.4
法人税等	*1	1,832,226	5.0
中間純利益		3,828,662	10.4

注記事項
(重要な会計方針)

項目	第39期中間会計期間 自 2024年1月1日 至 2024年6月30日
1 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。
2 収益及び費用の計上基準	当社は、顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには実績報酬が含まれる場合があります。 (1) 運用報酬 投資運用サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益として認識しております。確定した報酬を月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。 (2) 実績報酬 実績報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。
3 その他中間財務諸表作成のための重要な事項	(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。 (2) グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

項目	第39期中間会計期間末 2024年6月30日
*1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

項目	第39期中間会計期間 自 2024年1月1日 至 2024年6月30日
*1 税金費用の取扱い	税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。
*2 営業外収益の主要な項目	営業外収益のうち主要な項目は以下のとおりであります。 貸付金利息 12,657千円
*3 営業外費用の主要な項目	営業外費用のうち主要な項目は以下のとおりであります。 為替差損 199,831千円

(金融商品関係)

第39期中間会計期間(2024年6月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金	11,888,660	11,888,660	-
資産計	11,888,660	11,888,660	-

(注) 資産

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。長期差入保証金及び会員預託金については、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

負債

未払手数料、その他未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期貸付金	-	11,888,660	-	11,888,660
資産計	-	11,888,660	-	11,888,660

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 長期貸付金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

第39期中間会計期間(2024年6月30日)

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、直接減額しております。

(収益認識関係)

第39期中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	34,574,853	-	34,574,853
運用受託報酬	1,616,810	575,019	2,191,830
その他営業収益	75,363	-	75,363
合計	36,267,027	575,019	36,842,047

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記の2. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報顧客との契約から生じた債権等

(単位:千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,381,326	12,037,991

(注)なお、当中間会計期間の期首および期末において、顧客との契約から生じた契約資産はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第39期中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第39期中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 (単位:千円)	関連する セグメント名
フィデリティ・世界割安成長株投信 Bコース (為替ヘッジなし)	5,465,806	資産運用業
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	5,163,887	資産運用業
フィデリティ・US リート・ファンドB (為替ヘッジなし)	4,651,777	資産運用業
フィデリティ・日本成長株・ファンド	3,890,726	資産運用業

(1株当たり情報)

	第39期中間会計期間 自 2024年1月1日 至 2024年6月30日
1株当たり純資産額	619,590.80円
1株当たり中間純利益金額	191,433.14円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額	3,828,662千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	3,828,662千円
普通株式の期中平均株式数	20,000株

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令、およびその他関連諸法令等で認められているものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド（資産成長型）D
（為替ヘッジなし）

投資信託約款

－ 運用の基本方針 －

投資信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

フィデリティ・US ハイ・イールド・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてフィデリティ・US ハイ・イールド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。
- ② 原則として、実質外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- ④ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらと類似の取引を行なうことができます。
- ⑤ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行なうことができます。
- ⑥ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

(3) 投資制限

- ① ハイ・イールド債券への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則毎年5月22日。決算日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託『フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド（資産成長型）D（為替ヘッジなし）』
投資信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金10万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項または第50条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむをえない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。な

お、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとし、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、委託者は、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する取扱金融機関等(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

- ② 前項の受益権の価額は、1口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等相当額を加算した価額とします。
- ③ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。)に従って結んだ契約(以下「累積投資契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の1口当たりの受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は、委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込みの代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および

受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、第 22 条、第 23 条および第 24 条に定めるものに限りします。）
 - ハ 約束手形
 - ニ 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
 - ロ 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「フィデリティ・US ハイ・イールド・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものならびに第 14 号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者

が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前3項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券、および株式の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。
- ⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律および関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条、第26条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

- 第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないません。

（投資する株式等の範囲）

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第20条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前2項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式または新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

第21条 (削 除)

(先物取引等の運用指図)

第22条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとし(以下同じ。)、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権に係る利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が

限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（投資信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図）

- 第23条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図）

- 第24条 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑤ 本条において「金利先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条において「為替先渡し取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本とし

て定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第25条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別な場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第28条 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存に係る業務

2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関

または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 32 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 33 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 34 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 10% 以内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産より支弁します。

(損益の帰属)

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 36 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 37 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 23 日から翌年 5 月 22 日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、第 1 期の計算期間は信託契約締結日から平成 26 年 5 月 22 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 38 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第 39 条 投資信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 第 3 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の 6 ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 40 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期の最初の 6 ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を第 1 項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとします。

(収益の分配方式)

第 41 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配すること

ができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合委託者の指定する取扱金融機関等は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 45 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日（以下「解約請求受付日」といいます。）から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行なうものとしします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等に対する支払いをもって免責されるものとしします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 43 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 44 条 受託者は、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日まで、償還金については第 42 条第 3 項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第 42 条第 4 項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 45 条 受益者（委託者の指定する取扱金融機関等を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定める解約単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日がニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととしします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る

この信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。
- ⑤ 委託者は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第46条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第48条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとしします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

- 第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な投資信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 52 条 この信託は、受益者が第 45 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な投資信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第 53 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第 53 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとしします。

(公告)

- 第 54 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
- <https://www.fidelity.co.jp/>
- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 55 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 56 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 25 年 5 月 23 日

委託者	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号 城山トラストタワー フィデリティ投信株式会社

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社

